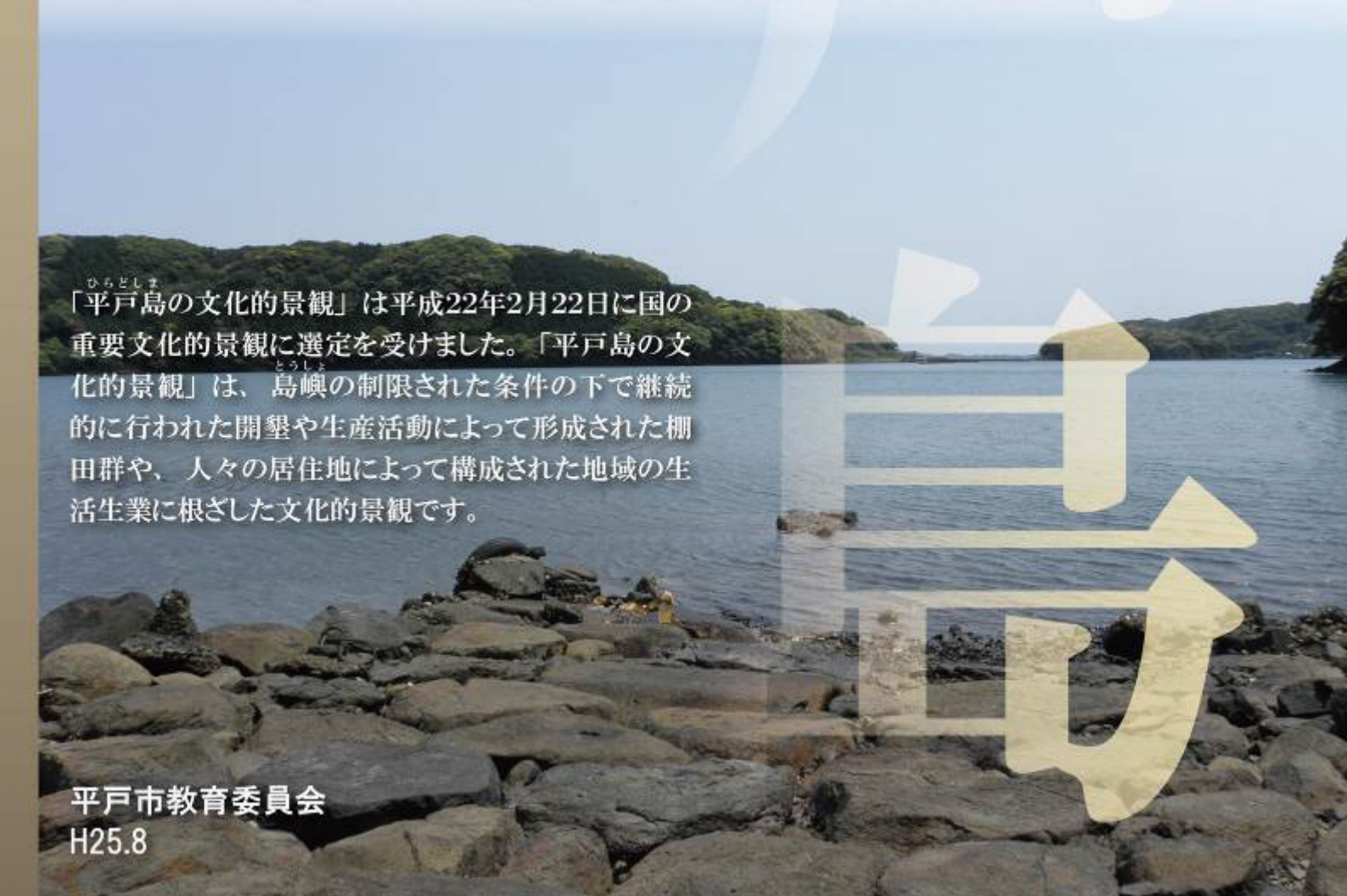




重要文化的景観

平戸島の文化的景観整備活用計画



ひらどしま
「平戸島の文化的景観」は平成22年2月22日に国の重要文化的景観に選定を受けました。「平戸島の文化的景観」は、島嶼の制限された条件の下で継続的に行われた開墾や生産活動によって形成された棚田群や、人々の居住地によって構成された地域の生活生業に根ざした文化的景観です。

はじめに

「平戸島の文化的景観」は、平成 20 年度に保存調査事業を実施し、平成 21 年 7 月に文化的景観保存計画を策定、平成 22 年 2 月に重要文化的景観に選定されました。

本計画の目的は、選定後も継続して実施されている重要文化的景観地域における追加調査の成果を踏まえ、整備活用の視点から文化的景観の価値を再編するとともに、整備活用を進めることを通して、その価値を内包する景観の保存・保全をも実現する方策を構築することにあります。

文化財保護法の中に位置づけられ、主に教育委員会で取り組みが行われる重要文化的景観保護制度は、ともすれば歴史を語り、遺跡や重要建造物の凍結的保存を目的とするひとつの手段になりかねません。しかし、生きた文化財であり、保存・保全を基本とする文化的景観は、モノを守ることが本質的価値の担保につながるのではなく、現在の景観を形成してきた社会システム（経済システム、文化システムなどのサブシステムを含む。）を活性化させ、地域住民によって必要に合わせて変化し、発展しながら引き継がれて初めて意味を持つ景観資源なのだと考えられます。文化的景観を保存・保全する主体はあくまで地域住民であり、制度を運用する上での主役であるといえるのです。

平戸市における計画対象地域は、過疎化が進む農山漁村集落であり、景観の保存・保全に関して様々な課題が見受けられます。本委員会では、これらの課題を地域資源の活用を前面に押し出し、地域住民主体による景観形成の手法を模索することで解決を図ることを提案しています。現地を歩き、地域の方々と意見交換を行う中で、衰退が進む農山漁村集落においては、景観の保存・保全と活用は両輪で動かす必要があり、資源の活用を図る中で自ずと保存・保全の仕組みが成り立つ関係を作り上げることが何よりも重要であると感じたからです。

計画対象地域は、無形の要素に独自性がみられるものの、その外観はいわゆる一般的な農山漁村集落です。これらの集落における画一的な数値基準によるガイドラインに拠らない景観保存・保全の仕組みづくりは、同様の課題を有する多くの地域において、ひとつの方向性を示す可能性があります。

平戸市においては、本計画及び関連施策を当該地域で複合的に運用することにより、景観の質の向上を図るとともに、人と人、地域と地域の「交流」を核にしながら、持続可能なまちづくりへとつながっていくよう祈念申し上げます。

平成 25 年 8 月

平戸市文化的景観推進委員会委員長
東京大学大学院教授 下村彰男

集落の文化的景観の価値と整備活用計画の考え方

1. 集落の文化的景観の価値について

<平戸島の文化的景観地域における集落構造>

現在の集落景観は、「農林水産業を営む生業空間」や「天然林や里山など自然空間」、「日常的な生活の場所である居住空間」など有形の要素から構成される。それらは近年の激しい過疎化の中においても、伝統的な組織に基づく社会システムにより、これまでかろうじて維持されてきた。この有形の要素とそれらを維持してきた仕組みの関連性を読み解き、今後の持続可能な方策を構築することが急務である。

また、信仰の対象など、象徴的な場所を数多く内包する集落の景観は独自性を示しており、その“キリシタン文化を基層とする集落構造（図1）”は、本地域における文化的景観の本質的価値に強い影響を与えている。

一 キリシタン文化を基層とする集落構造 一

平戸島と生月島は、集落が16世紀に存在していたことを、文献史料や絵図、当時布教に

訪れた宣教師の報告などで確認することができる場所であり、その後のキリスト教の禁教・潜伏・復活の各時代において発展してきた無形の要素を確認することができる場所である。この無形の要素が、他の集落との文化的な違いを決定づけるとともに、居住空間や生業空間など有形の要素と複雑に絡み合うことで、地域の景観を特徴づけている。16世紀に行われた東西文化交流は、その後、信仰を維持するための組をつくり、長期間の潜伏期を経ることで集落内に多くの聖地や殉教地などの“場所に意味のある空間”を形成させ、また、家屋の中に納戸神と呼ばれる御神体を祀ることにつながった。

現在の景観を構成する山や森などの自然空間、建造物などで構成される居住空間、棚田や段畑などによる生業空間など有形の要素に象徴的な場所など無形の要素が合わさることで、景観の独自性が生まれている。

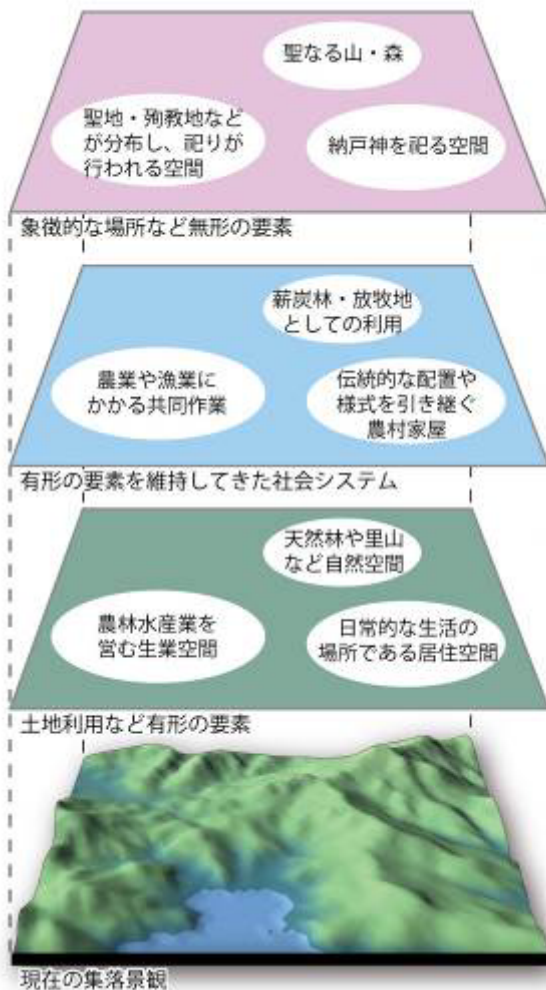


図1 キリシタン文化を基層とする集落構造

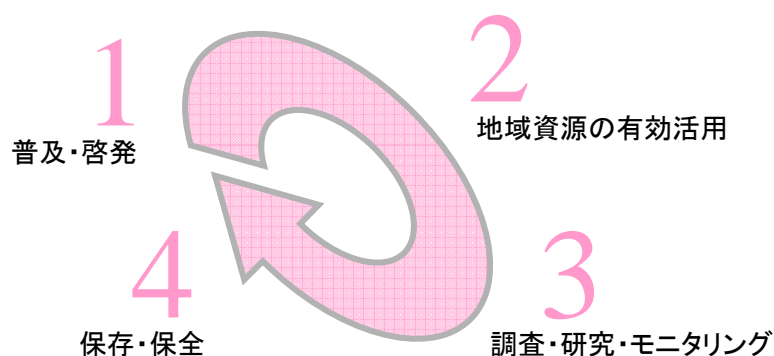
2. 文化的景観整備活用計画の考え方

<循環的な仕組みとしての整備活用計画>

人々の暮らしにより形成されてきた文化的景観の価値は、従来の文化財保護行政の補助による有形物の修復のみにより守られるものではない。文化的景観を形成してきた社会システムに重要な意味があり、それらを支えてきた仕組みを事業計画の対象とすべきである。

現在、各地域の“らしさ”が、急速な開発行為や過疎化により失われていく中で、自然や生態系、歴史的建造物だけでなく、地域の歴史や文化を基層として発展してきた日常的な景観が注目されるようになってきた。しかし、これらの景観を法律による凍結保存でコントロールすることは難しく、その日常的に変化していく景観をどのように保存・保全していくのかということが本計画の重要なテーマになっている。

平戸市においては、過疎化が進む集落の景観は、“活用することで、より確実に守ることができる”との観点から、地域資源を生かしたまちづくりと景観の保存・保全の取り組みをリンクさせ、循環的な仕組みとして本計画を運用することにより、文化的景観地域における新たな保存・保全の手法を確立させることとしている。それは、資源の保護・観光業の成立・地域振興の融合を目指すエコツーリズムの理念や手法と同義だといえ、本地域におけるエコツーリズムの導入は、地域の文化や資源を見直し、価値を再発見し、それを基盤とする新たな地域運営の仕組みづくりへとつながる可能性を持つ。より具体的には、住民が文化的景観の価値を再認識・共有することから始め、次にそれを活用して他地域からの来訪者との「交流」を促し、経済面をも含んだ活性化につなげる。そして、常時、景観に関するモニタリングを行い、価値（資源性）の低下を引き起こさないように留意することを通じて、保存・保全に結びつけ、持続的な活用を実現するという仕組みの構築を行うことが本計画の目的となる。エコツーリズムを軸とした地域住民主体による持続可能な景観形成の手法を模索すること、それは、地域における各種課題を解決し、現在の多様な集落景観の保存・保全と発展を図ることにつながると考えられる。



エコツーリズムを軸とした、①地域の文化的価値の普及・啓発、②地域資源の有効活用、③地域の調査・研究・モニタリング、④地域景観の保存・保全は、循環しながら継続的に発展するものである。



谷あい広がる広大な棚田

海岸線から山腹まで連続する棚田は、不利な耕作条件の中で、よく管理がなされている。



地域で継続される祭り（春日町丸尾山）

文化的伝統を引き継ぐ集落では、今でも様々な祀りが行われる重要な場所が形成されている。集落では、仏教や神道、かくれキリシタン、その他の信仰が並存している。



地域で開催される棚田ウォークなどのイベント（春日町）

過疎化が進む集落では、景観を生かしたまちづくりが模索されている。持続可能な取り組みへとつなげることが重要であり、地域と行政の役割が問われている。



地域の食に注目したイベント（根獅子町）

地域リーダーの自主的な活動により、「景観」・「食」・「交流」をテーマとした、食まつりやシンポジウムが開催され、特色あるまちづくりが進められている。（写真提供：根獅子集落機能再編協議会）



地域勉強会の継続

平戸市文化的景観推進委員会委員を中心に行われる勉強会は、地域において他地区の取り組み状況を知るよい機会となっており、地域資源の再認識（価値観の転換）を図る上で重要なものである。



様々な「交流」をテーマとした取り組み

域外との交流は、地域の弱みを解決する手段になり得る。また、域内における世代間交流などにより、地域コミュニティの復活を喜ぶ声も聞かれる。



地域住民のネットワークづくり

重要文化的景観選定地区でまちづくりの取り組みを行っている住民間で情報共有の場を持つことは重要である。近江八幡市で開催された重要文化的景観ワークショップには、全国7地区から約30名が集まった。



“重要文化的景観”の認知度向上を図る

全国各地のまちづくりグループが主催するイベントでパネル展を開催するなど、小さなことから重要文化的景観の認知度向上に向けた取り組みを進めることは有効である。(写真は、平成24年に高知県で開催した「第4回まるごと四万十 in はりまや橋」で開催したパネル展の様子)

目次

平戸島の文化的景観整備活用計画

第1章 平戸市の概要及び整備活用計画の位置づけ

1-1	計画策定の目的と事業展開の方法	1
1-1-1	計画の目的と位置づけ	1
1-1-2	計画の構成と事業の展開	4
1-2	平戸市及び重要文化的景観地域の概要	10
1-2-1	位置	10
1-2-2	沿革	11
1-2-3	人口構造、産業構造	11
1-2-4	平戸市の文化財及び文化観光推進の状況	13
1-2-5	地域内における景観維持管理の状況	16
1-2-6	学術研究の状況	16

第2章 価値の分析

2-1	「平戸島の文化的景観」の概要	17
2-1-1	文化的景観の概要	17
2-1-2	選定範囲	18
2-1-3	重要な構成要素	20
2-2	無形の価値を内包する集落の分析	23
2-2-1	調査対象地の選定	23
2-2-2	有形と無形の諸要素が示す相互関係について	27
2-2-3	建築物の特徴	31
2-2-4	「平戸島の文化的景観」の本質的価値	36

第3章 文化的景観地域における課題の整理と目標像

3-1	集落の現状と課題	37
3-2	文化的景観地域の目標像	40

第4章 既存の保存・保全の仕組み

4-1	集落保存・保全の考え方	42
4-2	土地利用規制について	43
4-2-1	既存の土地利用規制の図化	43

4-2-2	土地利用規制一覧	47
4-3	景観規制について	48
4-4	文化財保護規制（重要文化的景観）について	51
4-5	課題の整理と措置	55

第5章 整備及び活用計画

5-序	循環的な仕組みとしての整備活用計画	58
5-1	地域資源の有効活用	61
5-1-1	関連地域を包括する活用計画の策定	61
5-1-2	エコツーリズムを核としたまちづくり	66
5-1-3	活用のためのロードマップ	72
5-2	保存・保全	73
5-2-1	ガイドライン	73
5-2-2	事業調整フロー	79
5-2-3	集落修理修景計画	85
5-2-4	保存・保全のためのロードマップ	102
5-3	普及・啓発	103
5-3-1	地域文化の再認識と価値観の転換	103
5-3-2	市内外に向けた情報発信	104
5-4	調査・研究・モニタリング	105
5-4-1	対象地域における調査業務について	105
5-4-2	対象地域におけるモニタリング	106

第6章 アクションプラン

6-1	短期計画	107
6-2	中・長期計画	111
6-3	財源調査	114

別冊 ※随時更新を行うものであり、平戸市教育委員会事務室で管理を行っているもの。

- ・景観データベース（景観を構成する諸要素の関連を整理したもの）
- ・集落ごと事業計画（各集落ごとの詳細な事業計画を整理したもの）

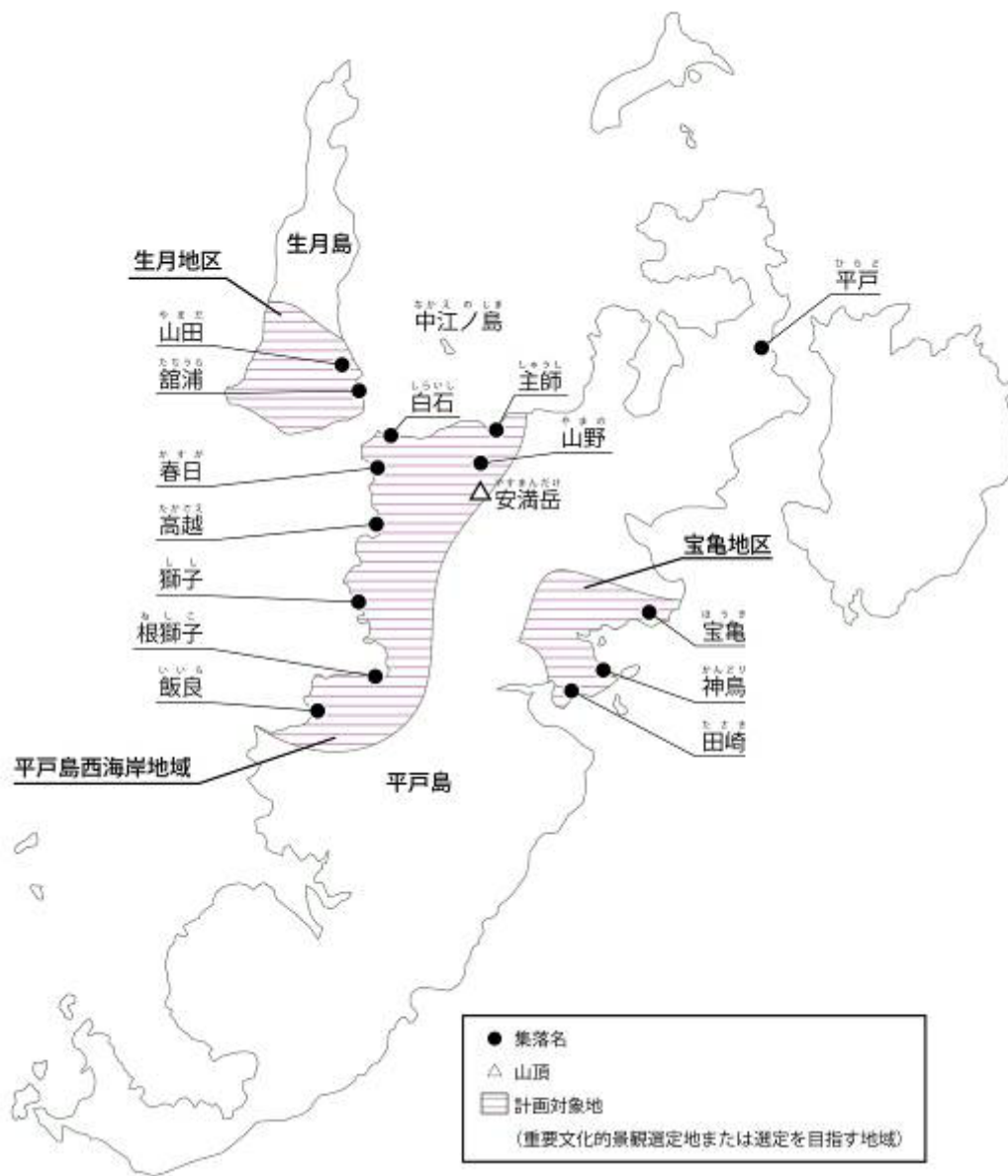


図2 計画対象範囲図



安満岳尾根の小河川沿いに集落が連続して分布する。(春日町)

第1章 平戸市の概要及び整備活用計画の位置づけ

1-1 計画策定の目的と事業展開の方法

1-1-1 計画の目的と位置づけ

(1) 目的

ここに示す計画は、重要文化的景観「平戸島の文化的景観」（平成22年2月22日選定、平成22年8月5日追加選定）地域に関する整備活用などの方針について、平戸市文化的景観推進委員会（表1）による指導助言や現地調査の成果をもとに、事務局である平戸市教育委員会文化遺産課が取りまとめたものである。

この計画の目的とするところは、選定後も継続して実施されている重要文化的景観地域における追加調査の成果を踏まえ、整備活用の視点から文化的景観の価値を再編するとともに、整備活用を進めることを通して、景観の保存・保全をも実現する方策を構築することにある。平戸市総合計画や平戸市観光振興の指針など各種計画との連携を図るほか、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産¹⁾」（以下「長崎の教会群」という。）の世界遺産登録に向けた動きも取り込みながら、当該地域の社会的発展とこれからの変革のありようを次項（1-1-2）に示す方法により調整を行い、確実な事業実施へと導く必要がある。

しかし、これまで行われてきた文化的景観の価値評価のあり方や守るべき要素の考え方が、複合的かつ複雑であることに加え、農山漁村集落（以下「集落」という。）に埋没した価値ある地域資源は顕著な有形物として景観に現れているとは限らず、地域住民にとってあまりにも日常的なその集落景観の保存・保全のあり方については、現在も継続して議論がなされているところである。議論を難しくしている要因としては、文化的景観が「重層性」や「場所性」、「一体性」などにより評価され、結果として無形の要素を含む集落景観の総体（構造）の保護をうたうことが一般的になりつつある中で、価値評価の仕方と文化財保護法などによる保護の仕組みをうまくリンクさせることができず、将来に渡る景観の変容のあり方までを踏まえた保存・保全の手法が未だ確立していないことが挙げられる。また、景観を守ることによってもたらされる地域への効果をより具体的に提示できていないことも問題である。そもそも、集落における資源の保存・保全と活用は一体のものであり、現状変更のコントロールと活用に関する事業を並行して進めなければ、景観を維持していくという目的を達成することはできない。過疎化により衰退が著しい集落においては、美しい棚田や森林だからという理由だけで維持し続けることはできず、いずれ活用できない資源はいらないと地域住民が判断する時が訪れるからである。ただ美しいから、学術的に価値があるからという理由で景観を守ることはできず、また、これら生業に密着した多様性に富む集落景観を画一的な数値基準によるガイドラインでコントロールするこ

¹⁾ 平成19年1月に世界遺産暫定リストへ記載された。平成24年6月に長崎県及び熊本県の教会堂や集落が構成資産として決定され、平戸市からは、田平天主堂のほか、「平戸島の文化的景観」地域の集落が「平戸島の聖地と集落」として選ばれている。

とも難しい。地域にとって重要と思われる小さな石祠や伝統的な形態を示す墓地、石積みなどは、それらを管理してきた仕組みを継続させる必要がその根底にあるからである。

本計画は、地域資源の利活用を図ることで、自ずと保存・保全の仕組みが成り立つ関係を築くことを骨子としている。例えば、文化的景観の価値ある資源を保存・保全しつつ、継続的に活用し、地域を発展させていくエコツアーが実施されれば、そこに組み込まれる小さな石造物や石積みなどの要素も注目されるようになり、結果的に守られ適切に管理されていくからである。地域住民に対し価値観の転換を促すことにより保存・保全を図ろうとしているのである。それまで地域にとって当たり前だったものが実は価値があり、それを守り磨いていくことが地域の経済活動にも結びついていくなれば、必然的に要素は残される。それは生きた文化財であり、今後も地域住民によって維持されていく文化的景観地区においては、ひとつの資源保護の形であるといえる。

集落内における世代間交流や域外からの交流を軸に、まちづくりを進めたいという地域の目標と、文化的資源を保存・保全するということは同義なのである。

(2) 位置づけ

本計画は、平戸市総合計画の基本理念である“ともに支えあっていく協働の精神による市民と行政が一体となったまちづくり”を達成するための施策の中に位置づけられる「平戸島と生月島の文化的景観保存計画」(平戸市教委 2009)に記載される事項²を基本としつつ、整備活用の視点からその価値を再編し、保存・保全の手法を示すものである。(図3)

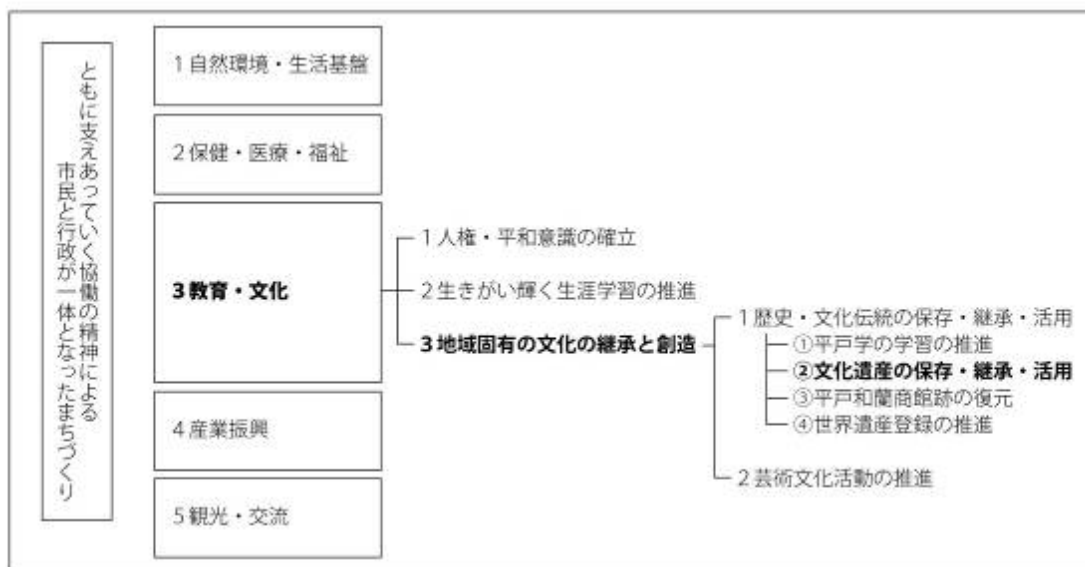


図3 平戸市総合計画施策体系図

文化的景観保護制度は、平戸市の施策の中で、3教育・文化>3地域固有の文化の継承と創造>1歴史・文化伝統の保存・継承・活用>②文化遺産の保存・継承・活用に位置づけられる。

² 平戸島と生月島の文化的景観保存計画(2009) pp.39-55 整備活用に関する考え方や整備の方針、整備活用計画の骨子(案)が示されており、詳細は後に設置される整備活用委員会が策定する計画に拠るものとする記載されている。

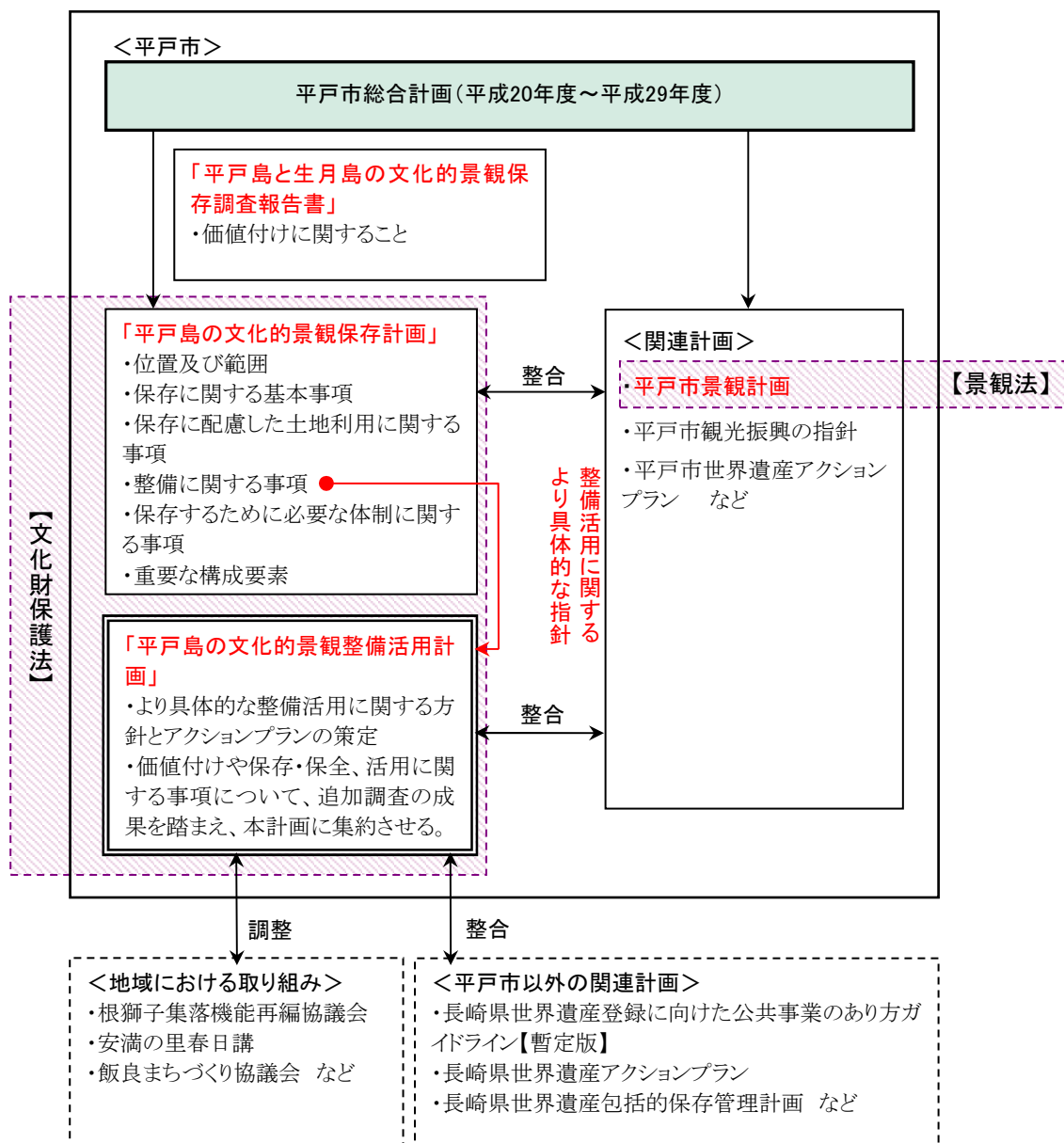


図4 関連計画の位置づけ

本計画と関連計画の相互関係は図4のとおりである。文化的景観保存計画は、平戸市総合計画との関連を示すものの、その根幹は文化財保護法に拠るものであり、安定した制度の運用を図るため、文化財行政の一貫性を保つ必要がある。

これらのモニタリングを行い、適切な指導助言を行うことは文化的景観推進委員会の大きな役割となっており、教育委員会事務局との緊密な連携が必要とされる場所である。

また、重要文化的景観地域の一部は、「長崎の教会群」の構成資産となっていることから、それらの関連計画との整合も図らねばならない。

1-1-2 計画の構成と事業の展開

本計画では、『集落の文化的価値をどのように位置づけるか』、『地域資源の有効活用や保存・保全の目標をどのように設定し普及を図るか』、『短期から中長期に至るまでのアクションプランを戦略的に練り上げることができるか』を示している。また、対象となる集落の景観と文化を次世代に引き継ぐために、6つの章（図5）から構成され、主に以下①～⑤の観点で関係機関などと調整を行うこととしている。

- ①重要文化的景観に選定された集落に存在する世界的にも貴重な文化的伝統³の再確認を行い、当該地区に残る普遍的価値の顕在化を行う。
- ②関連計画との調整を図り、適切な集落保存・保全のために必要な手段について検討を行う。
- ③地域の潜在的可能性の発掘と、文化的価値を核とした持続可能なまちづくりの方針を検討する。
- ④関係機関や地域住民による計画運用システムを構築する。受け入れに関しては限界値の見極めも行う。
- ⑤短期から中長期計画にいたるまでの戦略的目標と事業実施計画の策定、定期的なモニタリングを実施する。

本計画は、計画対象地域への戦略的な公共投資のあり方を検討するため、詳細分析が進んでいる春日集落をモデルとして全般的な方法論を提示したものであるが、重要文化的景観に選定されている他集落においても同様の作業を進めていく必要がある。

*

過疎化が進む集落において、我が町の将来像を描くことができない現状に危機感を持つ地域住民は多い。また、主な収入を町外での勤めから得る中において、農業自体の継続も大きな課題となっている。しかし、集落は重要文化的景観の選定や世界遺産の候補になるなど、国レベルの価値を内包しており、今後それらの取り組みの中で交流人口の増加が見込まれている。

文化的景観を保存・保全していくのは地域住民である。しかし住民は文化財としての美しい景観を守ることに興味があるのではなく、美しい景観を守ることで得られる生産物の高付加価値化や交流人口の増加、地域コミュニティの復活などを期待しているのである。集落の文化的・景観的価値の高まりとともに、それらを生かそうとする地域住民の動きは、景観の保存・保全の動きに直結する。地域資源の活用が他地域からの交流を促し、エコツーリズムの理念や手法を通して、自ずと保存・保全の仕組みが成り立つ関係こそが、持続可能な集落景観の維持につながるものであると考えられる。

³ 「長崎の教会群」の世界遺産登録を推進する長崎県世界遺産学術会議では、東西文化交流の結果としてキリスト教の影響を受け、計画対象地域において生まれた独自の文化の継承のことと定義しており、本書でもそれを使用している。

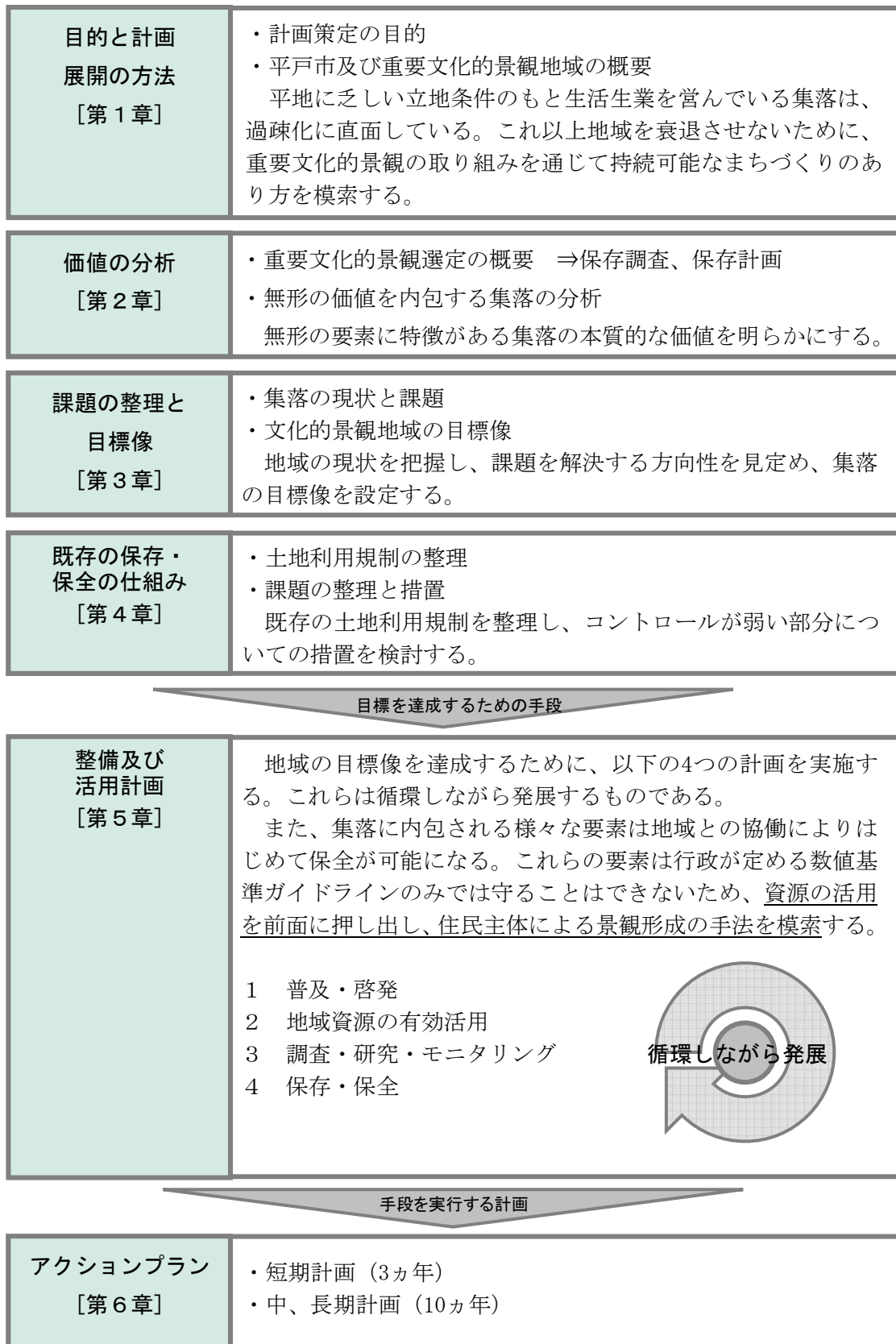


図5 本計画書の構成

本計画は、第1章「目的と計画展開の方法」、第2章「価値の分析」、第3章「課題の整理と目標像」、第4章「既存の保存・保全の仕組み」、第5章「整備及び活用計画」、第6章「アクションプラン」という構成になっている。第5章の計画は以下4項目からなる。これらは互いに密接にかかわり、循環しながら継続的に発展するものである。

◆ 普及・啓発

地域文化の再認識と価値観の転換を図るため、シンポジウムやイベント、地域勉強会を開催し、情報の共有を図るとともに、市内外への情報発信を行う。

◆ 地域資源の有効活用

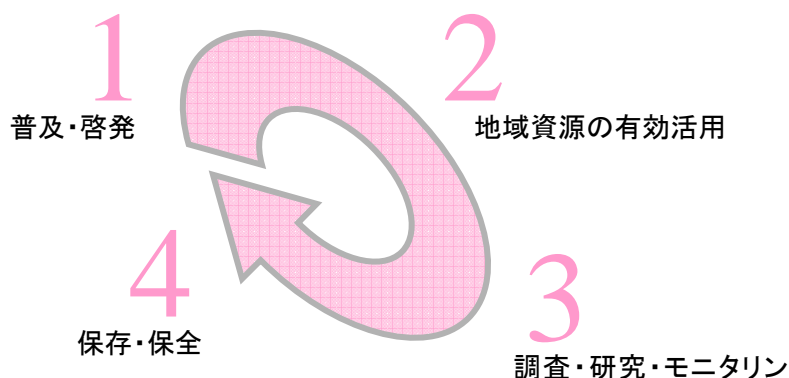
本計画に関連する地域を包括する活用計画を策定する。これは、地域の主要生産分野の社会経済的発展を支えるものであるとともに、地域活動を支える人材育成につながるものである。調査・研究により明確にされた有形無形の価値をどのように保存・保全しながら活用するのか、春日地区をモデルにロードマップにより整理を行う。

◆ 調査・研究・モニタリング

重要文化的景観に選定されるに至った文化的・景観的価値について、必要な調査研究を継続するとともに、本計画が適切に運営されているのか、また、計画策定後に地域がどのように変化しているのかを定期的に把握し、その分析結果を計画へ反映させていかねばならない。

◆ 保存・保全

公共事業及び集落修景・整備に関するガイドライン及び事業調整フローを示す。また、春日地区をモデルとして修景・整備の指針を作成する。このモデル地区で検討された手法は、他の文化的景観地区にも応用される。



活用を軸に、保存・保全を図る。(循環的な保存・保全の仕組み)

本計画は、平戸市文化的景観推進委員会（表1）により検討を重ね策定されたものである。この委員会は、平成22年8月11日に設置されたもので、これまでに実施してきた文化的景観保存調査や保存計画との整合性を図り、文化的景観地域の価値を、持続的に保存・保全、継承できる計画になるよう留意した。平成23年度においては、(株)エスティ環境設計研究所に事業の一部を委託した。

表1 平戸市文化的景観推進委員会名簿

	氏名	役職等	専門
委員長	下村 彰男	東京大学教授	造園、 観光・レクリエーション計画
副委員長	吉居 秀樹	長崎県立大学教授	公法(行政法)
委員	大森 洋子	久留米工業大学教授	建築
〃	立平 進	長崎国際大学教授（平成25年3月まで） 長崎国際大学特任教授（平成25年4月から）	民俗
〃	仲間 浩一	九州工業大学教授（平成24年3月まで） 九州工業大学非常勤講師、トレイルボックス（平成24年4月から）	地域計画、 景観デザイン
〃	西山 徳明	北海道大学教授	都市計画、 ツーリズム
〃	真板 昭夫	京都嵯峨芸術大学教授	地域計画、 観光デザイン

※委員は五十音順

指導、オブザーバー

	氏名	役職等
オブザーバー	井上 典子	文化庁記念物課文化財調査官 （平成23年9月まで）
〃	市原 富士夫	文化庁記念物課文化財調査官 （平成23年10月から）
〃	小林 利彦	長崎県教育庁学芸文化課文化財保護主事 （平成25年3月まで）
〃	松尾 俊幸	長崎県教育庁学芸文化課文化財保護主事 （平成25年4月から）

本計画は、当該地域に関係する機関や住民が、同一の目標に到達するために、絶えず取り組みに参加し事業を実施するとともに、継続的なモニタリングを推し進めるものである。これらの状況は、定期的開催される平戸市文化的景観推進委員会（後には民間団体を含む協議会を設置することも考えられる。）によって把握・整理され、さまざまな事業や調整は合意の下に行われるものである。

本計画書とは別に、別冊として景観データベースが整備されており、データベースは常に更新され、情報の蓄積を行っていくものである。



平戸市文化的景観推進委員会の様子



文化的景観推進委員 現地調査（春日町）



文化的景観推進委員現地調査（春日町）



文化庁文化財調査官による現地視察・指導助言（根獅子町）

1-2 平戸市及び重要文化的景観地域の概要

1-2-1 位置

平戸市は、九州の西、長崎県の北西端に位置し、平戸島・生月島・的山大島・度島・高島の有人島及び九州本土北西部に位置する田平と周辺の多数の島々で構成されている。

平戸島は、田平と平戸大橋により、生月島は、平戸島と生月大橋で結ばれている。的山大島・度島・高島は離島であり、交通手段は船舶のみである。

面積は235.6km²で、山は安満岳の534.6mが最も高く、河川は総じて短小であり、神曾根川の9.3kmが最長である。平坦地は少なく、起伏の多い地形で、海岸線は各所に岬が突出し、特に西海岸では海蝕崖が発達している。平戸島・生月島の西海岸を中心に、本市の約20%が西海国立公園に指定されている。

また、入り組んだ海岸線を持っているため、湾が多く、地方港湾は平戸港をはじめ6港、56条港湾が紐差港をはじめ7港、漁港は大小33港にも及んでおり、日本有数の漁港数を有している。(図6)

気候は、周囲のほとんどが海に囲まれており、対馬暖流と季節風の影響を受け、海洋性の温暖な気候で、通年の平均気温は16~17℃、年間平均降水量は2,000mm前後である。

重要文化的景観「平戸島の文化的景観」は、安満岳を中心に平戸島の東西の海岸に分布する。現在、平戸島西海岸地域は南北に走る県道1本が主要な道路として利用されている。同地域は、江戸中期から近代にかけては、船を主要な移動手段として生月島の漁業(捕鯨など)を中心とした一つの経済圏を成していたと考えられる。

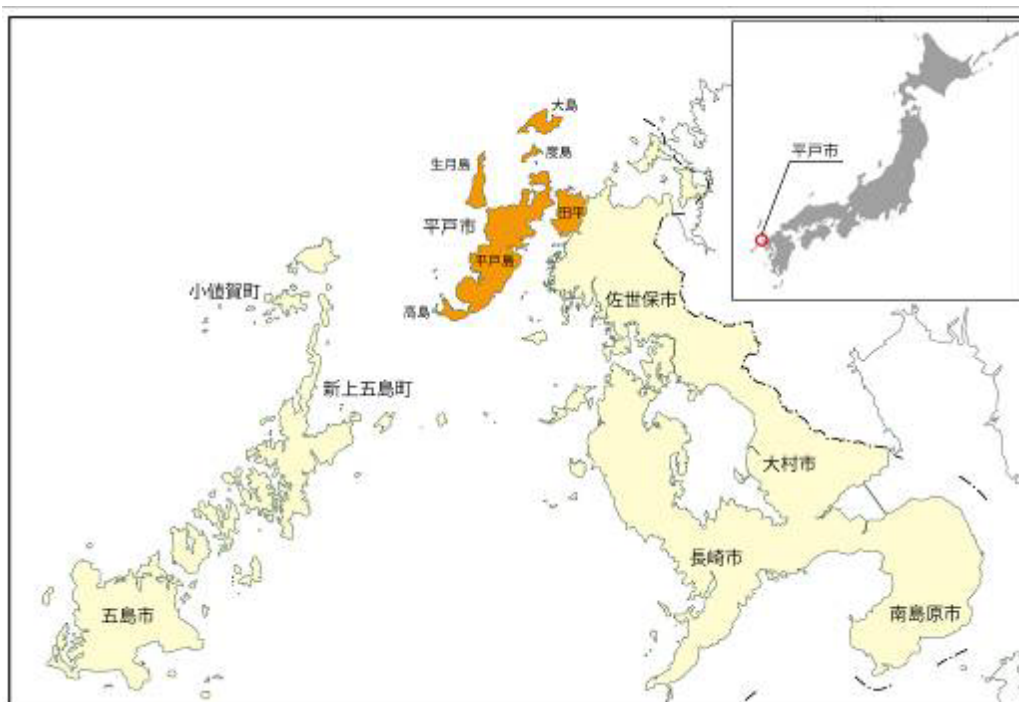


図6 平戸市位置図

1-2-2 沿革

平戸市の歴史は古く、約9万年前の日本最古級といわれる中期旧石器類が発見された入口遺跡や長崎県本土では数少ない大和政権とのつながりを示す前方後円墳が2基残っているなど、古い時代から人々の営みがあったことがうかがえる。また、古代から海外に向け開かれた古都であり、飛鳥時代から遣隋使、遣唐使の寄港地として知られ、大航海時代にはアジアやヨーロッパなど大陸交流の玄関口として栄え、16世紀にはポルトガル船が来航し、17世紀前半には、オランダやイギリスの商館が設置されるなど、南蛮文化やキリスト教伝来の地として繁栄を極めた。

江戸時代後期には、益富組、井元氏鯨組など西海捕鯨の中心地として栄え、特に益富組は日本一の規模を誇った。

明治4年の廃藩置県後、平戸の各地区は市制、町村制施行などによりそれぞれ変遷を重ね、平成17年10月1日に現在の平戸市となった。(図7)

文化的景観地区の集落をみると、平戸松浦氏の家臣籠手田氏の領土であった獅子・春日・飯良は1550年代後半、一部氏領の根獅子は1560年代前半からイエズス会の宣教師書簡にその名がみえる。江戸時代には下方村と呼ばれ、明治時代には獅子村となり、昭和30年の市町村合併で現在の行政区となった。(その後、平成17年に1市2町1村が合併)

1-2-3 人口構造、産業構造

平戸市の総人口は、38,389人(平成17年国勢調査)で、長崎県内23市町中11位、また、都市部では13市中10位の人口規模である。昭和30年と比較すると、32,655人(46%)の減少と半減しており、慢性的な人口減少が続いている。(図8)

年齢別人口構成比の推移(図9)をみると、年少人口(0歳~14歳)と生産年齢人口(15歳~64歳)はともに減少しているのに比べ、老年人口(65歳以上)は増加している。老年人口割合は、昭和35年に高齢化社会といわれる7%を超え、昭和60年に高齢社会とされる14%を超えた。また、平成7年には初めて老年人口が年少人口を上回り、平成17年では老年人口割合は29.8%となり、全国平均と比較すると9.7ポイント高くなっている。

人口総数、年少人口、生産年齢人口が減少する中、老年人口は増加し、少子高齢化がさらに進んでいる。

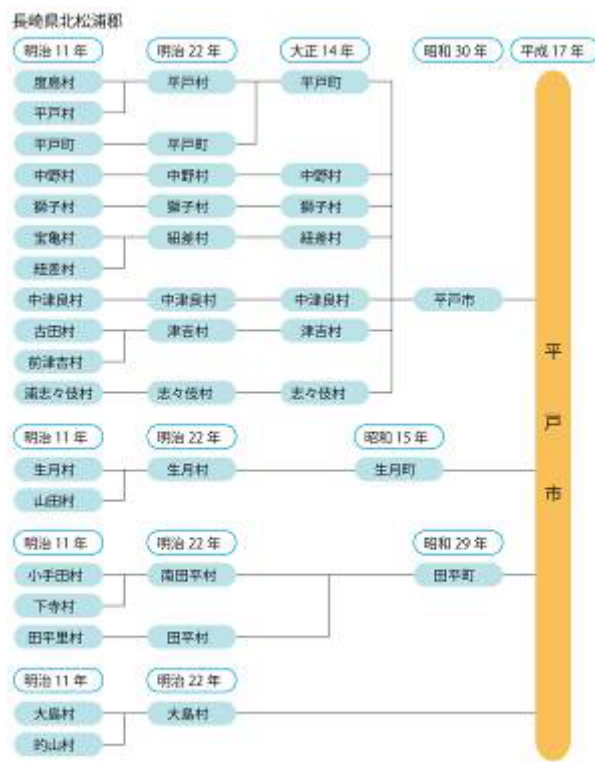


図7 行政区の変遷図

世帯数は、人口と比較すると若干の増減はあるもののほぼ横ばいの状態で推移している。また、1世帯当たりの平均世帯人員は、昭和30年の5.4人に対し、平成17年は約半分の2.8人となり、核家族化が進行している。

人口構造の推移をみると、特に大学進学などの世代である20歳～24歳の若者の流出が著しく、少子化、青壮年層の減少に連動していると考えられる。

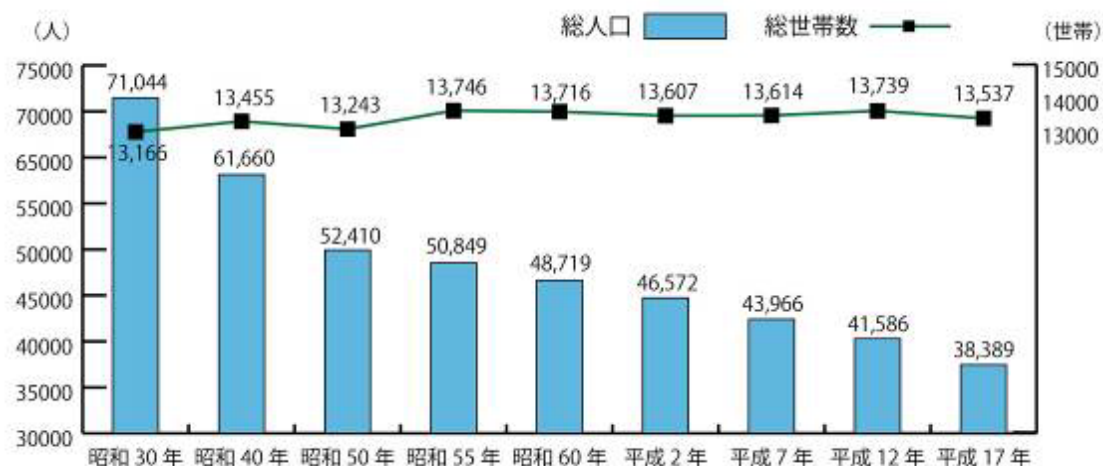


図8 総人口、総世帯数の推移（資料：国勢調査）

就業者総数は、人口減少とあいまって年々減少している。昭和30年には32,703人だったのが、平成17年には17,721人となり45.8%の減少率となっている。

産業別就業者割合の推移（図10）をみると、第1次産業の就業者割合が減少し、第2次産業、第3次産業の就業者割合が増加している。特に第3次産業の就業者割合は大幅に増加し、経済のソフト化・サービス化が振興しつつあることが分かる。

平成17年における産業別就業者の割合は、第1次産業では、農業（2,318人、就業者総数に占める割合は13.1%、県内13市中6位）、と漁業（1,769人、就業者総数に占める割合は10.0%、県内13市中2位）が多くを占め、第2次産業では建設業（1,908人、10.8%）と製造業（1,272人、7.2%）、第3次産業では卸売・小売業（2,583人、14.6%）、医療・福祉（2,177人、12.3%）が多くを占めている。

農業就業者のうち高齢者数は1,286人、高齢化率は55.5%（県内13市中3位）と半数以上が高齢者である。また、漁業就業者のうち高齢者数は314人、高齢化率は17.8%（県内13市中12位）で、高齢化はそれほど進んでいないものの、50歳～64歳が655人おり、今後高齢化が急速に進展すると思われる。

文化的景観地区の春日町では、17世帯67人（聞き取り調査）が生活を営んでおり、就業状況をみると専業農家2世帯、兼業農家12世帯（他へ勤め6、漁業3、酪農2、酪農・漁業1）、漁業1世帯、無職（畑のみ）2世帯となっている。高齢化率は15%であり、高齢化はそれほど進んでいないが、49歳以下の人数が少ないことから、今後高齢化が急速に進む

と推測される。

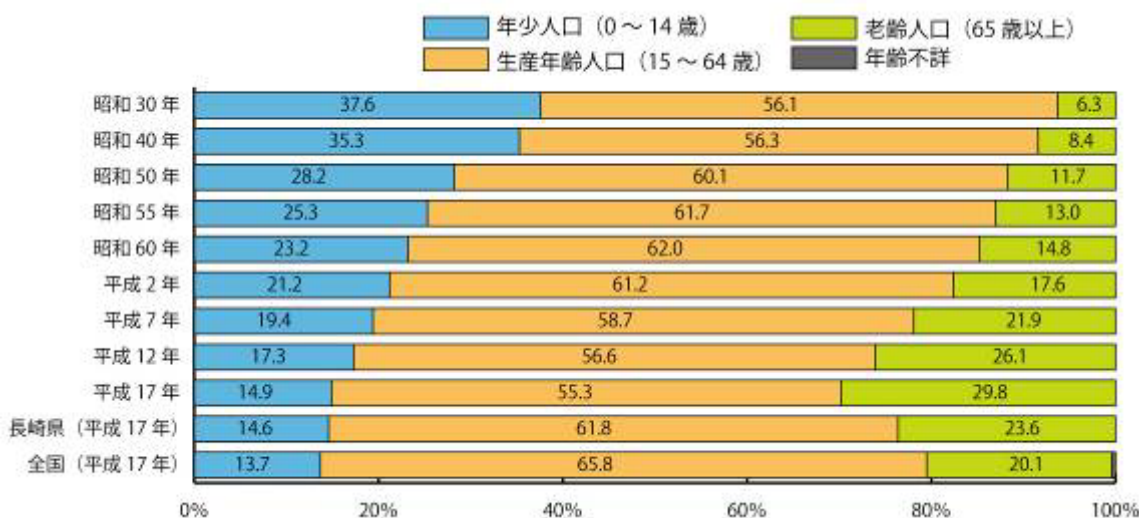


図9 年齢3区分別人口構成比の推移図 (資料：国勢調査)

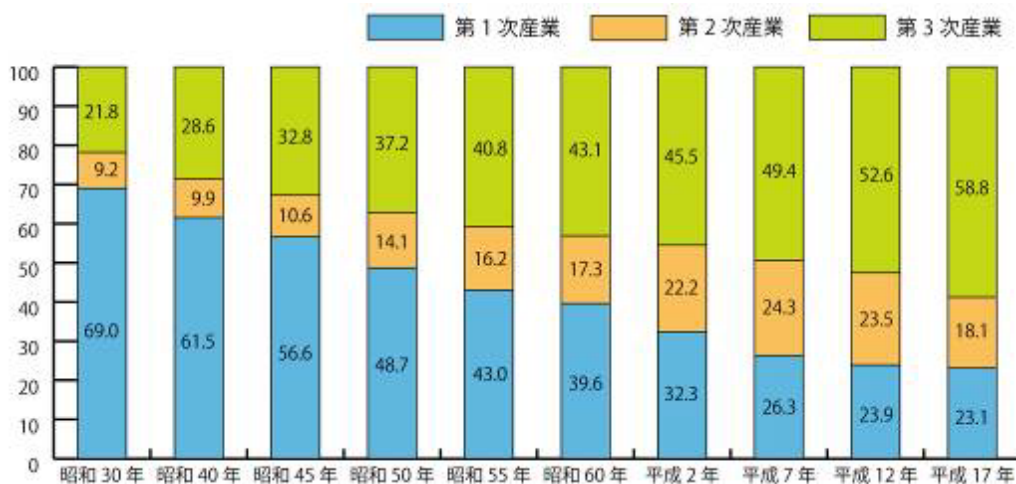


図10 産業別就業割合の推移図 (資料：国勢調査)

1-2-4 平戸市の文化財及び文化観光推進の状況

(1) 平戸市の文化財

平戸市には先人たちが守ってきた豊かな自然に加えて、原始・古代から中国・朝鮮半島とのつながりや大航海時代のヨーロッパ諸国との交流を示す史跡など、数多くの歴史的遺産が存在(表2)している。また、世代を重ねて伝えられた祭り、行事、民俗芸能など多彩な文化的資源を有している。

表2 指定文化財集計表（平成25年7月1日現在）

※伝建：伝統的建造物群、重伝建：重要伝統的建造物群保存地区、文景：文化的景観、重文景：重要文化的景観

区分	有形文化財									民俗文化財			記念物			伝建	文景	計		
	建造物	彫刻	絵画	工芸	書跡・典籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計	有形	無形	小計	史跡	名勝	天然記念物	小計	重伝建		重文景	
国	指定	2	0	1	2	0	0	0	0	5	0	2	2	1	答申	3	5	0	0	12
	選定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	選択	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2
県指定	4	5	6	9	1	5	2	3	35	2	3	5	10	0	11	21	0	0	61	
市指定	1	9	0	6	4	0	6	0	26	18	13	31	30	0	13	43	0	0	100	
登録	24	0	0	0	0	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	
計	31	14	7	17	5	5	8	3	90	20	20	40	41	1	27	69	1	1	201	

市内には175件の指定文化財と21件の登録文化財、329箇所の埋蔵文化財包蔵地があり、地区別にみると表3のとおりである。

表3 指定文化財等地区別集計表（平成25年7月1日現在）

区分	旧平戸市	旧生月町	旧田平町	旧大島村	計
指定文化財	82	17	17	61	177
国	指定	11		1	12
	選定	1			2
	選択		1		2
	県指定	49	2	9	1
市町村指定	21	14	7	58	100
国登録文化財	18	4	2		24
埋蔵文化財	236	6	49	38	329

（2）文化観光の推進

平成24年平戸市観光統計（平戸市2012）によれば、平戸市を訪れる観光客の概要は以下のとおりとなっている。

- ・平戸市における観光客数は約170万人（表4）であり、その多くが平戸地区を訪れている。特に平戸港を中心とした城下町地区は、観光施設や宿泊施設などが集中しており、また、各地域への結節点となっていることから、平戸観光を行う際の拠点となっている。
- ・年間観光客数の多くを日帰り観光客が占めている（表5）ことから、その目的はドライブ中心の観光スタイル、または大型バス観光の通過点となっていることが推測される。
- ・来訪者の多くは、福岡県（約25.6%）や長崎市（約14.9%）ほか九州各県で約半数を占めているが、関東（約17.8%）、近畿（約11.7%）など都市圏も目立つ。
- ・年齢層は男女とも60代が多く、50代以上が半数以上を占めている。

・来訪の目的の約7割は観光である。平成23年平戸市観光統計(2011)までは、平戸に期待したものとして男女とも「自然・景観」、「史跡・文化財」、「温泉」などで半数以上を占め続けていたが、平成24年の統計では、「資料館・博物館」、「釣り」、「民芸品・特産品」の割合が急増している。釣り客がよく利用するホテルの改築や、平戸オランダ商館開館の影響などが考えられるが、今後も慎重な分析が必要である。

・平戸に期待したものの評価は、男女とも約6割が「満足」、約3割が「まあまあ」となっており、約9割がおおむね良かったと回答している。

・修学旅行については、その形態が従来の散策型から体験型へと変化しており、約7割を占める。

・観光客数が微増する中で、松浦史料博物館及び博物館島の館の入場者数は減少している。

・外国人観光客は、韓国・台湾の合計で約8割以上を占めている。

・福岡方面からのアクセス改善のために、民間事業所が会員制直通バスを運行している。

当初の平戸・福岡間だけでなく、大分県や熊本県などへのルートも新設された。

表4 平成24年観光客の動向

	人数	増減
観光客数	1,700,764人	3.0% 約4万9千人の増
宿泊客数	250,848人	9.9% 約2万3千人の増
宿泊客延べ滞在数	376,273人	9.9% 約3万4千人の増
日帰り客数	1,324,491人	1.2% 約1万5千人の増
観光消費額	99億7千万	6.0% 約5億7千万円の増
観光施設入館者数	239,708人	15.6% 約5万3千人の増
修学旅行客数	79校 11,752人	22.0% 14校 2,122人の増

表5 地区別観光客数

	平戸地区	生月地区	田平地区	大島地区	合計
観光客数	1,252,572人 (1.7%)	278,759人 (0.8%)	159,824人 (18.5%)	11,609人 (9.4%)	1,700,764人 (3.0%)
日帰り客数	940,261人 (0.5%)	270,341人 (0.4%)	107,229人 (10.2%)	6,660人 (4.6%)	1,324,491人 (1.2%)
観光消費額	8,052百万円 (3.7%)	654百万円 (6.1%)	1,155百万円 (24.8%)	114百万円 (△16.3%)	9,975百万円 (6.0%)

ここ数年間の観光統計の結果から、観光客が平戸観光に期待するものは、歴史や文化(文化財)、自然景観、食である。平戸市はこれまで「歴史」、「祈り」、「恵み」をテーマに歴史や文化(文化財)を中心に観光施策を推進してきたが、大型バスで乗り付ける団体観光型からマイカーで巡る個人観光型へ推移しつつある現状の中で、今後は過疎が進む文化

的景観地域において世界遺産などをキーワードに文化観光を推進し、地域間の連携を強化しながら互いに相乗効果の見込める施策を図っていく必要がある。

1-2-5 地域内における景観維持管理の状況

本計画を確実に実施するためには、この地域にかかわるあらゆる機関と地域住民における情報共有、相互協力が不可欠であり、より多くの市民などが計画に参加できる体制づくりが肝要である。

当該地域の景観の管理について、制度上義務を負う公共機関は以下のとおりである。これらの機関は様々な法的根拠に基づき保存管理を行うものである。

- ・平戸市（景観法：平戸市景観計画、文化財保護法：文化的景観保存計画）
- ・長崎県（文化財保護法：埋蔵文化財、指定文化財）
- ・文化庁（文化財保護法：重要文化的景観）
- ・環境省（自然保護法：西海国立公園）

より集落レベルでは、住民主体の組織、または個別の建造物等管理者の管理の下におかれることになる。

- ・根獅子集落機能再編協議会（根獅子町：平成19年発足）
- ・安満の里 春日講（春日町：平成23年発足）
- ・飯良まちづくり協議会（飯良町：平成23年発足）
- ・長崎県カトリック大司教区、宝亀小教区

1-2-6 学術研究の状況

文化的景観地区の調査研究を行う機関は以下のとおりである。

- ・平戸市文化的景観推進委員会
- ・平戸市教育委員会
- ・松浦史料博物館、博物館島の館などの学芸員を有する博物館
- ・長崎県世界遺産登録推進室 など

重要文化的景観地区について有形・無形の調査を継続し価値付けを深めるとともに、価値付けと保存・保全の方法が明確になった集落については、重要文化的景観の追加選定を目指すこととする。

参考文献

- 1) 奈良文化財研究所（2012）『文化的景観研究集会（第4回）報告書』
- 2) 平戸市（2008）『平戸市総合計画』
- 3) 平戸市（2011）『平戸市観光統計』
- 4) 平戸市教育委員会（2009）『平戸島と生月島の文化的景観保存計画』
- 5) 文化庁文化財部監修（2012）『月刊文化財 590号』,第一法規株式会社

第2章 価値の分析

2-1 「平戸島の文化的景観」の概要

2-1-1 文化的景観の概要

文化財の名称：平戸島の文化的景観（平成22年2月22日選定、同年8月5日追加選定）

選定基準：二 複合景観

- 一（一）水田・畑地などの農耕に関する景観地
- （五）ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地
- （八）垣根・屋敷林などの居住に関する景観地

選定地域の概要：

平戸市は長崎県の北西端に位置し、平戸島・生月島・大島・度島・高島の有人島の他、九州本土北西部に位置する田平地区及びその周辺の島々によって構成される。島嶼が点在する複雑な地形、地質及び豊かな植物相により、平戸市の約20%が西海国立公園として保護されている。現在、市域面積235.6km²におよそ4万人が居住するが、人口は昭和30年代と比較して3万人以上も減少し、離島における過疎化問題は極めて深刻な状況にある。

平戸島の沖積低地は小規模であるため、広域水田などの景観はあまり発達していない。しかし、火山性山地及び溶岩台地を開析した小河川沿いの谷部には、安満岳を取り囲むように防風石垣や石塀を備える、主師、春日、高越、獅子、根獅子、飯良、宝亀、田崎・神鳥・迎紐差の各集落と、その生業の場である棚田が展開する。これらの集落の多くは、16世紀半ばから17世紀初頭にかけて書かれたイエズス会宣教師の書簡において、教会や慈悲の組についての記述とともにその名を確認することができる。また、戦国から江戸時代初期のキリシタン信仰に起源を持ち弾圧時代に潜伏した信仰組織は現在も生月島においてかくれキリシタン⁴としての営みを続け、伝統的家屋の中に御神体である納戸神を祀るほか、周辺地域一帯は、聖なる山や聖水を採取する島、殉教地遺跡などを伴う独特の様相を現在に留めている。

棚田群は、大きなものでは海岸から標高150mを越える地点まで連続している。これらの棚田の石積みには開墾時に出てきた岩石が使用されていると考えられる。岩石の種類により、石積み技術は様々な様式を示しており、地元農家の手によるものの他に、生月の専門的な石工集団の手によると思われるものが含まれる。この集団による活動は20世紀の中頃まで続き、いわゆる出稼ぎであるものの、その技術力は高く評価され、遠く山口県の日本海側においても痕跡を確認することができる。

また、江戸期における本地区の様子は寛永・寛政年間の絵図に描かれている。その中に水田や川、木戸をはじめ、馬垣の様子などを把握することができる。絵の特徴から、馬垣

⁴ 長崎県カクレキリシタン習俗調査事業報告書では、信仰を継承している組織がもはや隠れておらず、日本の伝統的なさまざまな民俗信仰と融合し変容している状態から「カクレキリシタン」と定義している。本書においては、国選択無形民俗文化財の名称である「かくれキリシタン」を使用した。

には木柵と石垣があったことが分かるが、特に後者は現在も放牧地において広く使用されている。明暦2年(1656)の田畑清帳を基に享和3年(1803)に作成された抜書をみると、春日地区の水田面積は江戸初期から現在まで大きくは変化しておらず、また耕地や宅地形状及び道の分布も、慶応2年(1866)、明治5年(1872)の図にほぼ一致する。生月島は、江戸時代中期以降は捕鯨の一大拠点として平戸藩の財政を支える重要な役割を担うようになり、最盛期には3000人を越える人々が捕鯨産業にかかわっていた。しかし、地形的制約から農地が限られ、また鯨油の抽出工程においても多量の燃料(薪)が必要であったため、食料及び燃料の供給を平戸島の豊富な森林資源や農地に求めた可能性が高い。江戸中期から近代にかけて、平戸島と生月島は捕鯨を中心として一つの経済圏を成していたと考えられる。

「平戸島の文化的景観」は、かくれキリシタンの伝統を引き継ぎつつ、島嶼の制約された条件の下で継続的に行われた開墾や伝統的な生活及び固有の生業等を通じて形成された棚田や人々の居住地によって構成される独特の文化的景観である。居住地を構成する民家や石垣、寺社仏閣、生業を示す棚田、聖地としての意味を留める安満岳や中江ノ島等の諸要素は、一体性を持って連続し、一つの広域的な文化的景観を形成している。近年の激しい過疎化においても、各集落は伝統的な社会組織に基づいて継承され、かろうじて生業を維持してきたが、現在は住民の高齢化という課題に直面している。

2-1-2 選定範囲

①平成22年2月22日選定を受けた区域

- ・平戸市春日町、獅子町、根獅子町、宝亀町の全域
同 主師町、坊方町、下中野町、大石脇町、木場町、迎紐差町の各一部
- ・面積 1,105.6ha [陸域]

②平成22年8月5日追加選定を受けた区域

- ・平戸市主師町の一部(区域拡大により主師町の全域となる。)、飯良町の全域
- ・面積 349.6ha [陸域]

面積合計①+② 1,455.2ha (図11)

※平戸市高越町、生月町の一部について追加申出に必要な調査及び普及啓発事業を実施している。

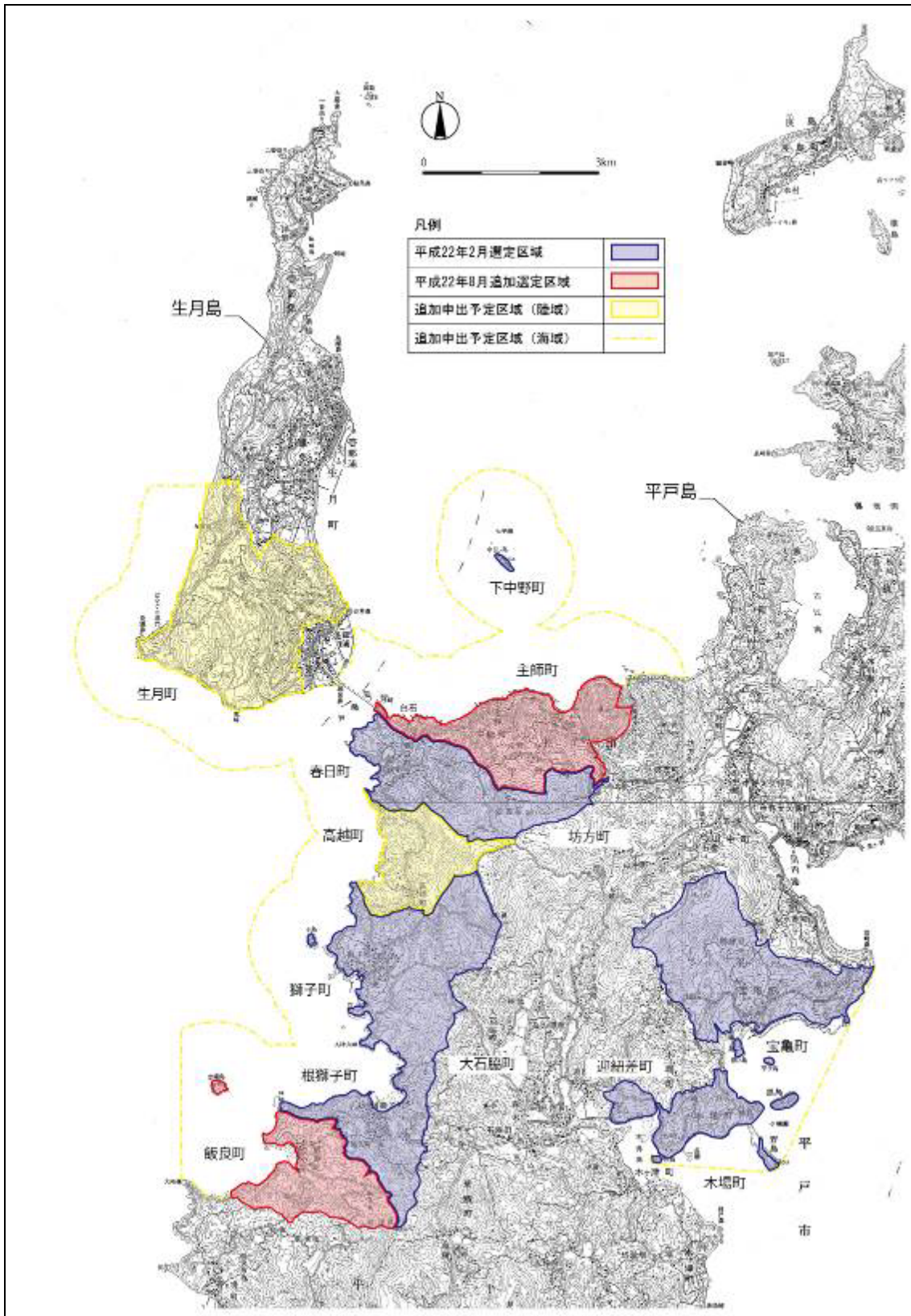


図11 選定範囲図

2-1-3 重要な構成要素

重要文化的景観「平戸島の文化的景観」の景観は、農耕に関する景観地、採草・放牧に関する景観地、水の利用に関する景観地、流通・往来に関する景観地、居住に関する景観地として選定を受けており、また、それらに無形の要素が深く結びついていることが地域の景観に独自性をもたせていることは、文化的景観保存調査及び保存計画で明らかになっている。

16世紀の東西文化交流の痕跡を内包しつつ、現在まで同じ場所で生活を営んできた集落は、木造家屋の中に納戸神を有する家屋や、祀りとともに引き継がれてきた石造物などの諸要素、聖なる山や島など象徴的な場所や参詣の道で構成され、生活を営むために造られてきた棚田は食料の生産という機能的な側面だけでなく祀りの場としても機能してきた。これら様々な要素により構成される集落は、その総体が文化的景観の価値を示していると考えられ、重要な構成要素（図12）として位置づけている。

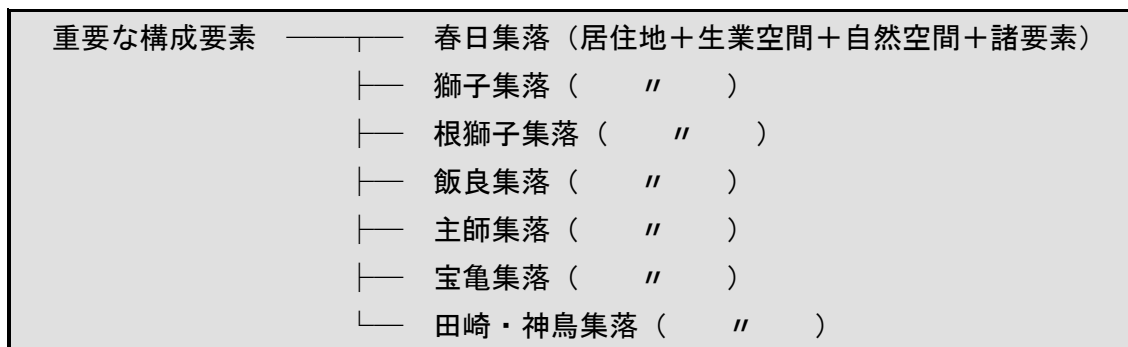


図12 重要な構成要素図（重要な構成要素である各集落は、居住地、生業空間、自然空間などのセットで構成され、更に様々な諸要素が絡み合い、景観の多様性を生み出している。）

集落の中に含まれる諸要素例として、平戸島と生月島の文化的景観保存計画では以下（表6～8）を挙げている。

表6 居住地を構成する要素

番号	種類	名称	管理者	備考
1	住居	民家	個人	
2	事業所	旧根獅子郵便局舎	〃	根獅子地区
3	〃	旧獅子郵便局舎	〃	獅子地区
4	事業所	切支丹資料館	市	根獅子地区・資料展示館
5	神社、寺、教会堂	宝亀教会堂	宗法	宝亀地区・県指定文化財
6	〃	白山比売神社	〃	主師地区・安満岳頂上
7	〃	猿田彦神社	〃	宝亀地区
8	〃	春日神社	〃	春日地区

9	〃	若宮神社	〃	獅子地区
10	〃	八幡神社	〃	根獅子地区
11	〃	三輪神社	〃	田崎・神鳥・迎紐差地区
12	〃	明性寺	〃	獅子地区
13	〃	八幡神社	〃	飯良町地区
18	〃	法樹寺	〃	宝亀地区
19	〃	愛苦会跡	〃	田崎地区
20	集落の石垣景観	集落の石垣景観	個人	各集落の石垣景観として
21	〃	防風石垣	〃	獅子地区・特徴的な石垣景観
22	防風林	集落の防風林	個人	各集落の防風林景観として
23	〃	獅子のアコウ	〃	獅子地区・市指定文化財
24	石造物	三界萬霊塔	自治会	春日地区
25	〃	〃	〃	獅子地区
26	〃	〃	〃	根獅子地区
29	〃	〃	〃	飯良地区
30	〃	〃	〃	宝亀地区
31	〃	カメ石様	〃	〃
32	集落の緑地	根獅子集落の森林	市	根獅子地区・埋蔵文化財包蔵地(ウシワキの森)
33	〃	山野のサザンカ	個人	主師地区
34	墓地	マタラ神父の墓	団体	田崎地区
44	公共施設(公園)	根獅子海浜公園	〃	根獅子地区
45	公共施設(道路)	国道(383号線)	県	宝亀地区
46	〃	県道(主要地方道)	県	平戸島西海岸地域・生月地区
47	〃	市道	市	申出区域

表7 生業空間を構成する要素

番号	種類	名称	管理者	備考
48	棚田	春日の棚田	個人	春日地区
49	〃	獅子の棚田	〃	獅子地区
50	〃	根獅子の棚田	〃	根獅子地区
51	〃	宝亀の棚田	〃	宝亀地区
52	〃	田崎・神鳥の棚田	〃	田崎・神鳥地区
54	〃	主師の棚田	〃	主師地区

56	〃	飯良地区の棚田	〃	飯良町
57	畑地	獅子の畑地	個人	獅子地区
58	牧野	獅子の牧野	団体	〃
62	〃	獅子の溜池	〃	獅子地区
63	石造物	石祠	〃	

表8 自然空間を構成する要素

番号	種類	名称	管理者	備考
64	天然林	安満岳	国有林	主師地区・アカガシ原生林
65	〃	〃	市	主師地区・歩道
66	〃	〃（西禅寺跡）	国有林	主師地区・墓地を含む
67	〃	中江ノ島	団体	主師地区・孤島
68	〃	小島	自治会	獅子地区・孤島
69	二次林	根獅子集落の山	〃	根獅子地区・里山（通称ニコバ）
70	石造物	安満岳の祠	宗法	主師地区・石祠
72	河川	春日川	市	春日地区・景観重要河川（景観計画）
73	溜池	根獅子の溜池	個人	根獅子地区・溜池（お水取りの場）
74	その他	根獅子集落の岩場		根獅子地区・自然海岸（昇天石）
75	〃	根獅子集落の砂浜		根獅子地区・日本の水浴場 88 選ほか

また、かくれキリシタン信仰や信仰を継続するために引き継いできた御神体・祭具、関係史料などは重要文化的景観保護制度では直接的な保護の対象となっていないが、地域文化を特徴づけるものとして、管理者合意の上、保存と活用策の検討が望まれる。

一般的に納戸神と呼ばれる、かくれキリシタンの御神体は、平戸島西海岸地域において現在は納戸から出され、神棚などに一緒に祀られている（写真1）ことが多い。



写真1 神棚に祀られる様々な信仰対象物

納戸神は、生月や根獅子では以前から有名であったが、16世紀にカトリックの布教があった集落には、何らかの遺物が継承されているようである。

春日地区でも、むやみに人目に触れさせぬものとして神棚で大事に祀られている。

2-2 無形の価値を内包する集落の分析

2-2-1 調査対象地の選定

本項は、平成23年9月に平戸市が国内外の専門家を招き開催した文化的景観フォーラム⁵（写真2）の資料を加筆修正したものである。フォーラムでは、「16世紀の国際交流を起因として発展してきた平戸のかくれキリシタン集落には、その地で生活を営んできた人びとの大小さまざまなサインが景観の中に含まれると思われ、それらのサインを探し、それがどの時代の発展を表すものなのかを読み解くことが重要である。」との指摘があり、「平戸市においては、有機的に形成された文化的景観、組み合わされた文化的景観としての価値が顕著に認められる」との評価を受けた。

集落の文化的景観の価値は、東西文化交流の結果としてキリスト教の影響を受け、計画対象地域において生まれた独自の文化の継承（文化的伝統）にあると考えられる。文化的伝統とは、かくれキリシタンに象徴されるように、キリシタン時代以降に成立し、特に16世紀にカトリックの影響を受けて成立した地域固有の信仰形態とその対象物にあらわれ、現在では生きた文化というよりむしろ集落景観に埋もれた形で残存している。こうした文化的伝統を示す場所が集中する場所は、歴史的な景観を示すものとして価値が高いと考えられる。

また、本資料は、元文化庁文化財調査官で、東京大学先端科学技術研究センターに在籍（平成25年3月現在）している井上典子先生による指導や、様々な関係史料及び発掘調査の蓄積をもとに平戸市教育委員会が地域の変遷を大きな観点から把握するために作成したものの要約である。

（1）布教時における平戸の状況（図13）

平戸の海外交流の歴史は9世紀まではさかのぼることが確認されている。その中で、安満岳は海上交通の目印となって信仰され、中世には密教の信仰の対象であったことが石塔などから確認でき、16世紀には寺院が存在していたことが宣教師報告から確認できる。

西洋との国際交流は、貿易港であった平戸港から始まった。布教に伴って、平戸港には拠点となる教会が設置される。平戸港の後背地である生月島及び平戸島西海岸で領主による一斉改宗が行われる。これらの領地には、教会堂や十字架、墓地が設置されていたことが、当時の宣教師書簡からうかがい知ることができるとともに、その遺構も確認されている。一部の墓地や教会堂の場とその価値については、信仰組織によって引き継がれている。

（2）潜伏時における平戸の状況（図14）

潜伏期に入り、表立った活動ができない中、信仰の中心的な役割を担う場所は家屋内に移行し、集落内には殉教者聖地や墓地などの信仰空間が形成されていく。長期の潜伏期を経る中で、キリシタン信仰のスタイルを継承しつつ地域内には独特の文化的伝統が形成さ

⁵ 重要文化的景観「平戸島の文化的景観」周知啓発フォーラム。東京大学東洋文化研究所所長羽田正教授、法政大学陣内秀信教授、滋賀県立大学布野修司教授、北海道平取町吉原秀樹学芸員、ノヴァ・ゴリツァ大学ユッカ・ヨキレット教授など、国内外の専門家による意見交換が行われた。（各職はフォーラム開催時）

れ、安満岳にもキリシタンの要素が付加されていく。こうして、この地で重層しながら発展してきた集落は、聖なる場所を内包する文化的景観を形成することになる。山や島などの聖域や、集落内に分布する聖地がそれらの景観に意味を持たせている。また、信仰組織により16世紀の聖具や祈りの言葉であるオラショが引き継がれている。

これらの集落の中で、江戸期からの土地利用形態をおおよそ引き継いでいるとが絵図史料⁶で確認できる春日集落は特に文化的景観として価値が高いと思われる。春日集落を含む平戸島西海岸地域は、江戸時代以降、生月島で栄えた漁業を中心とした経済圏の中で機能しつつ一定程度の生活基盤を確立し信仰を継続してきたと思われる。



写真2 対象集落における価値とその保存管理について、北海道平取町や海外の事例を参考に議論が行われた。(写真下2枚) また、現地視察では、地元住民との意見交換も行われた。(写真上)

⁶ 寛政11年(1799)春日牧垣図、慶応2年(1866)安満岳麓図、明治5年(1872)宇図など

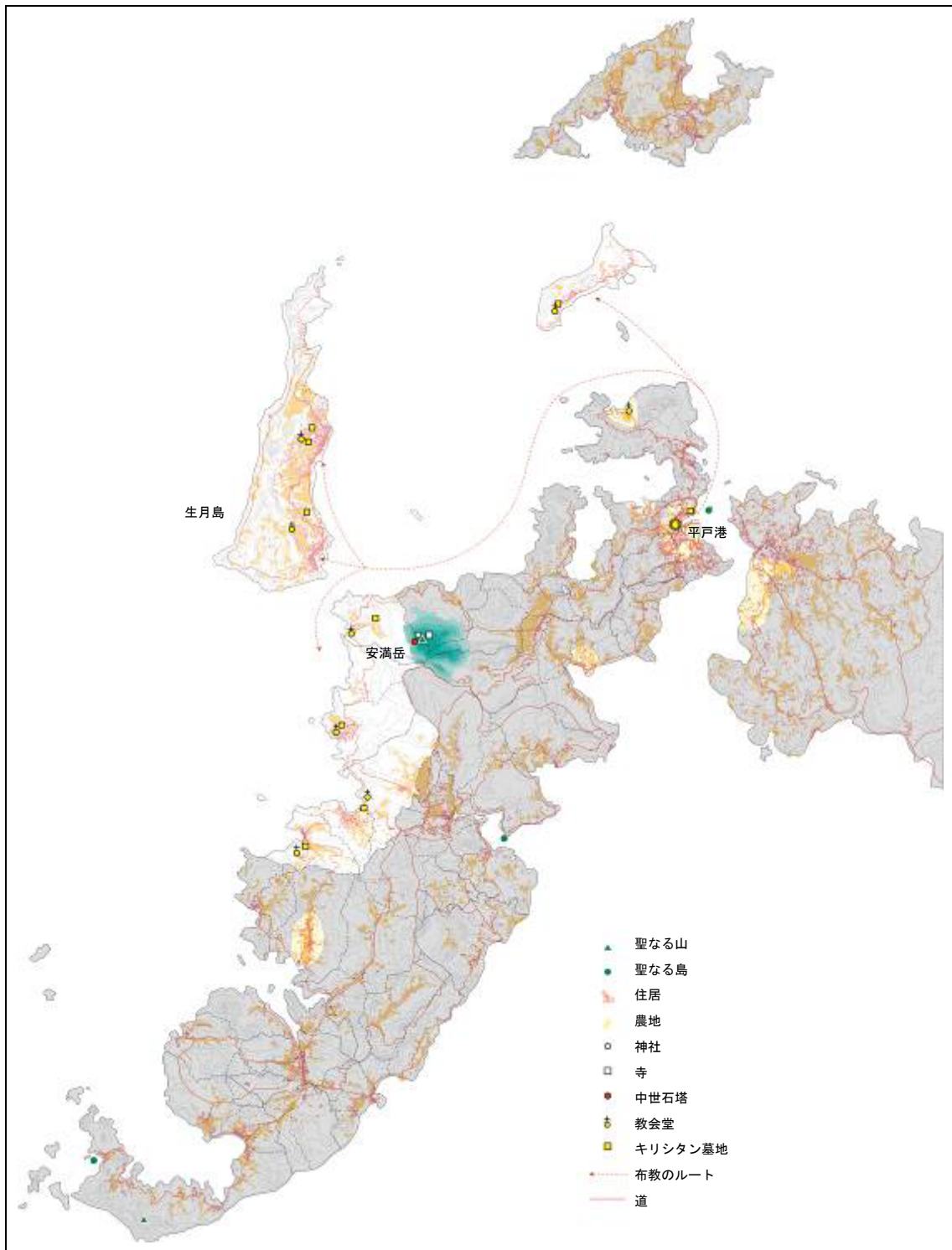


図13 布教時における平戸の状況

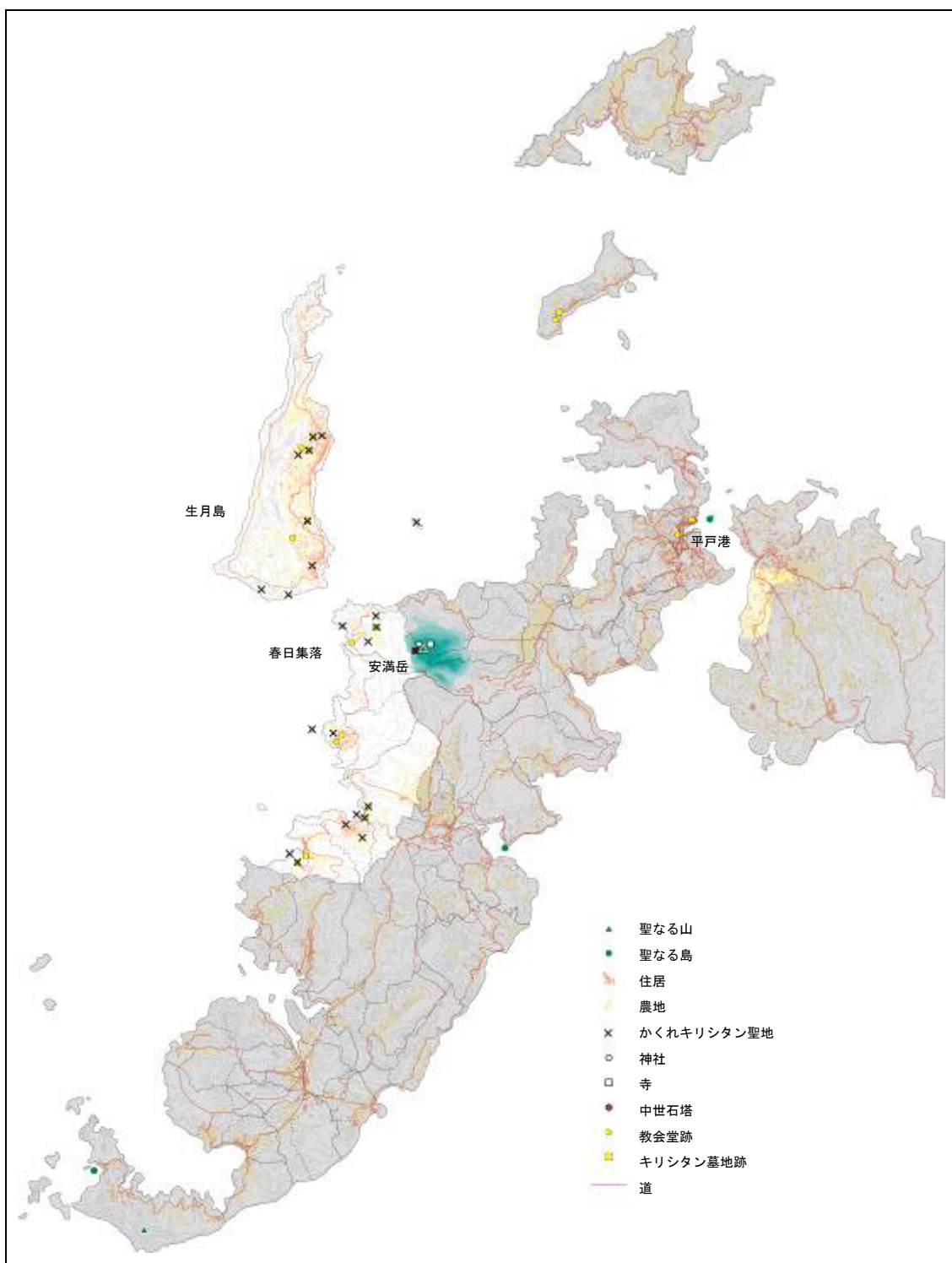


図14 潜伏時における平戸の状況

2-2-2 有形と無形の諸要素が示す相互関係について

平戸島と生月島の文化的景観保存計画 (p19) で示す集落景観における有形と無形の要素のレイヤー構造図に社会システム (ここでは狭義に生業等システムという用語を用いた。) を加筆修正したものが図15である。より具体的には、文化的伝統の観点から、16世紀にもたらされた東西文化交流に基づく景観形成のプロセスとその要因を分析し、その結果に基づき、文化的伝統の集中する地区を特定していく必要がある。その手法については『文化的景観の分析手法に関する報告—無形の要素を中心とした「平戸島の文化的景観」の調査—』(植野、井上 2012) で示したとおり、歴史的観点、有形・無形の観点からレイヤー構造で分析を行う必要があると考えられ、以下は、その概要である。

*

集落の景観は過去から重層し発展してきた有形の要素で構成されているが、そこには無形の意味もあり、それぞれのレイヤー

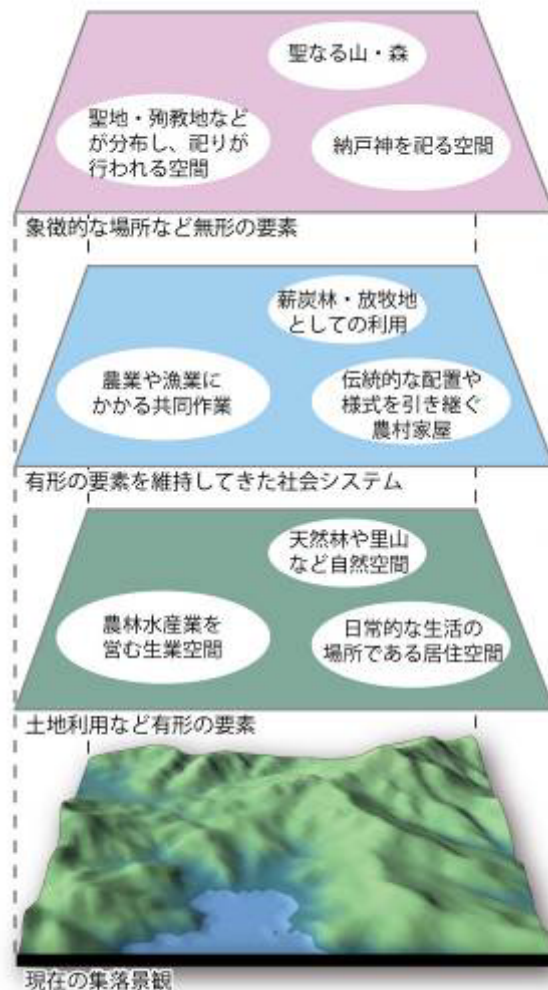


図15 景観のレイヤー構造

を貫いてみることで、場所の意味が明らかになる。例えば、かつての墓地が聖地化することにより森と化し、見た目は同じでも違った意味をもつ森が集落に存在するということである。

また、信仰の対象と信仰主体はセットであることから、場所を単体 (spot) でみるのではなく、それにかかわるコミュニティとの関係を分析し、特定のサイト (place) に注目する必要がある。以下に春日集落の事例を示す。

①家屋 (図16)

教会堂を建てることができなかつた潜伏時代には、主に家屋内に信仰空間が形成され、主にザシキと呼ばれる部屋で様々な行事が執り行われた。春日のキリシタン講も、その本来の意味を失いつつも、講宿を持ちまわりしながら行事を継続してきた。今でも春日集落のいくつかの家屋には納戸神といわれるキリシタンの聖具や御神体を持ち、仏壇や神棚などと共に祀られている。

②集落内の要素 (図17)

集落内に分布する要素は、墓地及び石造物である。石造物には、殉教に由来するものや、

キリシタンに関する伝承を持つものなどがあり、住居がある辺りに集中している。安満岳は、修行者にとっての霊山でありながら、周辺地域の人びとについては、いつの時代も身近な信仰の対象であり、頻繁にお参りされていた。安満岳頂上部分に設置された薩摩塔は、12～13世紀のものとして特定されているが、その他の石造物についてはいつ設置されたものか証明することは難しい⁷。

③道・農地（図18）

集落内には2つの遺跡（丸尾山・堂山）と、それに関係する祀りが確認されている。一般的に農耕に関連する祀りと、発掘調査を行った丸尾山の墓地遺構との関連も見てとれ、そこは春日集落にとっての聖地であることから、潜伏時代以前の聖地がその後も影響をもって存在していたことも考えられ、かくれキリシタンの文化的伝統において、特別な意味を持つ可能性もある。また、山を参詣するための道も存在する。農地は、単なる生業空間ではなく、そこでは様々な祀りや祈りが行われている。

④安満岳

安満岳は古くから信仰されてきた聖地であり、地域の人々も山に登り神社とともに、周辺の石造物を崇拝している。かくれキリシタンの信仰の対象にもなっている石祠⁸が、山の頂上に設置されている。山頂周辺は、アカガシ林が分布し、鳥居や巨石による結界によって囲繞される明らかな聖域がある。その周辺は、近世には草地として用いられ、その後は耕地の開拓や薪の利用といった土地利用とともに、春日集落とも密接な関わりを持っていたことが分かっている。

春日集落においては、16世紀に住民全員がキリシタン⁹となり、その際に生まれた信仰形態と信仰対象の持つ意味が集落の土地利用や生活文化に影響を与え、集落自体に固有の文化的価値を与えてきた。現在、過疎化や高齢化に伴い、その文化的伝統の継続が危機に直面し、あるいは地域住民が祀りなどで行う行為について、本来の意味を認識できなくなっているとしても、文化的伝統は痕跡として集落に残存している。こうした観点から、春日集落において、主要な遺跡が集中するサイト（図19）は東西文化交流に基づいて形成された独特の文化的伝統を現在に伝えるものとして極めて重要であると考えられる。

※平戸島西海岸地域の集落景観に関する調査については、平成24年度に平戸市が東京大学先端科学技術研究センターと受託研究を実施し、取りまとめた「平戸島西海岸地域の景観保全に関する研究」（2013）に詳しい。

⁷ 埋蔵文化財報告書（2012）では、春日集落で発掘調査を行った丸尾山遺跡と堂山遺跡について、キリシタン墓地の可能性を指摘している。

⁸ オラシヨ（かくれキリシタンの祈りの言葉）の中でも「安満岳奥の院様」と呼ばれるほか、地域では「おろくにん様」、「キリシタン祠」とも呼ばれる。

⁹ 1563年4月17日付「ジョアン・フェルナンデス書簡」によると、春日には一人の異教徒もいなかったと記されている。



図16 家屋

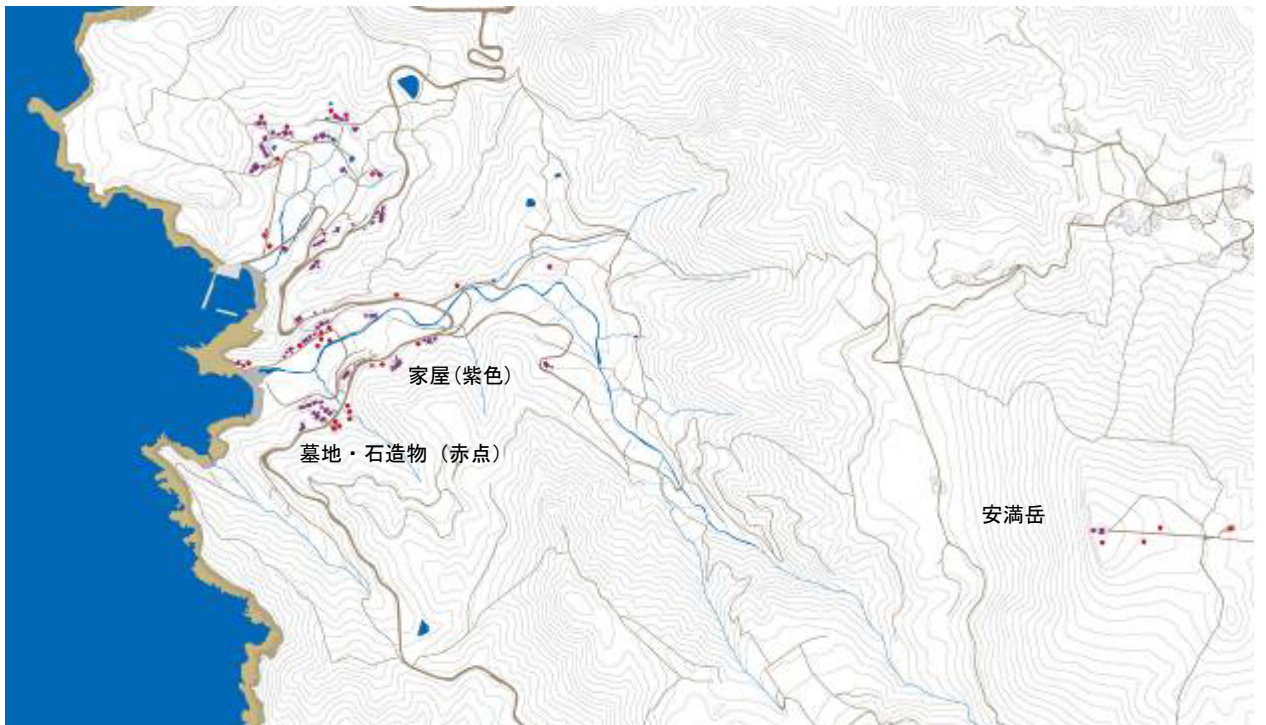


図17 集落内の要素



図18 道・農地



図19 主要な遺跡が集中するサイト (図16～18を重ねたら重要な場所が特定できる。)

2-2-3 建築物の特徴

(1) 集落景観構造

①集落全体の構造

春日は谷の中央を棚田として開拓し、その周囲の谷の斜面に張り付くように宅地が取り囲む。地区の氏神である春日神社は本春日の海の近くに鎮座する。一般的に農家住宅は南に家屋の入口を設け、家屋の南に作業用の庭を配置するが、谷地の春日では平地を確保することが難しく、棚田が宅地より優先されている。その結果、宅地は必ずしも南に庭を配置していない。東側の山から西の海へ向かう谷であるため、谷に沿って、南斜面と北斜面に宅地を確保することになる。小春日は日当りの良い南斜面に多くの宅地があるが、本春日は南斜面が急峻であるため北斜面に立地する宅地の方が多い。(図20)

小春日は大きな河川がなく、溜池で水田をまかなっている。本春日は中央を流れる川と支流から水を引いて水田耕作を行っている。どちらも集落より標高の高い位置まで棚田を築き、特に本春日は標高約150mまで棚田が広がる。

②屋敷地内の建物配置

屋敷地内には前面に作業用の庭を持つ主屋と納屋、隠居屋がある。息子が結婚すると老夫婦は隠居屋に移る。隠居屋を建て替える際に新築された方を主屋とし、古い主屋を隠居屋とする場合もある。従って主屋と隠居屋の位置が立て替えによって変わることが多い。海からの西風を防ぐために、西側には高い生け垣が築かれる。生垣はマキが多い。自家消費用の菜園は敷地内か敷地に近い位置に設けられている。

③工作物の分布

春日は斜面に屋敷地を確保するために石垣で擁壁が築かれているため、石垣が多い。その殆どが野面積みである。その他にも石祠や石神・石仏が見られる。春日神社にはまとめて石祠や石神が置かれている。

(2) 伝統家屋の特徴

調査伝統とする典型的な伝統家屋を選択するために、現在建っている家屋の悉皆調査を行った。その結果を下記に記述する。

①建築用途(図21)

建物55棟の用途は主屋19棟、隠居屋16棟、納屋16棟、倉庫2棟、神社1棟、隠居屋+納屋1棟であった。その殆どの敷地で主屋、隠居屋、納屋が建てられている。現在は納屋や倉庫になっている建物の中には、元牛小屋だった建物もある。かつては各家に使役と堆肥作りのために牛が飼われていた。

②階数と構造(図22)

階数は、平屋が50.9%と一番多く、残りの50%は中2階、2階建ての建物になっている。隠居屋に平屋が多く見られる。構造は、木造が92.7%を占めている。RC造も4棟あり、住宅主屋1棟、隠居屋1棟、神社1棟、隠居屋兼倉庫1棟となっている。RC造は割合としては少ないが、外観の形や色がこれまでの地域の様式とは明らかに異なり、集落景観の中

では異質である。今後の RC 造の新築に際しては色彩や形態に関してコントロールが必要である。

③屋根（図23、24、25、26）

調査した建物 55 棟のすべてが直屋で、屋根形状は切妻 49 棟、入母屋 6 棟と、圧倒的に切妻が多い。屋根向きは平入 47 棟、妻入 5 棟となっており平入が多い。隠居屋に限っては全て平入の屋根になっている。屋根材料は瓦 49 棟、スレート 3 棟であった。上屋梁間は 3 間が 28 棟、4 間が 11 棟、2.5 間が 5 棟、2 間が 5 棟、3.5 間が 3 棟、4.5 間が 1 棟、5 軒が 1 棟となった。3 間が一番多く 51.9%である。4.5 間や、5 間は主屋にしか見られない。

④壁仕上げ（図27、28）

1 階壁仕上げは堅板張が 30 棟、土壁が 9 棟、新建材のボード張が 8 棟、漆喰塗 3 棟、漆喰塗+堅板張 1 棟という結果になった。伝統家屋は目地を棧で押さえた堅板張が多い。壁構造は大壁 38 棟、真壁 13 棟となり、大壁が 74.5%を占めている。納屋は真壁が多く見られる。

⑤上手方向

座敷のある上手を正面右手にする家屋は 16 棟、左手が 10 棟となっている。主屋だけでは 11 棟が右手、8 棟が左手で大きな差はないが、右手を上手とする家屋が多い。

⑥伝統家屋

春日地区の伝統家屋は木造切り妻棧瓦葺き平入りの直屋で、屋根裏を倉庫とする平屋造りである。正面と背面に下屋をおろす。昭和になると 2 階建ても多くなる。外壁は堅板張の大壁造りである。

⑦伝統家屋の特徴（図29）

上記のような伝統家屋の典型として A 家の調査を行い、以下のことが分かった。

- ・建設年を示す棟札や墨書はないが、伝聞によると大正 14 年頃の建設で、大工は三吉弥作である。獅子の鹿島から舟で木材を運んできたという。
- ・主屋は切り妻棧瓦葺き平入りの直屋で中 2 階建て、正面と背面に下屋が付く。外壁は新建材で改修されているが、元は堅板張の大壁造りで軒裏露しである。主屋は南面して建ち、庭を L 字型に囲むように敷地東端に西面して隠居屋が建つ。主屋の西に牛小屋があり、敷地の西側は高い生け垣を防風林として配置している。
- ・痕跡調査を基に復原すると、内部の間取りは食い違い四間取りで、土間を左手に通す。縁側は雨戸を引き通し、左右の端に戸袋があった。入口は引き込みの大戸であった。北側にも縁側がある。内部の仕切りは全て建具で、建具を外すと中央の柱を残し広い空間となる。屋根裏の物置には土間から梯子で上っていた。
- ・内部の仕上げは座敷のみが棧縁天井を張り長押を回す。他の部屋は根太天井となっている。チャノマの一部は板張りで囲炉裏があった。
- ・小屋組は和小屋で登り梁により屋根裏空間を大きくとっている。質の高い木材が使われている。



図20 春日集落

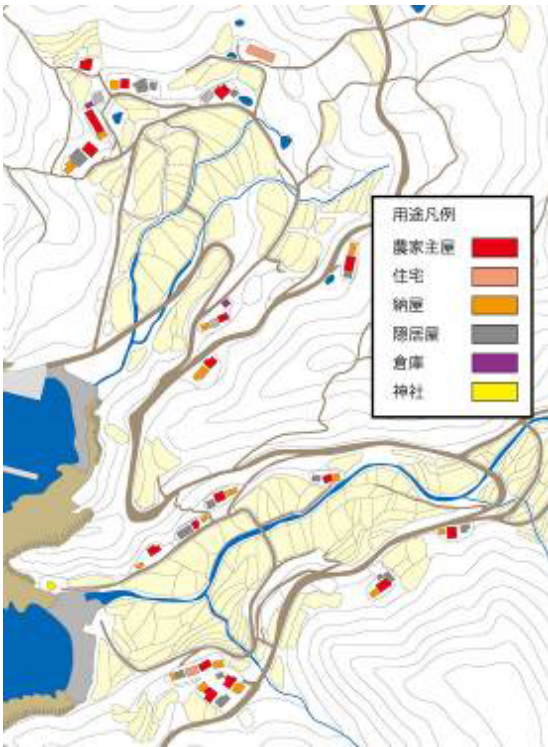


図21 用途

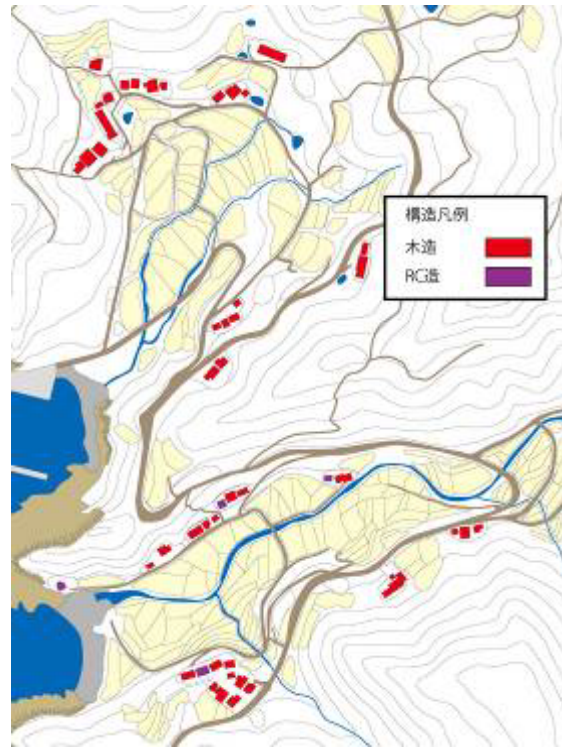


図22 構造

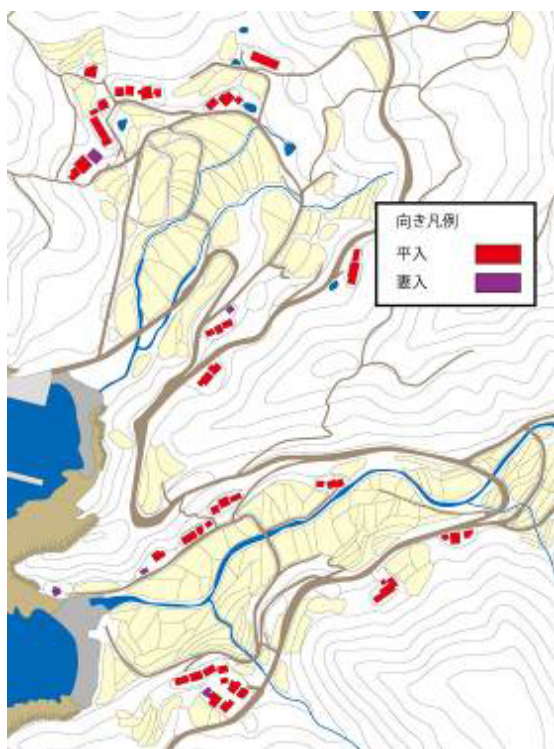


図23 向き

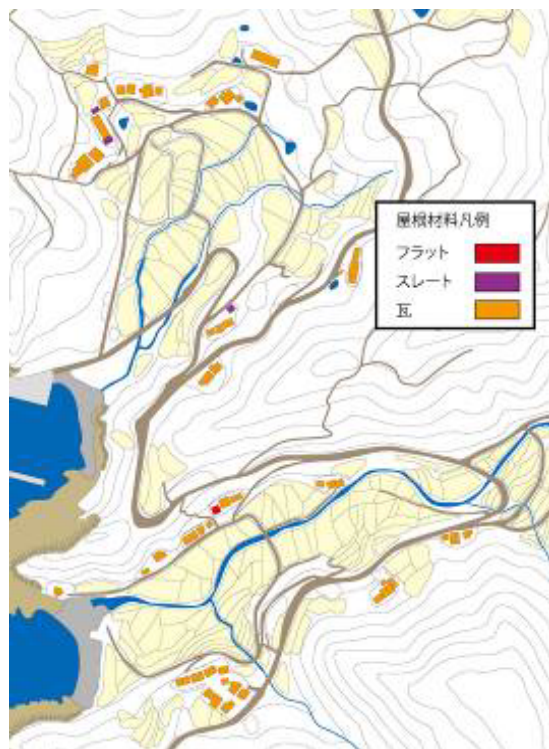


図24 屋根材料

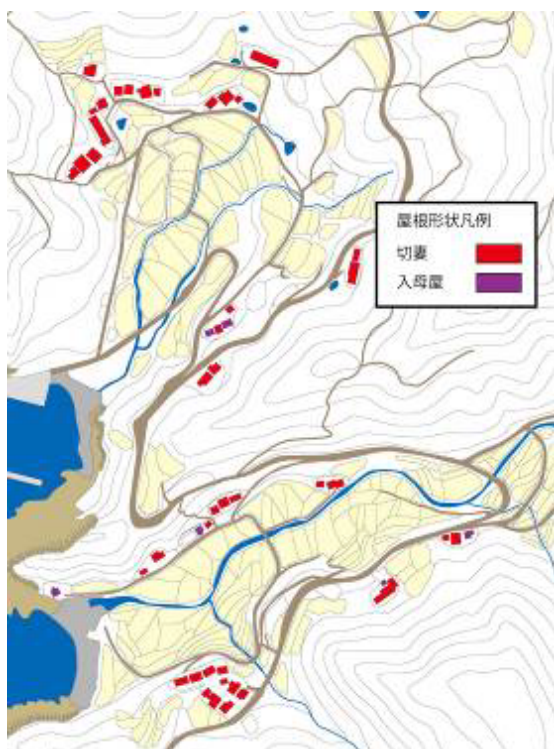


図25 屋根形状1



図26 屋根形状2

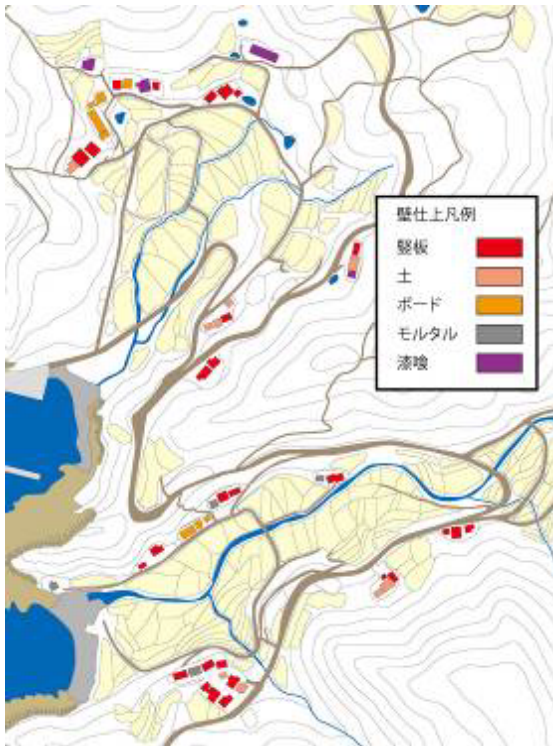


図27 壁仕上

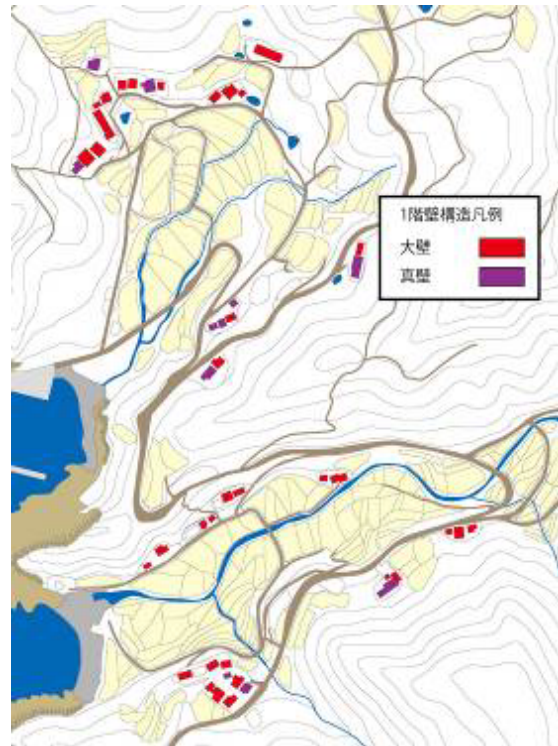


図28 1階壁構造

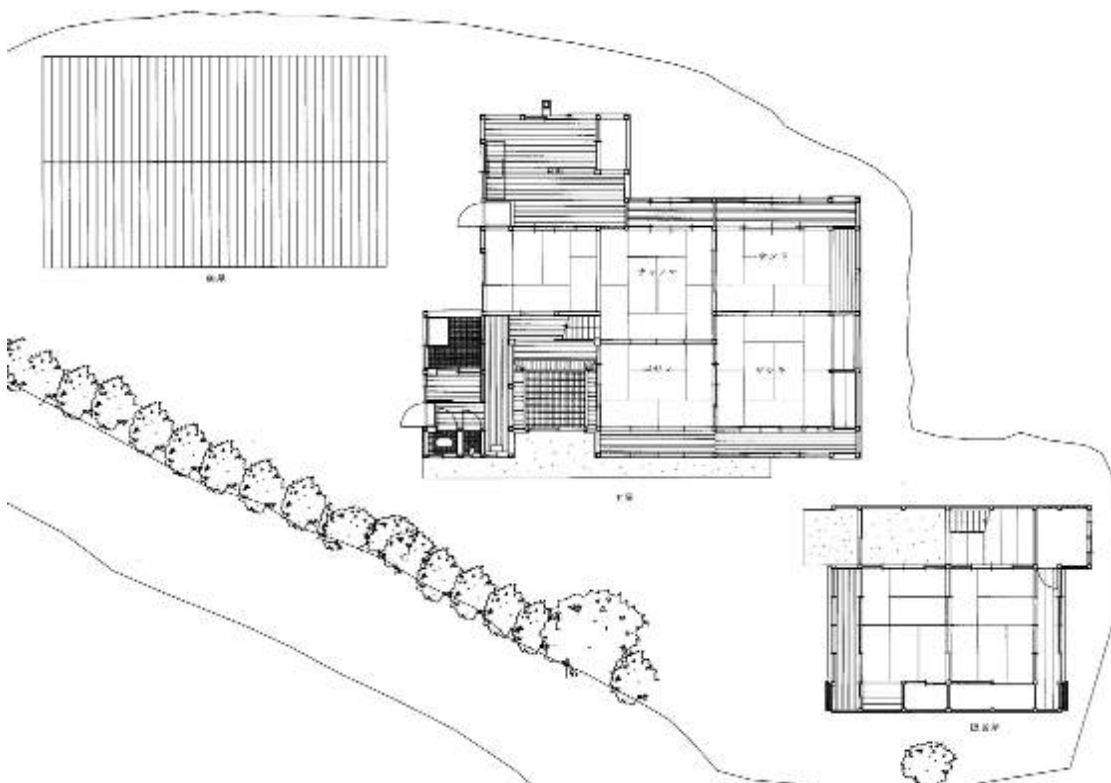


図29 伝統家屋の特徴 (A家配置図)

(3) まとめ

- ①春日の集落は谷の中央に棚田を確保し、その周囲に屋敷地を配する、棚田優先の土地利用となっている。棚田は集落より標高の高い位置まで続き、それが春日独特の景観を形成している。神社は最も低い海に近い位置にある。
- ②伝統家屋は切妻棧瓦葺き平入り平屋建てで外壁は堅板張の大壁造り、軒裏露しである。土壁の真壁造りとしている家屋もある。内部は四間取りが基本で、建具で仕切られている。隠居屋や納屋と共に農村集落らしい家屋になっている。

2-2-4 「平戸島の文化的景観の本質的価値」

計画対象となる集落は、キリスト教の布教が行われた16世紀の景観の遺構を留めており、また、その後の潜伏キリシタン時代から現在にかけての平戸の生活生業を示すものとして価値があり、文化的景観として保存・保全する意味がある。

古来から続く日本の文化の上に被さってきたキリスト教の影響が、地域にキリシタン文化¹⁰という新たな文化的伝統を形成し、そうした基層の上に現在の景観や文化が成り立っているということが、この地域の特徴であり、本質的な価値だといえる。

参考文献

- 1) 植野健治、井上典子 (2012) 『文化的景観の分析手法に関する報告 ―無形の要素を中心とした「平戸島の文化的景観」の調査―』,都市計画報告
- 2) 大森洋子 (2012) 『春日の集落景観に関する調査報告書』
- 3) 東京大学先端科学技術研究センター (2013) 『平戸島西海岸地域の景観保全に関する研究』
- 4) 長崎県教育委員会 (1999) 『長崎県のカクレキリシタン 長崎県カクレキリシタン習俗調査事業報告書』
- 5) 平戸市 (2008) 『平戸市総合計画』
- 6) 平戸市教育委員会 (2009) 『平戸島と生月島の文化的景観保存計画』
- 7) 平戸市 (2011) 『平戸市観光統計』
- 8) 文化庁文化財部監修 (2012) 『月刊文化財 590号』,第一法規株式会社

¹⁰ 本計画書においては、保存調査報告書に基づき、「ポルトガル人などの宣教師によってもたらされ、当時の日本人によって受け入れられ変容しながら引き継がれてきた文化」と定義する。平戸市教育委員会(2009)『平戸島と生月島の文化的景観保存調査報告書』,pp.53-54

第3章 文化的景観地域における課題の整理と目標像

3-1 集落の現状と課題

計画対象地域の現状を、SWOT分析をベースに集落の内部・外部環境に分け、その強みと弱みから今後集落が取るべきと考えられる方向性を整理した。(表7)

地域においては、豊かな自然や食、景観を有することが強みである一方、少子高齢化に伴う地域コミュニティの衰退や人材育成などが課題となっている。また、重要文化的景観の選定や「長崎の教会群」の構成資産に選ばれたことをきっかけに、地域外部から様々な影響を受けつつある状況である。それら地域内部環境と地域外部から受ける様々な影響をマトリクスで整理すると、様々な『交流』のあり方を模索すること、そして景観や食など地域資源の保存・保全と活用を行うことが地域の持続的発展には有効であることが分かる。

表7の各項目の交差部をそのまま抜き出したものが(1)、それをカテゴリで再整理したものが(2)である。

(1) SWOT分析の整理

①地域における最大の機会を逃さないために必要なこと

- ・観光客の要求とマッチする地域資源を背景に、増加する交流人口を対象とした取り組みの推進
- ・地域における戦略的な宝探し(地域資源を発掘や再確認、情報発信)の取り組み
- ・将来的な、農家民泊、農家カフェなどの取り組みや、同施設による地産地消を推進する。
- ・地域間(市内外)における相互交流の推進
- ・集落内における情報の共有

②地域の弱みを改善するために必要なこと

- ・農業、観光、文化などに関わる人たちの組織化や住民自治の推進(地域内交流の推進)
- ・文化的景観や世界遺産の取り組みを通じた勉強会の継続
- ・収益事業(イベントなど)の実施や物販(高付加価値農業、6次産業化など)の推進
- ・地域資源を生かした持続可能な地域活性化の推進

③今後起こりうる脅威を回避するために必要なこと

- ・食、景観、生産者の関連が読み取れる仕組みづくり
- ・安全安心ほか、質の高い生産活動の実施
- ・食のイメージを形成する景観の保存・保全の推進
- ・文化的伝統の継承と情報発信の方法検討
- ・地域において定めるまちづくり目標像に向かう取り組みを行政がサポートできる仕組みづくり
- ・ガイドラインによる外部資本のコントロール

④地域における最大の脅威とは何か

- ・過疎の進行、地域コミュニティの更なる衰退
- ・各地域の勉強不足、連携不足により、地域間交流をきっかけとした事業展開が望めない。
- ・行政の連携不足により、各種事業が単発で終わり、効果的な事業成果をあげることができない。
- ・外部資本による直売所や宿泊施設の建設などにより、地元にお金が落ちない。

(2) 前項をカテゴリ毎に再整理

①交流に関すること

- ・観光客の要求とマッチする地域資源を背景に、増加する交流人口を対象とした取り組みの推進
- ・将来的な、農家民泊、農家カフェなどの取り組みや、同施設による地産地消を推進する。
- ・集落内における情報の共有

②地域コミュニティに関すること

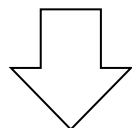
- ・地域間（市内外）における相互交流の推進
- ・農業、観光、文化などに関わる人たちの組織化や住民自治の推進（地域内交流の推進）
- ・文化的景観や世界遺産の取り組みを通じた勉強会の継続
- ・文化的伝統の継承と情報発信の方法検討

③地域資源に関すること

- ・地域における戦略的な宝探し（地域資源を発掘や再確認、情報発信）の取り組み
- ・地域資源を生かした持続可能な地域活性化の推進
- ・食、景観、生産者の関連が読み取れる仕組みづくり
- ・安心安全ほか、質の高い生産活動の実施
- ・食のイメージを形成する景観の保存・保全の実施

④その他

- ・収益事業（イベントなど）の実施や物販（高付加価値農業、6次産業化など）の推進
- ・地域において定めるまちづくり目標像に向かう取り組みを行政がサポートできる仕組みづくり
- ・ガイドラインによる外部資本のコントロール



「交流」をキーワードにした取り組みの推進

- ①文化的・自然的価値の持続的活用
- ②域外を対象とした交流の推進
- ③地域コミュニティの再生

表7 集落の内部環境と外部環境の関わり

<p>＜表の見かた＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内部環境の強みと、地域外部環境の（良い）機会が交わるところが、地域にとって最大の機会となる。 ※最大の機会＝地域の強みを生かすためにできること。外部からの好影響を自分の強みで逃がさないために必要なこと ・同様に、内部の弱みと外部の機会が交わるところが弱点改善となる。 ※弱点改善＝地域の弱みを外部からの好影響で改善するために必要なこと ・内部の強みと外部の脅威が交わるところが、脅威回避となる。 ※脅威回避＝外部から受ける悪影響を地域の強みで回避するためにできること 		地域内部環境		
		強み	弱み	
		<i>Strength</i>	<i>Weakness</i>	
地域外部環境	機会	<ul style="list-style-type: none"> ◆重要文化的景観に選定された地域の一部は、世界遺産の候補としても検討されており、その文化的価値が高まっている。 ◆文化的景観や世界遺産の取り組みを通じて普及啓発の頻度やチャンスが増加した。 ◆イベントなどの実施による交流人口の増加 ◆関連地域におけるまちづくりグループの設置 ◆自然や文化・歴史に触れたいという旅行者のニーズが多い。 <p style="text-align: center;"><i>Opportunity</i></p>	<p style="text-align: center;">最大の機会</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆観光客の要求とマッチする地域資源を背景に、増加する交流人口を対象とした取り組みの推進 ◆地域における戦略的な宝探し（地域資源の発掘や再確認、情報発信）の取り組み ◆将来的な、農家民泊、農家カフェなどの取り組みや、同施設による地産地消を推進する。 ◆地域間（市内外）における相互交流の推進 ◆集落内における情報の共有 	<p style="text-align: center;">弱点改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆農業、観光、文化などに関わる人たちの組織化や住民自治の推進（地域内交流の推進） ◆文化的景観や世界遺産の取り組みを通じた勉強会の継続 ◆収益事業（イベントなど）の実施や物販（高付加価値農業、6次産業化など）の推進 ◆地域資源を生かした持続可能な地域活性化の推進
	脅威	<ul style="list-style-type: none"> ◆他の農山漁村集落との差別化が図りにくい。 ◆観光客が、集落での観光の仕方が分からない。 ◆国内食品マーケットや農業産出額の低下 ◆外部資本による無秩序な開発の可能性 ◆行政内部において計画対象地域の位置づけが明確になっていない。 ◆行政内部の連携が弱く、総合施策を組めないために、各事業が単発で終わることが多い。 <p style="text-align: center;"><i>Threat</i></p>	<p style="text-align: center;">脅威回避</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆食、景観、生産者の関連が読み取れる仕組みづくり ◆安全安心ほか、質の高い生産活動の実施 ◆食のイメージを形成する景観の保存・保全の推進 ◆文化的伝統の継承と情報発信の方法検討 ◆地域において定めるまちづくり目標像に向かう取り組みを行政がサポートできる仕組みづくり ◆ガイドラインによる外部資本のコントロール 	<p style="text-align: center;">最大の脅威</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆過疎の進行、地域コミュニティの更なる衰退 ◆各地域の勉強不足、連携不足により、地域間交流をきっかけとした事業展開が望めない。 ◆行政の連携不足により、各種事業が単発で終わり、効果的な事業成果をあげることができない。 ◆外部資本による直売所や宿泊施設の建設などにより、地元にお金が落ちない。

※集落における「まちづくり」は、単一の視点では成し遂げることができず、人材育成、景観や文化的伝統の保存・保全と継承、農作物や海産物など生産環境の質の向上、ツーリズムの実施など、より複合的な取り組みが求められていることが分かる。

3-2 文化的景観地域の目標像

集落の価値分析（第2章2-2-4）から明らかになった『文化的伝統を表象する景観』と、集落の課題整理（第3章3-1）から抽出された『交流』というキーワードから、計画対象地域の目標を以下のように定める。

キリシタン文化を基層とする地域の文化的伝統と景観を生かした『交流』を核としたまちづくり。

～エコツーリズムの推進により、以下の新しい形を構築する。～

新しい「たび」の形、新しい「景観の保存・保全の形」、新しい「地域運営」の形、新しい「経済循環」の形

計画対象集落は、16世紀の東西文化交流を起因として生まれた文化的伝統が色濃く残る地域である。地域においては、16世紀の「交流」によって生まれたそれらの文化的価値を核にまちづくりを推進しようとする動きがある。

「地域内の世代間を越えた交流による地域コミュニティの復活」、「都市住民との交流を中心としたエコツーリズムの実施による地域活性化」、「重要文化的景観に選定された他地区住民との交流と連携」など、本地域において『交流』というキーワードは今後のまちづくりにおいて重要な位置を占める。

また、本地域は、16世紀の西洋文化との交流、その後の漁業を中心に栄えた生月島との交流などにより、棚田や牧野などの生業空間のほか、信仰空間としての山や森、島、伝承地など、象徴的な場所が形成されており、その文化的価値が注目されている。

今後の持続的な地域発展のために、本計画と関連する計画（平戸市総合計画、平戸市景観計画、平戸市観光振興の指針など）との位置づけを明確にし、文化財保護法に規定される重要文化的景観として適切な集落の保存・保全を図りつつ、併せて地域主体（住民が主役）のまちづくりを推進する必要がある。

集落景観は、“活用することで、より確実に守られる”との観点から、地域資源を生かしたまちづくりと景観の保存・保全の取り組みをリンクさせることにより、文化的景観地域における新たな景観保存・保全の手法を確立させる。より具体的には、地域資源の活用を前面に押し出し、地域における小さな循環型文化観光のシステムを作る。また、来訪者へ資源管理に関わってもらう仕組みを作ることも重要である。地域住民主体による持続可能な景観形成の手法を模索すること、それは、地域における各種課題を解決し、現在の多様な集落景観の保存・保全と発展を図ることにつながると考えられる。（図30）

地域においては、まちづくりグループのリーダーなどが中心となり、景観の保存・保全と地域振興の中心的な役割を担うことになるため、継続した人材育成の取り組みが必要である。

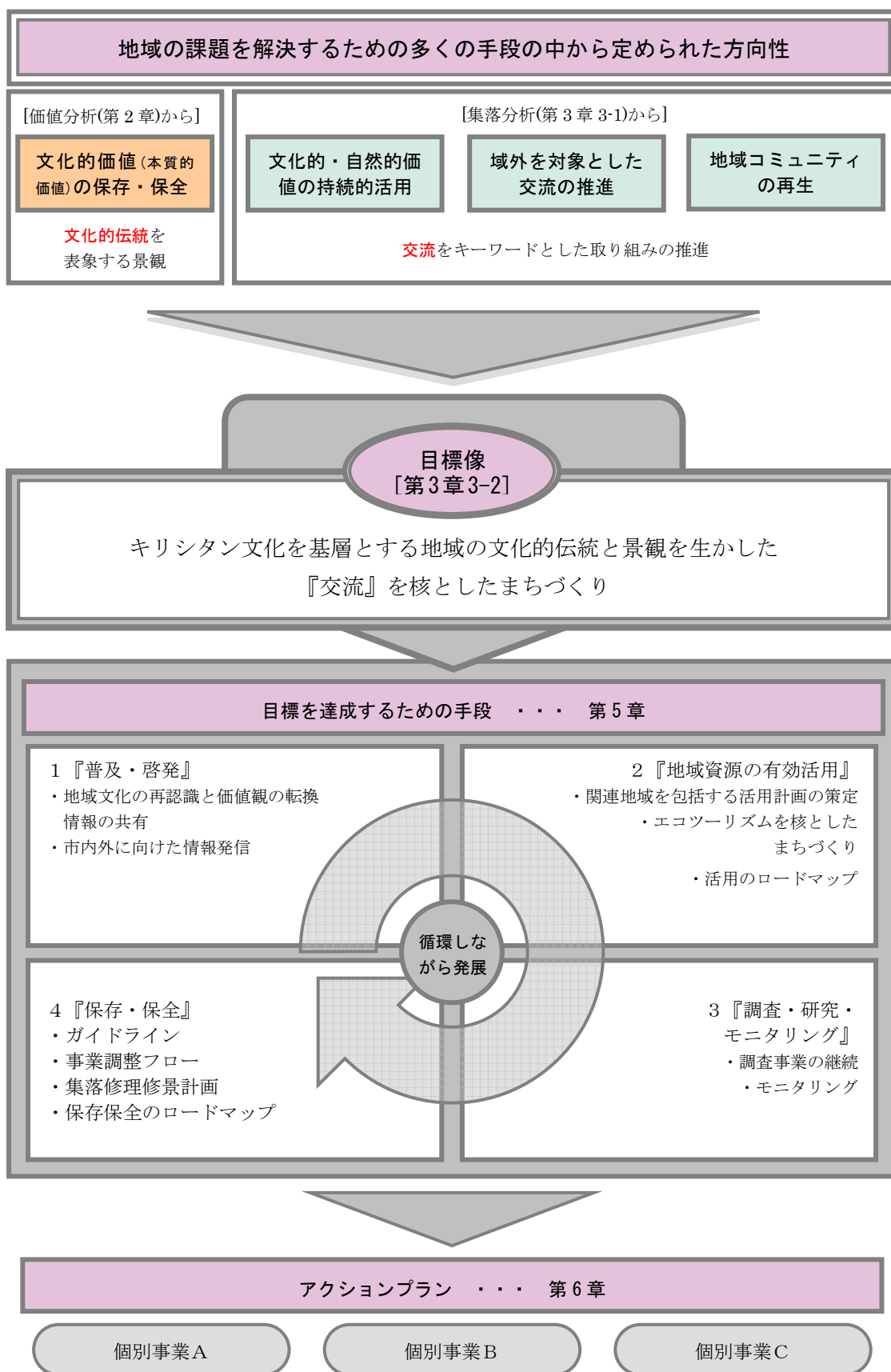


図30 地域目標の設定と計画の展開

第4章 既存の保存・保全の仕組み

4-1 集落保存・保全の考え方

文化的景観は景観を構成する様々な要素が有機的に関連し合い、結果、その集落が総体として価値を示しているといえる。重要な構成要素である「集落」を構成する有形の要素は、山や森、農地、河川、道、家屋、操業地などである（図31）が、それらを個々の要素として評価するのではなく、様々なモノの関連性（図32）を読み解く必要がある。また、これらの背景を支える無形の要素にも注視しなければならない。基本的に各土地利用規制などにより現状変更行為はコントロールされるが、どのようにコントロールすべきかは、重要文化的景観として選定された集落の文化的な文脈を理解しておく必要があり、これらについては価値の分析（第2章2-2）で行った手法で把握することが有効であると考えられる。

集落内に分布し、様々な祀りが継続される場所や石造物などの要素、納戸神を有する家屋のほか、象徴的な場所である聖なる山（森）や島、それらへの参詣道など保存・保全すべき対象は多様である。

本章では、現状の土地利用規制の状況を整理し、課題の抽出と今後の方針を示すことを目的とする。

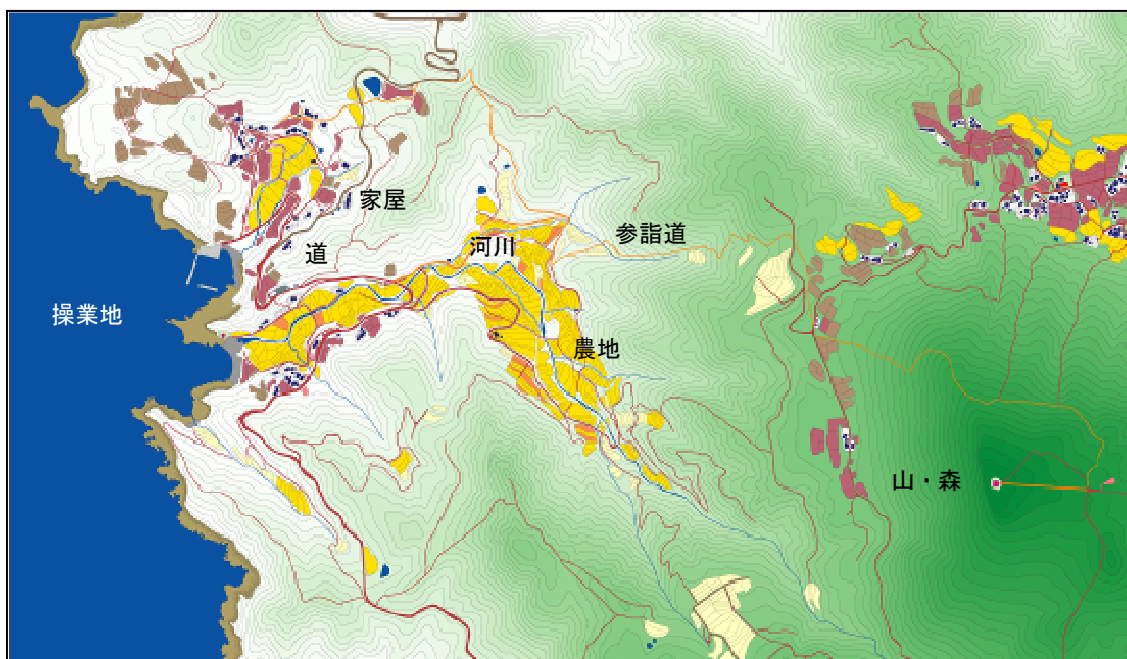


図31 集落を構成する有形の要素（春日集落）

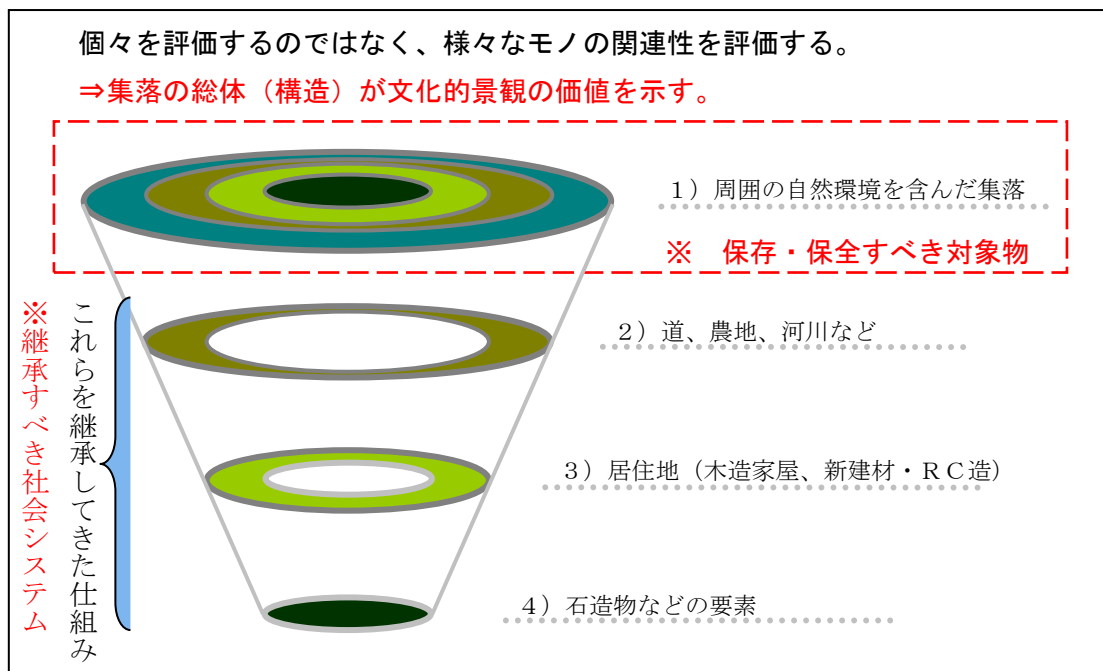


図3 2 集落を構成する要素

4-2 土地利用規制について

4-2-1 既存の土地利用規制の図化

重要文化的景観に選定された地域には、景観法に基づく景観形成の基準が適用されるほか、文化財保護法（重要文化的景観、埋蔵文化財、指定文化財）、自然公園法、森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律が適用される。

- ①自然公園法に基づく特別地域、普通地域（図3 3）
- ②農業振興地域の整備に関する法律における農用地（図3 4）
- ③森林法における保安林（図3 5）
- ④景観法における重点景観計画区域（図3 6）
- ⑤文化財保護法における重要文化的景観及び周知の埋蔵文化財包蔵地（図3 7）
- ⑥上記①～⑤を重ねた図（図3 8）

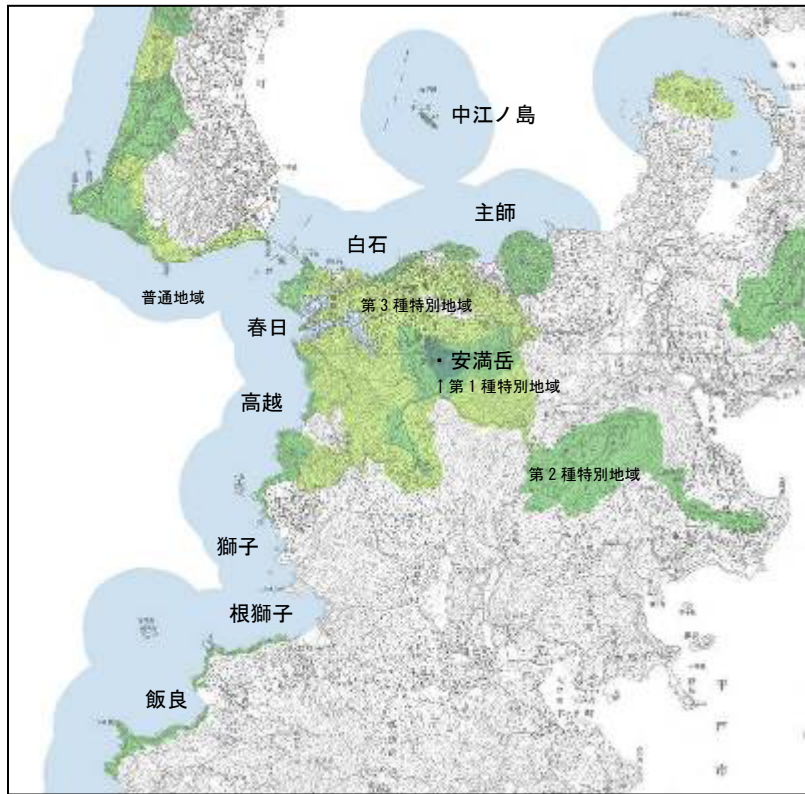


図33 自然公園法に基づく特別地域、普通地域

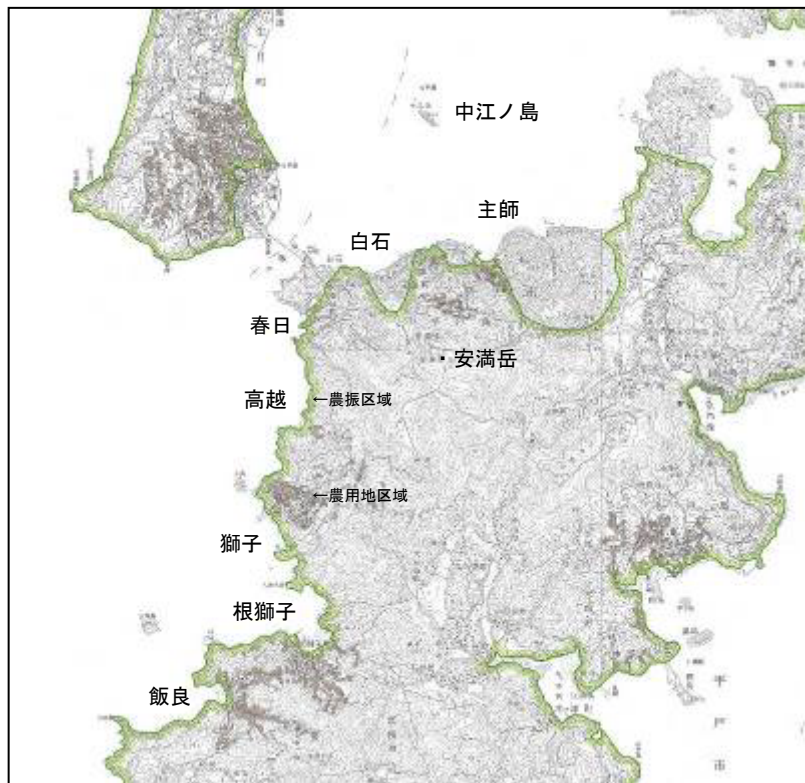


図34 農業振興地域の整備に関する法律における農用地

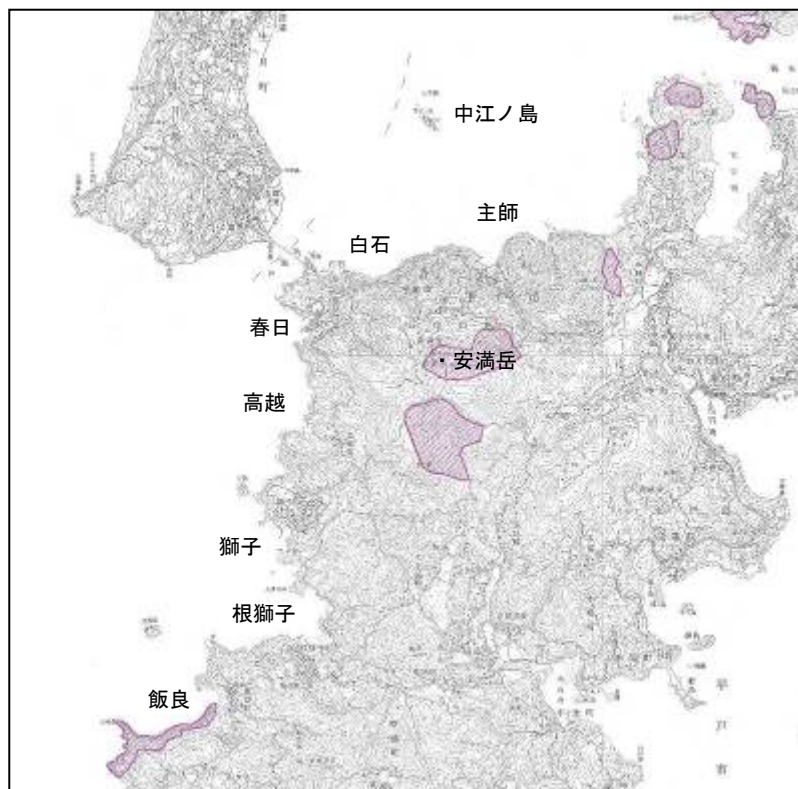


図35 森林法における保安林

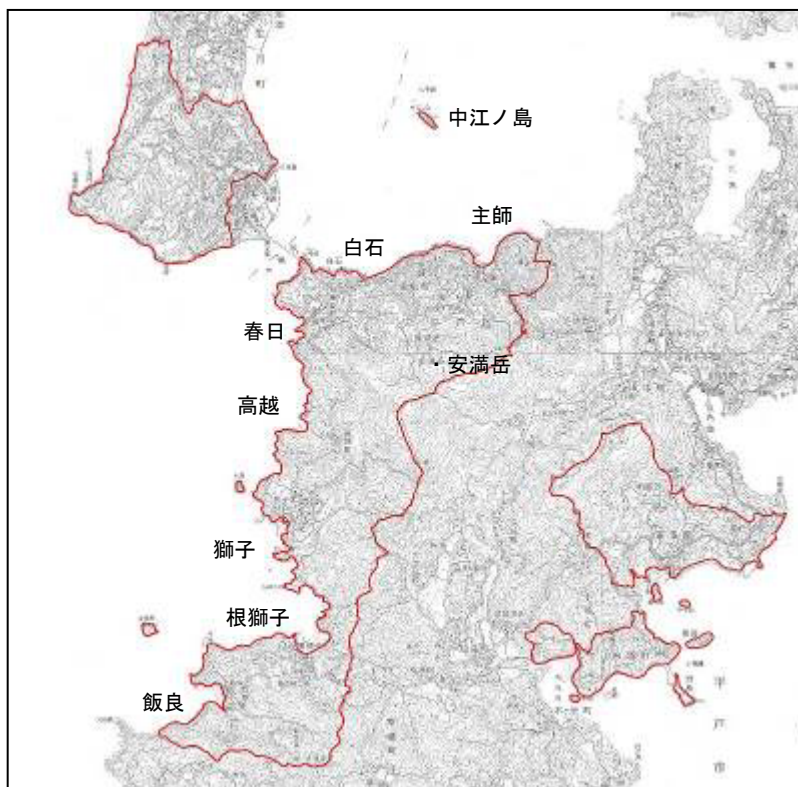


図36 景観法における重点景観計画区域

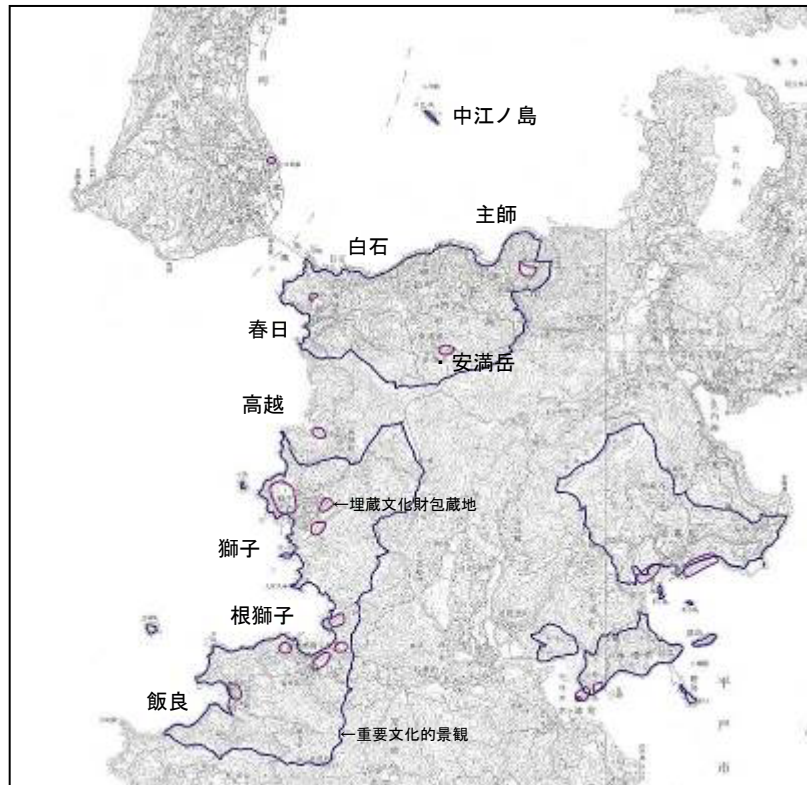


図37 文化財保護法における重要文化的景観及び周知の埋蔵文化財包蔵地

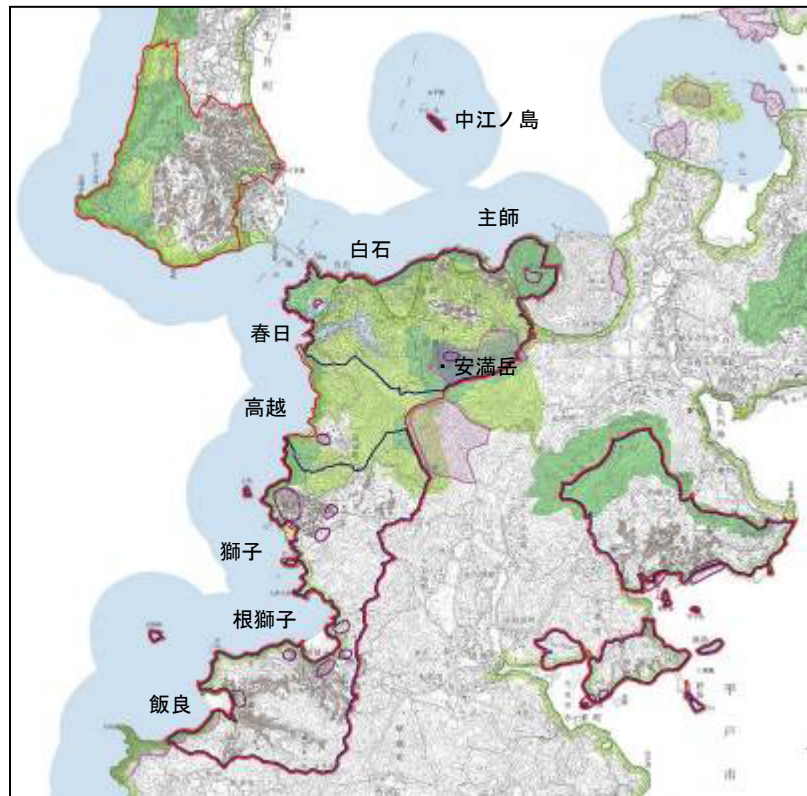


図38 上記①～⑤を重ねた図

4-2-2 土地利用規制一覧

根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	罰則規定
自然公園法 (国立公園)	特別地域	許可又は届出	<p>【許可事項】</p> <p>①工作物を新築し、改築し、又は増築すること、②木竹を伐採すること、③鉱物を掘採し、又は土石を採取すること、④河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること、⑤環境大臣が指定する湖沼又は湿原汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること、⑥広告物等掲出・設置し、又は広告等を工作物等に表示すること、⑦屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること、⑧水面を埋め立て、又は干拓すること、⑨土地の開墾、土地の形状を変更すること、⑩高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること、⑪山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること、⑫屋根、壁面、塀、橋、鉄塔等の色彩を変更すること、⑬湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること、⑭道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬・動力船を使用し、又は航空機を着陸させること、⑮前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの</p> <p>【届出事項】</p> <p>木竹の植栽、家畜の放牧</p>	懲役又は罰金
	普通地域	届出	<p>①その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）、②特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること、③広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること、④水面を埋め立て、又は干拓すること、⑤鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海面内においては、海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。）、⑥土地の形状を変更すること、⑦海底の形状を変更すること（海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。）。</p>	懲役又は罰金
景観法	生月、平戸西海岸、宝亀地区	届出	<p>①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、③都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定</p>	罰金

			める行為、④良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為	
平戸市景観条例	重点景観計画区域	届出	①土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更行為、②木竹の伐採、③屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積、④水面の埋立又は干拓行為	勧告
森林法	地域森林計画の対象となっている民有林	許可	1 haを超える開発行為	罰金
		届出	立木の伐採	罰金
	保安林	許可	①立木の伐採 ②立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為	罰金
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	届出	土木工事等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘しようとする行為	—
文化財保護条例	県指定重要文化財	許可	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為	—
	市指定重要文化財	許可	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為	—
農地法	農地	許可	農地の権利の移動、農地の転用及び農地転用のための権利の移動	懲役又は罰金
農業振興地域の整備に関する法律	農用地	許可	宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築等の開発行為	懲役又は罰金

4-3 景観規制について

重点景観計画区域においては、「重点景観計画区域における景観形成の方針」に基づき、以下のような行為の制限を定める。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為 ② 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為 ③ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為 ④ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更行為 ⑤ 木竹の伐採 ⑥ 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積 ⑦ 水面の埋立て又は干拓行為 |
|---|

上記行為のうち、影響の軽微なものについては、届出対象行為の適用除外（景観法第16条第7項関係）とし、景観計画に定めている。

重要文化的景観の申出予定地区（生月島南部・平戸島西海岸地区、宝亀教会周辺地区）の届出対象行為に対する行為の制限（景観形成基準）は、次の通りとする。

行為	行為の制限（景観形成基準）
①建築物	<p>[位置・高さ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。 ・ 特に、宝亀教会及び田平天主堂への眺望については十分に配慮する。（宝） ・ 行為地が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないよう、できるだけ尾根から低い位置とする。 ・ 高さは原則として13m以下とする。 ・ 行為地が宝亀教会及び田平天主堂に隣接する場合は、教会とその周辺の景観に大きな影響が生じないように、その位置や周囲からの見え方に十分に配慮する。（宝） <p>[色彩（屋根）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の屋根の基調色は、焦げ茶色、黒灰色又は暗緑色のうち、周囲の自然景観と調和した色彩とすることを推奨する。 ・ 基調色として、その他の色彩を用いる場合は、マンセル表色系において、次の通りとし、周囲の自然景観と調和した色彩とする。 ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、明度6以下、彩度6以下 ・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度6以下、彩度4以下 ・ その他の色相を使用する場合は、明度6以下、彩度2以下 <p>[色彩（壁面）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の壁面の基調色は、茶色、ベージュ色、クリーム色又は灰色のうち、周囲の自然と調和した色彩とすることを推奨する（ただし、前記の色彩に近似の色彩の木材、石材等の自然素材を用いる場合は素地色も可とする）。 ・ 基調色として、その他の色彩を用いる場合は、マンセル表色系において、次の通りとし、周囲の自然景観と調和した色彩とする。 ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、明度3～8、彩度6以下 ・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度3～8、彩度4以下 ・ N（黒）系の色相を使用する場合は、明度3～9 ・ その他の色相を使用する場合は、明度3～8、彩度2以下 <p>[形態・意匠]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然景観との調和を図るため、特異な形態の建築物としない。 ・ 建築物の屋根のデザインは、切妻、寄棟、入母屋等の軒のある勾配屋根とし、陸屋根は用いない。ただし、母屋と同一敷地内に建設されるものであって、小規模な倉庫、小屋については、この限りではない。 <p>[附帯施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の敷地の境界を囲う場合は、自然石による石垣、生垣とすることを基本とし、ブロック塀またはフェンスを用いる場合であっても、あらかじめ表面に化粧を施した材料を使用したり、修景植栽を併用する等、周辺景観との調和に配慮する。 ・ 壁面施設及び屋上施設（空調室外機、プロパンガスボンベ、アンテナ等の屋外に設ける施設）は、公共空間から目立たない位置に設けるか、建築物本体や周辺景観との調和を保つ。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。 ・ ライトアップ等を行う場合は効果的な照明を行い、夜景の演出に配慮する。 <p>[敷地の緑化措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既に樹木がある場合は、できるだけその保全を図る。 ・ 緑豊かな景観とするため、敷地内はできる限り緑化する。
②工作物	
棚田・段畑・牧野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 棚田・段畑の石垣を設置、または、改修する場合は、昔より使われてきた素材と同等のものをできる限り用い、昔より行われてきた同じ積み方で構築する。 ・ 牧野の石垣を設置、または、改修する場合は、昔より使われてきた素材と同等のものをできる限り用い、昔より行われてきた同じ積み方で構築する。(生)
擁壁等のり面保護構造物その他これに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 擁壁等を設置する場合は、必要最小限のものとし、素材や色彩等の工夫、適切な緑化措置など、周辺景観との調和に配慮する。
電柱、照明柱、サインポール及びこれらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電柱、照明柱、サインポール及びこれらに類する工作物の色彩は、ダークブラウン（焦げ茶色）を基本とし、マンセル表色系において、概ね次の通りとする。ただし、平戸市より指示のあったものについては、この限りではない。また、木柱を用いる場合は、素地色も可とする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>色相 10YR 明度 2.0 彩度 1.0 程度</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。 ・ 行為地が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないよう、できるだけ尾根から低い位置とする。
携帯電話用アンテナ、送電鉄塔及びこれらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話用アンテナ、送電鉄塔等を設置する場合は、必要最小限の高さとし、周辺景観との調和を図るよう色彩、形態、意匠を工夫する。 ・ 主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。 ・ 行為地が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないよう、できるだけ尾根から低い位置とする。
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動販売機を設置する場合は、木の格子の覆いの使用、周囲の景観に調和した着色、建物の中への取り込みなどにより、周辺景観との調和に配慮する。
その他	<p>[位置・高さ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。 ・ 特に、宝亀教会及び田平天主堂への眺望については十分に配慮する。(宝) ・ 行為地が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないよう、できるだけ尾根から低い位置とする。 ・ 周辺の建物よりも突出したものとせず、原則として13m以下とする。 <p>[色彩等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基調となる色彩は、周辺の自然景観との調和を図るため、落ち着いたのあ

	<p>る色とし、マンセル表色系において、次の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ・ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下
③土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	<ul style="list-style-type: none"> ・ 眺望点や道路その他の公共の場から望見できないように植栽または塀などで遮蔽措置を講じる。 ・ 跡地は、速やかに整正するとともに、適切な緑化措置（自然植生の復元、芝や樹木の植栽等）を講じる。
④土地の区画形質の変更（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掘削若しくは盛土の量はできるだけ少なくするとともに、法面の整正は原則として土羽によるものとする。 ・ 法面が生じる場合は、周辺景観との調和に配慮し、適切な緑化措置（芝や低木等）を講じる。 ・ やむを得ず、擁壁等の構造物を設ける場合には、必要最小限のものとし、素材や色彩等の工夫、適切な緑化措置など、周辺景観との調和に十分に配慮する。 ・ 行為地が宝亀教会及び田平天主堂に隣接する場合は、教会とその周辺の景観に大きな影響が生じないように、緑化やその位置の工夫を行うなど、周辺景観との調和に十分に配慮する。（宝）
⑤木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺景観への影響に配慮し、また、樹木の樹種、樹齢、樹形、機能等の価値に配慮し、検討する。 ・ 伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。
⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物件を整然と集積または貯蔵する。 ・ 眺望点や道路その他の公共の場から容易に見えない位置に集積または貯蔵する。 ・ やむを得ず、眺望点や道路その他の公共の場から見えやすい場所に集積または貯蔵する場合は、敷地の周囲を緑化するなどの遮蔽措置を講じる。
⑦水面の埋立て又は干拓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するような形態、素材、色彩等を工夫する。

注：記号（生）を付記する項目は「生月島及び平戸西海岸地区」を対象とする。

記号（宝）を付記する項目は「宝亀教会周辺地区」を対象とする。

4-4 文化財保護規制（重要文化的景観）について

（1）居住空間

景観を構成する要素	土地利用等についての考え方
住居	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ、色彩、屋根の構造等について、周囲の景観との調和に努める。現在、多くの家屋が木造であり、周囲の景観と一体となった良好な景観を維持しているため、これまで同様に木造家屋が望ましい。 ・ 伝統的家屋については、文化財としての価値を高めつつ、重

	<p>要な構成要素としての特定を検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防風石垣や、家屋石塀等の保全に努める。調査報告書において、地域における多様な石積技法が認められており、これらについては、従前の技法で積み直すことが望ましい。 良好な景観を有する住居群としての景観保全に努める。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> 高さ、規模、色彩等の誘導を行い、周囲の景観との調和に努める。 敷地の緑化や、木壁等により、景観阻害要因の遮蔽に努める。
神社、寺、教会堂	<ul style="list-style-type: none"> 構造、材料、色彩等の保存に努める。 高さ、色彩、屋根の構造等について、従前と同様の伝統的な建築様式になるよう努める。 これら信仰に関する施設は、設置場所に意味がある場合が多く、文化的景観の核となる施設でもあるため、原則として移設は行わない。
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> 高さ、規模、色彩等の誘導を行い、周囲の景観との調和を図る。また、改修に合わせ、積極的な修景に努める。 敷地の緑化や、木壁等により、景観阻害要因の遮蔽に努める。
道路	<ul style="list-style-type: none"> 新設、改良工事については、景観への影響が考えられるため、事業主体は、平戸市景観計画を尊重するとともに、文化的景観の価値が特に高いと認められる地区については、景観への配慮を最大限行うこととする。
墓地	<ul style="list-style-type: none"> 墓地様式及び時代性に価値のあるものについては、保存を検討する。
集落の石垣景観	<ul style="list-style-type: none"> 集落内に多数分布する石垣の景観は特徴的であり、保全に努める。
広場	<ul style="list-style-type: none"> 資材等の投棄場所にならないよう、景観の維持に努める。 集落と一体となって良好な景観を形成するよう整備方針を検討する。
石造物	<ul style="list-style-type: none"> 場所に意味がある場合が多く、原則として移設を行わない。やむを得ない場合は、近接した場所へ設置することとする。 古い時代の石造物も多く、地域の文化を実証する数少ない物証であるため、原則として石材の更新は行わない。
防風林	<ul style="list-style-type: none"> 潮害等を防ぐために発達しているものであり、集落景観の特徴でもあるため保全に努める。
集落の緑地	<ul style="list-style-type: none"> 森林保全に努める。
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 景観の連続性を阻害しているものについては、修景に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> 電柱類その他工作物を設置する場合は、設置場所や高さ、色について配慮し、周囲の景観との調和に努める。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 設置は行わないことが望ましい。やむを得ない場合は、高さや色について配慮し、周囲の景観との調和に努める。 交通誘導板、観光案内板等は、必要最小限に留めることとし、案内板が乱立している場所では、撤去を検討する。
信仰に関する空間	<ul style="list-style-type: none"> 集落内に点在する殉教遺跡、伝承地等の空間は、周囲の樹木等も含め保存することとし、聖地性（場所性）を損なわないようにする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 景観協定を締結する等、集落内でのより細やかなルール作りを目指す。

（2）生業空間

景観を構成する要素	土地利用等についての考え方
棚田	<ul style="list-style-type: none"> 石垣のある水田、畦畔、用水路等からなる。比較的、耕作放棄地になっている場所が少ないため、現状維持に努める。 圃場整備はできるだけ行わず、棚田景観を生かしたまちづくりの可能性を検討する。
畑地	<ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地になっている場所が多く、農地としての再生の可能性を検討する。
牧野	<ul style="list-style-type: none"> 草地は良好に保全されている。牛が逃げないように設置されている牧野を囲む石垣が特徴的であり保全に努める。
道路	<ul style="list-style-type: none"> 農地の適切な維持管理のために必要とされる場合は、景観への配慮を検討した整備に努める。
溜池	<ul style="list-style-type: none"> 営農を継続させるための水利システムの維持を第一に考え、維持管理・補修を行いつつ景観の保全を図る。
信仰に関する空間	<ul style="list-style-type: none"> 野立て等の行事を行っていた場所や、殉教遺跡、伝承地等の空間は、周囲の景観も含め保存することとし、聖地性（場所性）を損なわないようにする。

（3）自然空間

景観を構成する要素	土地利用等についての考え方
天然林	<ul style="list-style-type: none"> 天然林が残る森林の多くは、自然公園で保全されており、今後も現状維持を行うこととする。
二次林	<ul style="list-style-type: none"> 家庭で薪を使用していた際は、定期的に伐採され、更新されてきた場所であり、シイ・カシ林が多い。森林の適切な維持

	<p>管理を行うとともに、現状の植生区分に従った植生の回復も検討する。</p>
人工造林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水土保持を重視する森林整備に努める。 ・ 森林と人との共生を重視する森林整備に努める。 ・ 資源の循環利用を重視する森林整備に努める。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の適切な維持管理のために必要とされる場合は、景観への配慮を検討した整備を行う。 ・ 文化的景観区域内においては、高規格林道の設置は原則として行わない。
河川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然護岸、自然石積護岸、自然河床の保全に努める。 ・ 多様な生態系の維持に努める。 ・ 公共工事においては、周囲の景観と調和するよう整備を行うこととする。
信仰に関する空間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原生的な森林は、聖なる山、聖なる島等として信仰における聖地の核となっていることから、空間の価値を損なわないよう景観の保全を行う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化的景観区域内に大規模な鉄塔類を設けないことを原則とする。防災等の観点からやむを得ない場合は、周囲の景観に十分配慮を行う。（山稜線を分断しない、主要な眺望ポイントと同一視野に入らない等） ・ 風力発電施設については、文化的景観区域には原則として設置しない。 自然公園（西海国立公園）内については、環境省自然環境局が定めた「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」（H16. 1. 19）があり、長崎県立自然公園においても長崎県自然環境課定めた「長崎県自然公園内における風力発電施設（風車）の取扱い基準について」（H14. 11. 11）がある。それらの区域に隣接し、周囲の景観と一体となった文化的景観区域でも、同様に考えることとする。（第7章参考資料：風力発電施設についての考え方）

4-5 課題の整理と措置

土地利用規制の図化（4-2-1）で分かるように、選定区域は文化財保護法及び景観法により、地域内での現状変更行為についてチェック機能が働くようになっている。また、平戸島西海岸北部地域は、安満岳を中心に自然公園法で広く保護されている状態である。自然景観が優れた場所は、都市計画による規制が及ばない所が多く、自然景観の保存・保全に対する制度として自然公園法は現状で有効に機能している。一方で、平戸島西海岸南部地域や宝亀地区は、文化財保護法及び景観法でのチェック機能は働いているものの、自然公園法の適用範囲ではない。

「長崎の教会群」の構成資産となっている春日集落を中心とした範囲については、先にふれたとおり、景観法や文化財保護法、自然公園法、森林法（保安林）、農振農用地などが重層しており、現状において十分な保護措置が図られているといえる。

今後、家屋などを含め、更に細やかな集落の保存・保全のあり方を検討する場合は、主に景観計画の改訂により対応を行うことが考えられる。例えば、景観地区（準景観地区）の指定や、景観協定⁴などが考えられるが、まずは地域住民へ守りたいもの（例えば石造物などの地域資源）（写真3、4）の普及・啓発を図ることから始め、徐々に取り組みを強化していくことが望ましい。

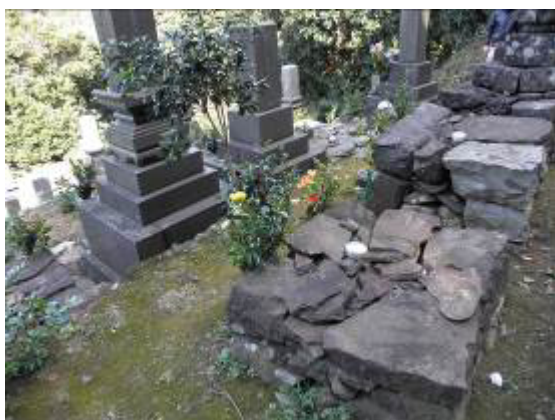


写真3 伝統的な石積墓



写真4 集落内の小さな石造物

伝統的な石積墓や小さな石造物は、画一的な基準を定めるガイドランでは守れない。その価値を知らせることと地域にその見守りを願うことが、強制力はなくとも結果として格段に守られる場合がある。

⁴ 景観協定の有効性については、文化的景観保存計画でも触れており、土地所有者等と十分時間をかけて協議を行い、段階的に協定の範囲を広げていくことが現実的であるとしている。平戸市教育委員会（2009）『平戸島と生月島の文化的景観保存計画』，p.25

＜参考 景観協定＞

(1) 景観行政団体

景観行政団体が行うことができるのは、以下の行為となる。

- ①景観計画の策定など
- ②景観協議会の設立
- ③景観計画に基づく建築行為等の規制など
- ④ " 景観重要建造物の指定など
- ⑤ " 景観重要樹木の指定など
- ⑥景観重要建造物・樹木に関する管理協定の締結
- ⑦景観協定の認可など
- ⑧景観整備機構の指定など

(2) 個別手法によるコントロール

- ①景観形成基準・・・建築物、工作物などをコントロールする。
- ②景観重要建造物・・・景観上重要な建造物を保全する。
- ③景観重要樹木・・・景観上重要な樹木を保全する。
- ④管理協定・・・②、③を管理する。
- ⑤景観重要公共施設・・・道路、河川などの整備のあり方
- ⑥景観農業振興地域・・・景観に配慮した農林業振興を図る。
- ⑦景観地区・・・集落景観の保全
- ⑧景観協定・・・集落の景観保全のあり方を自主ルールとして定める。
- ⑨景観協議会、景観整備機構・・・NPOなどが景観保全に参加する。

(3) 準景観地区

良好な景観形成を目的とし、都市計画区域及び準都市計画区域以外であっても、景観計画が定められている区域において指定することが可能（景観法第74条）

都市計画区域以外でも、農漁村集落など良好な景観が形成されている地区が多いことから設けられたもの。相当数の建築物がある地区で良好な景観が形成されている一定の範囲を市が指定する。このとき、建築物と一体となっている農地は含まれるが、農地や森林、河川、海域を広く含めることは想定されていない。広域景観の保全は、景観計画で定める事項となる。

(4) 景観協定

景観計画区域内の一定の土地に対し、土地所有者及び借地権者全員の合意により景観協定を締結することができる。（景観法第81条）

住民自らが地域の実情に合わせた取り決めを行い、それを景観行政団体が認可する。建築物、工作物、緑地、屋外広告物、農地、ソフト事業など幅広い事項を定めることができる。

「一定の土地」としているが、数宅地程度の小さな区域で運用することも可能（運用指針）であり、また、一人協定の設定も可能である。（景観法第90条）

①協定では以下から必要に応じて定めることができる。(景観法第81条)

- イ 建築物の形態意匠に関する基準
- ロ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準
- ハ 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠などに関する基準
- ニ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項
- ホ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準
- ヘ 農用地の保全又は利用に関する事項
- ト その他良好な景観の形成に関する事項

②効力の継承

・景観法における景観協定は、土地の所有権を継承した場合も協定の効力を有することになる。(景観法第86条)

※景観協定は自主協定であるが、行政や専門家、関係機関などとの協力体制は欠かせないものである。こうした地域における景観保全の取り組みを支援するメニューの策定も視野にいれるべきである。

参考文献

- 1) 長崎県(2009)『長崎県世界遺産構成資産等基礎調査地域・地区調査報告書 平戸地域』
- 2) 平戸市(2010)『平戸市景観計画』
- 3) 平戸市教育委員会(2010)『平戸島と生月島の文化的景観保存計画』

第5章 整備及び活用計画

5-1 序 循環的な仕組みとしての整備活用計画

(1) 循環的な仕組みとしての保存・保全のあり方

文化的景観を保存・保全していく主体は、その地で生活生業を営む地域住民であることから、文化的景観保護制度は価値を証明して終わるのではなく、その制度の運用にあたっては、景観の保存・保全と地域産業との関わりを示し、地域における総合的な計画を策定するものでなければならない。

文化的景観の本質的な価値を持続させるために必要な整備活用計画とは、行政が個別の建造物や農地などを画一的な数値基準で守るガイドラインを示すことではない。地域の景観を継続させてきた生業やその背景となる社会システムを活性化させること、そして地域の資源を活用することで小さくとも何らかの恵みをもたらす仕組みを作ることが必要である。それは文化的景観の価値を背景としたまちづくりを推進することにはほかならないのであるが、その取り組むエネルギーが資源の消費や喪失につながってはならない。集落を遺跡的価値のみにとどめてしまわないように、また、地域住民が資源を保存・保全し活用できるよう、バランスのよい整備活用計画を策定する必要がある。

本計画では、現状において、文化的景観の価値評価と文化財保護法などによる保護の仕組みをうまくリンクさせることができず、将来に渡る景観の変容のあり方までを踏まえた保存・保全の手法が未だ確立されていないという課題認識（第1章1-1-1）のもと、既存の保存・保全の仕組み（第4章）の整理を行った。本章においては、それらの課題を解決するため、循環的な保存・保全のあり方（図39）を構築するものである。

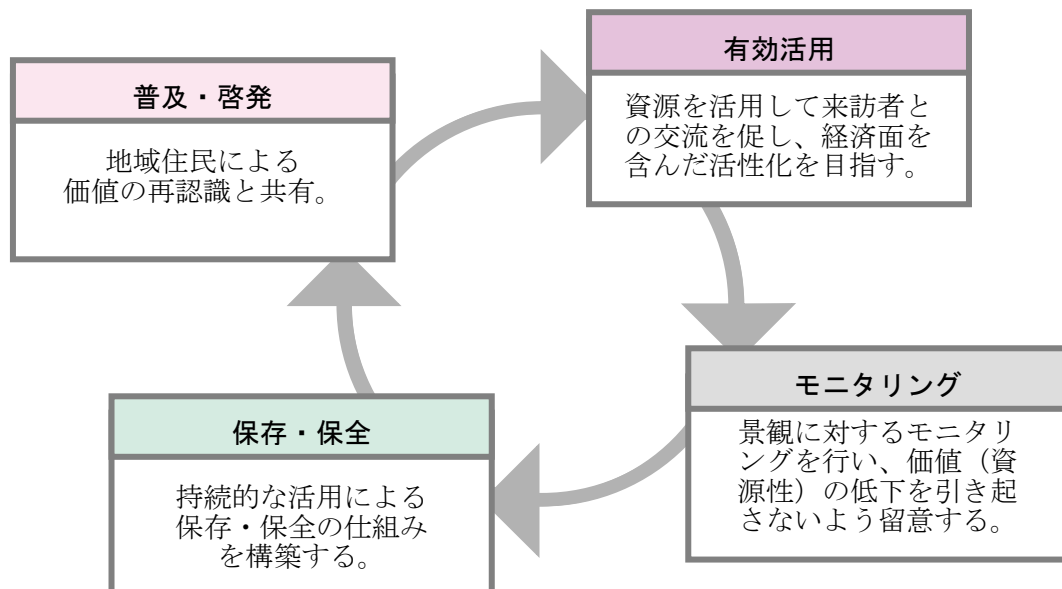


図39 循環的な保存・保全のあり方

(2) 新しい「地域運営」の形を担う組織体制について

まちづくりは、発展的な循環の仕組みを構築し推進していくものである。それは段階的に進めていく必要があり、活用のロードマップ（第5章5-1-3）に詳しい。活用のロードマップにおける「組織」とは、行政内部の組織や中間支援組織として位置づけられるDMO（Destination Management Organization）などが考えられるが、当面は平戸市文化的景観推進委員会による検討を中心として活用のロードマップを実行していくものとする。

1) 平戸市文化的景観推進委員会

我が町の将来像をしっかりと見定め、平戸の集落においては地域の弱みの一部を改善すべく、エコツーリズムをはじめ、加工・流通・物販とも一体化した6次産業化や農家民泊などの取り組みも検討していかねばならないのは、集落の課題整理（第3章3-1）の状況からも明らかである。また、生産者間の連携や人と人、地域と地域のネットワーク作りも重要になってくる。したがって、教育委員会などの単一部局ではその目的が達成できないことは容易に想像でき、より横断的な組織体制作りが重要になる。図40は文化的景観推進委員会の体制イメージであるが、必要に応じて関連団体からの参画を求めるなど、柔軟な組織運営のあり方が求められる。

これら関連団体で構成される組織により、計画（第5章）は戦略を持った地域運営の指針となり各種調整機能を発揮しながら運用されるものであるが、いずれは住民や関連民間団体から構成されるDMOなどにその機能の一部を移管していくことも考えられる。

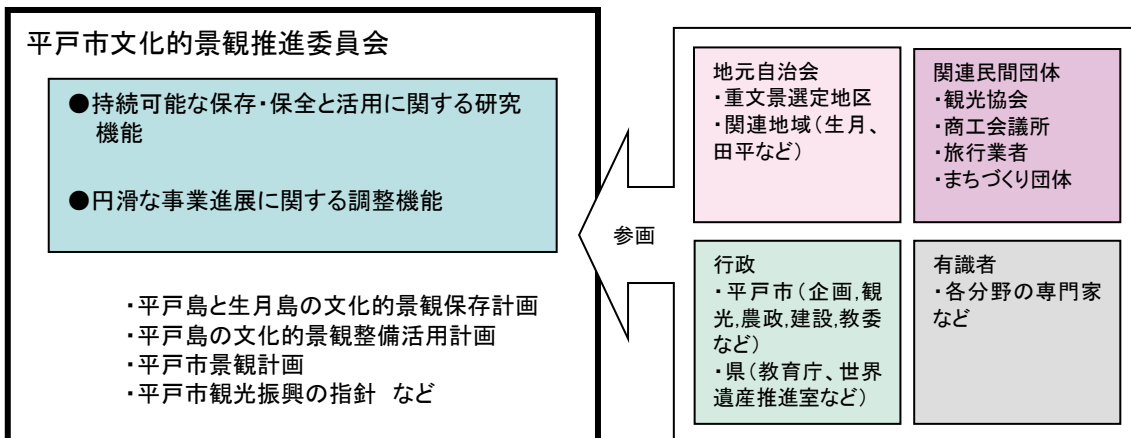


図40 組織体制

2) 来訪者との協働による地域運営の形

本計画では、「交流」を軸に文化観光を推進し、景観の保存・保全を図ることとしている。

文化観光とは、地域の自然環境と人との関係が創出する生活様式や生活環境、そしてその歴史的集積など、地域の文化的側面を資源とする観光のことを指し、文化観光を継続的に展開（資源の保存・保全による持続的な活用）し、来訪者との交流を促すことを通じて（従来の周遊型観光との差異）、地域の活性化に役立てる仕組みとしてエコツーリズムがある。エ

コツーリズムは複合的な概念であり、「新しい形（仕組み）」に対する模索である。

①新しい「たび」の形

- ・周遊型の旅行 → 滞在・滞留型の旅行
- ・情報社会の「たび」
- ・地域をすることの楽しさを伝える仕組み
- ・ガイドによる情報伝達をはじめとするガイドランスの工夫

②新しい「景観の保存・保全」の形

- ・適正な利用を前提とし、モニタリングを組み込んだ、循環的・発展的な保存・保全
- ・社会システムの活性化による主体的な保存・保全

③新しい「地域運営」の形（新しい「経済循環」の形）

- ・来訪者（観光客）との協働による地域づくり
- ・運営組織が自立できる財源の確保
- ・地域の魅力を享受した来訪者からの協力

エコツーリズムは、他地域の人々との交流がその根底にあることから、その交流性を高めるために、地域の資源性を磨くこと、来訪者に伝える術を磨くこと、そしてこれらを組み込んだまちづくりを来訪者と協働して進める仕組み（図4-1）を構築することが必要である。

これらの取り組みは容易でないものの、外部からの客観的な評価と専門的な知見に関する支援を得ることで、その動きを促進することは可能であり、また、他地区からの来訪者は、まちづくりに必要な資金と労力を支援してくれる存在として位置づけられるものである。

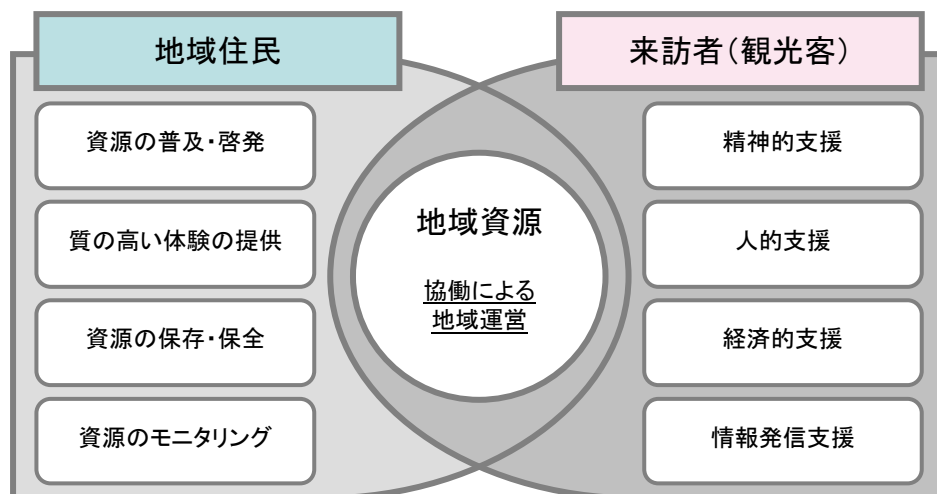


図4-1 地域住民と来訪者の関連図

5-1 地域資源の有効活用

5-1-1 関連地域を包括する活用計画の策定

(1) 活用計画の指針

本計画は、第1章でも述べたように計画対象地域の世界的にも貴重な歴史や文化、自然、生活生業の価値を守り、文化観光や地域産業の発展を推し進めるため、平戸市総合計画との関連性を保ちながら、景観を生かした持続可能な地域発展のモデルを作り出すことにある。

重要文化的景観に選定される程の文化的・自然的資源を有する地域においては、集落における戦略的な活用計画の策定とともに、開発行為との調整を行いながら、景観の保存・保全と文化観光の両立を目指し、地域産業の活性化を図らなければならない。地域産業に立脚し、地域資源を有効に活用できる条件を整備することが重要だといえる。また、需要と供給のバランスが保たれる周辺地域（それは平戸市街地だけでなく、県内県外地域も含まれる。）とのネットワークを構築する。地域が持続可能な目標を設定し、地域における有形・無形の要素を経済活動に取り込む。それは増加が見込まれる来訪者の需要に応じるために必要な体制や整備を行うこと、そして、地場製品の販売やエコツアーの実施などその活動自体が地域資源を活用するものであり、また、地域に直接収入が落ちる仕組みである必要がある。

(2) 文化観光分野における開発についての指針

文化観光分野におけるソフト面・ハード面にかかる開発は、本計画の中でも重要な位置を占める。長崎県内初の重要文化的景観に選定され、また、その一部が「長崎の教会群」の構成資産にもなっているこれらの集落群は、保護の面で責任を伴うものの、国選定の文化財になったという実績や、世界遺産候補地としても検討される程の価値を獲得したといえる。重要文化的景観の保護対象は、単に棚田や牧野、居住地のみならず、聖なる森や山などの空間、宗教、芸術など“無形の要素”まで取り込んだ広義の文化的景観の価値に及んでいる。

このようなことから、文化観光分野における指針を以下に定める。

- ①現在、文化観光の面で交流人口が少ない地域への来訪を促す。それは、平戸観光の滞在時間自体を増やすことにもつながる。
- ②宿泊場所・食事場所の提供など、受け入れ態勢を確立させる。整備事業の積極的な実施、交通アクセスの手段の検討、受け入れ態勢の確立までを取り込む、地域総合開発を行うことが重要である。
- ③集落の構造を保存・保全し修理修景を行う。地域の無形の要素を顕在化するとともに、食と景観、生産者のつながりが見える仕組みづくりを行う。
- ④地域に散在する文化遺産、自然遺産を再評価し、ネットワーク化することによって文化的要素の有効活用を図る。
- ⑤平戸市街地（広義には市外まで）を取り込んだ文化観光動線を策定する。観光の導入は、地域の誇りを呼び覚まし、ひいては資源の保存・保全やブラッシュアップにつながるものである。

(3) ゾーニングと文化観光の動線

①現在の観光動線を生かした、地域レベルでの普及・啓発ルート（案）の設定について

現在の観光動線を見ると、平戸城下町から生月地区の大バエ灯台までのルート（図42）は、既にある程度確立されており、平戸市の中でも主要な観光動線のひとつとして利用されている。しかし、生月地区が小さな島であり、わずかな時間で観光できることから非常に滞在時間の少ない地区になっている。生月大橋周辺に、道の駅や博物館島の館、ふれあい広場などが集中するため、ここを地区における拠点施設として位置づけ、文化的景観地区への周遊を促すとともに、本地区の価値を伝える場所として整備を図る。第一次拠点地区である平戸城下町から訪れた観光客に、地区の魅力や価値を伝え、いかに文化的景観を生かした普及・啓発ルート（図43）へと導けるかが肝要である。現在運行している公共交通機関やコミュニティバスなどを活用したアクセス網や、それに連動する集落内動線の設定や3次交通、4次交通の整備などが考えられる。

②集落レベルでの普及・啓発ルート（案）の設定について（図44）

ここでは、第1次・第2次拠点地区から訪れてきた観光客の流れをいかにデザインするかが重要である。集落の駐車場から案内所までのスムーズな動線や、案内所で散策マップを手にとった後のサイン計画など、各集落ごとに事業実施計画を策定する必要がある。選定集落は歩くことでその価値がより正確に伝わるため、地区内で拠点となる施設（史料館や空き屋を生かした案内所など）を軸に、来訪者の多様な要求に応えられるような複数のプログラム（集落の歴史や生業を体験できるような仕組みも有効）を設定する必要がある。

集落の散策マップなどの作成が必要になるほか、駐車場やトイレ、案内所、交流拠点施設、サインなどの便益施設整備も必要になる可能性があるが、文化的景観の価値を壊さないように、規模やデザインについて十分な検討を行うことが必要である。

白石集落で行われている漁師体験（写真5）は、観光用として準備されているものではなく、毎日の漁に同行してその体験を行うものである。この民間での取り組みは、広告やロコ



写真5 漁師体験（白石集落：綾香水産）

ミで徐々に人気が出始め、近年、漁師レストランを併設するに至った。休みの日には、ここで食事することを目的に、多くの観光客が訪れている。定置網漁を体験する“学び”の場の提供を行うだけでなく、レストランでは棚田米や野菜など地元の生産品が消費されるようになり食の景観地を維持するきっかけになるとともに、地域内で雇用も生まれるなど、小さくとも好循環が生まれている。このような民間施設との連携も重要である。

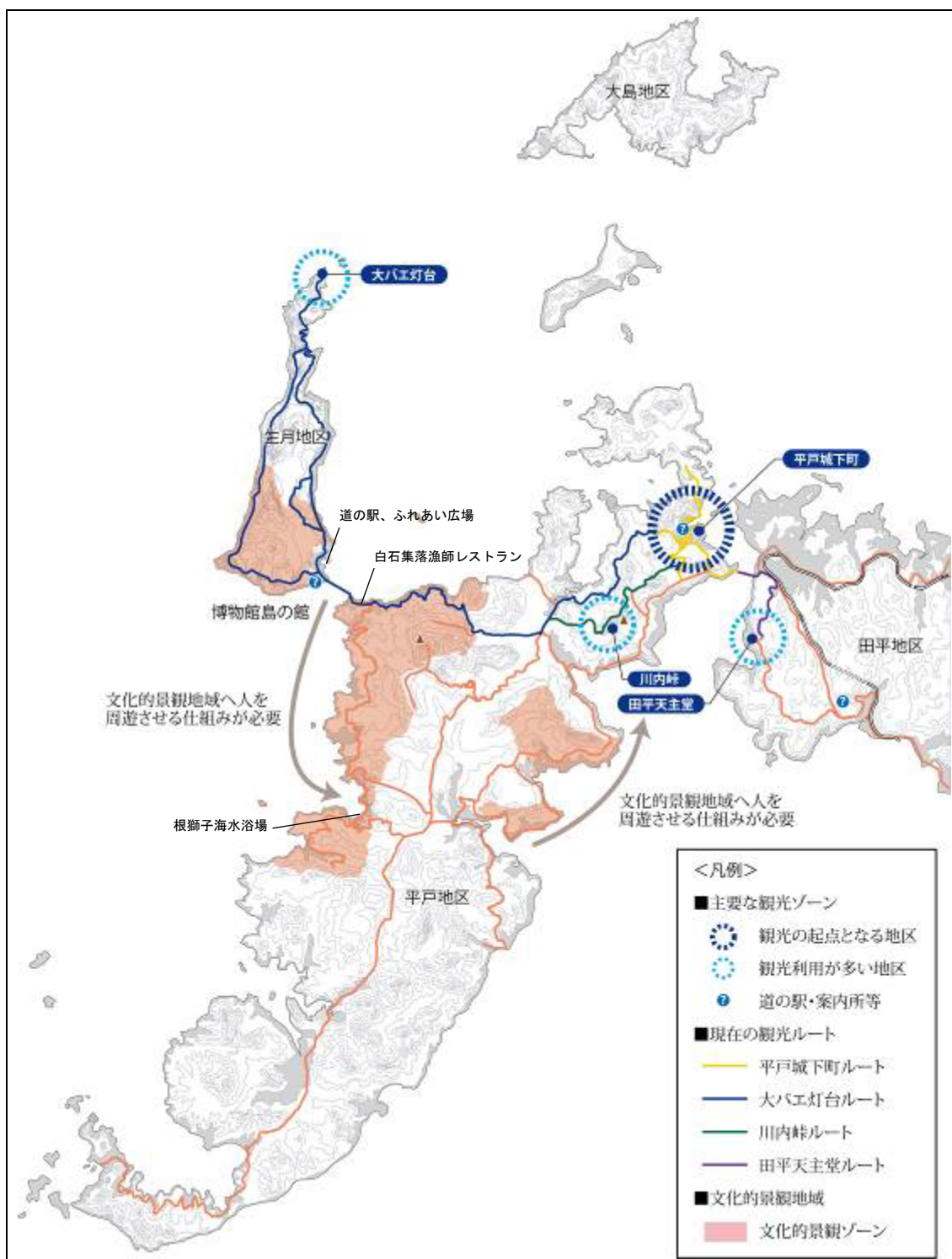
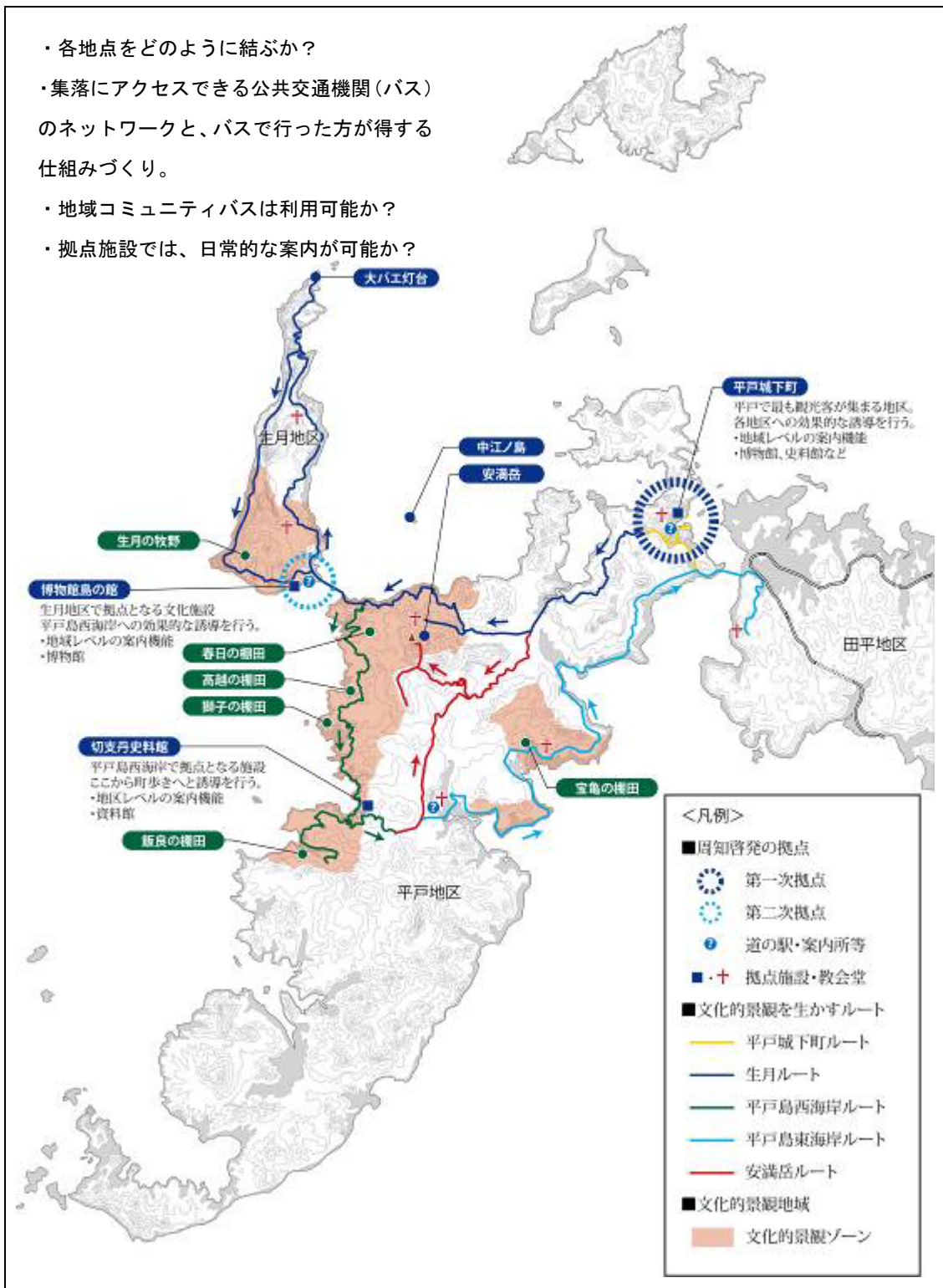


図4-2 現在の観光動線

- ・平戸を訪れる観光客は、多くの観光施設や文化財などが集積していることから、平戸城下町地区に集中（125万人/年）する傾向にある。
- ・生月島を目指す観光客の割合（28万人/年）も多いことから、まずはその流れを平戸島西海岸地域に引き込むことを検討することが現実的である。



- ・集落には、新鮮な魚介類や野菜、米などを使った郷土料理がある。食は地域の文化や景観を物語る大きな魅力であり、集落間を“味”をテーマにルート設定を行うことも考えられる。
- ・交通政策の見直しも視野に入れた新たな動線設計が必要である。

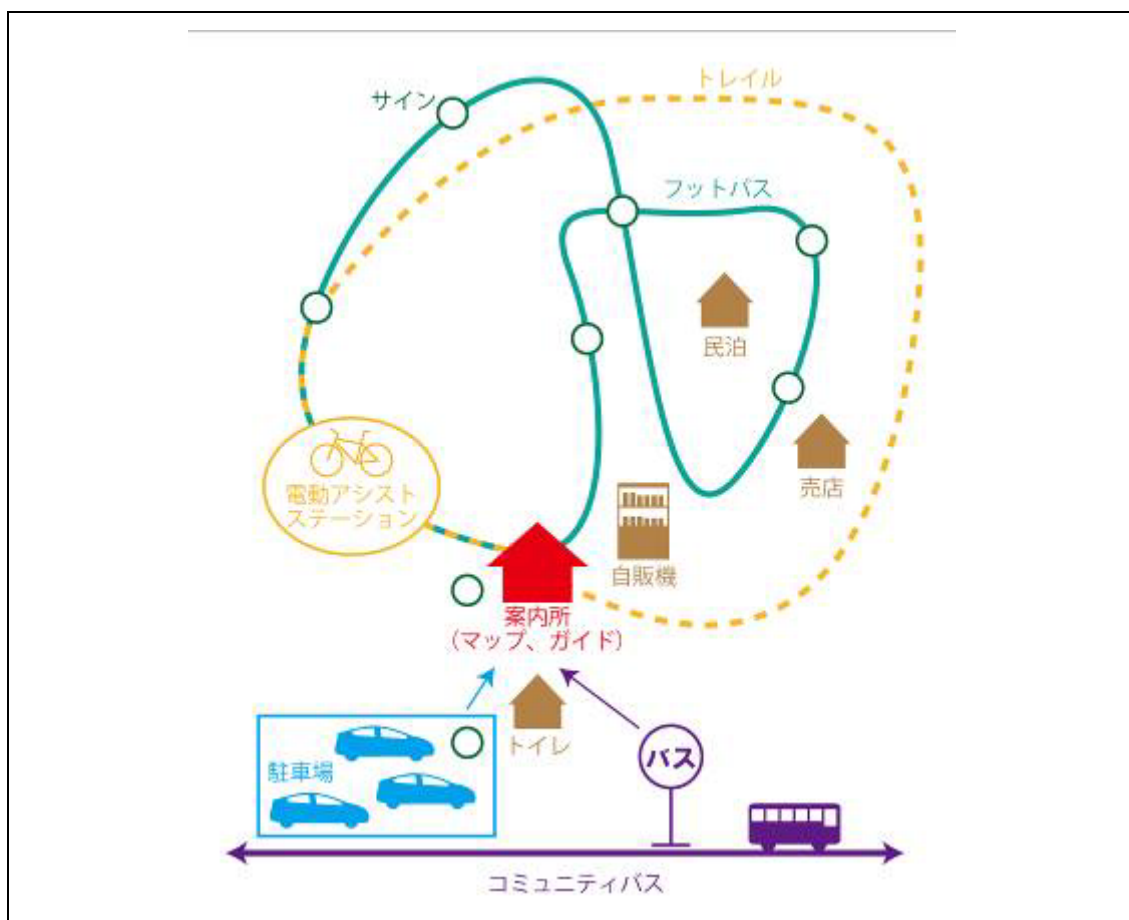


図44 集落レベルでの普及・啓発ルート（概念図）

- ・集落に“付加価値”をつけること。それは、他地区に向けた観光客の流れを自らの集落に引き込む強みのなるのと同時に、その流れを次の集落に引き渡すための重要な要素となる。各集落においてつけられた付加価値を統合し、ひとつのストーリーとしてまとめ上げ、地域資源を総合的に活用していく必要がある。
- ・駐車場への到着から、案内板を見て、インフォメーションにたどり着く基本的な動線をつくり、まち歩きなどの行動へとつなげていく。
- ・駐車場やトイレ、交流拠点施設や休憩所、サインなどの便益施設整備を推進する。
- ・地域で取り組んでいる“宝さがし”の結果をもとに、集落での受け入れ体制をどうするのか？観光客に何時間くらい滞在して欲しいのか？活用できる空き地や空家はあるのか？地域で何を売りたいのか？などをあらかじめ整理する必要がある。

5-1-2 エコツーリズムを核としたまちづくり

計画対象地域は、まちづくりの将来像として「キリシタン文化を基層とする地域の文化的伝統を生かした交流を核としたまちづくり」（第3章3-2）を掲げており、平戸市文化的景観推進委員会の継続した指導のもと、持続可能な地域づくりを目指して取り組みを進めている。

日本エコツーリズム協会は、エコツーリズムを以下①～③をねらいとする、資源の保護＋観光業の成立＋地域振興の融合をめざす観光の考え方であると定義している。それにより、旅行者に魅力的な地域資源とのふれあいの機会が永続的に提供され、地域の暮らしが安定し、資源が守られていくことを目的としているのである。

- ①自然・歴史・文化など地域固有の資源を生かした観光を成立させること
- ②観光によってそれらの資源が損なわれることがないよう、適切な管理に基づく保護・保全を図ること
- ③地域資源の健全な存続による地域経済への波及効果が実現すること

また、エコツアーとはこういったエコツーリズムの考え方に基づいて実践されるツアーの一形態であり、エコツーリズムの健全な推進を図るためには旅行者、地域住民、観光業者、研究者、行政の5つの立場の人々の協力がバランス良く保たれることが不可欠であると付記されている。

エコツーリズムの実施は、地域の文化や資源を見直し、価値を再発見し、それを基盤とする新たな地域運営の仕組みづくりへとつながる可能性を持つ。

平戸市では、宝探しから持続可能な地域づくりを目指す取り組みを進めており、地域で再発見された資源（地域の宝）をまちづくりに結びつけるために、「宝活用の5段階（1宝を探す、2磨く、3誇る、4伝える、5興す）」を実施している。

これらを実施する過程において、春日集落をモデルとして全戸に宝さがしアンケート（表8）などを実施し、季節暦（表9）、宝マップ（図45）、活用のロードマップ（表10）を作成した。それらを作成する中で、地域が何で成り立っており、何が残っていて、何をみせることができるのかなどを整理し、そこから見える地域の特徴を把握した。

次頁から示す、「宝さがしアンケートの実施→季節暦作成→宝マップ作成→活用のロードマップ作成」という一連の流れは、各集落で実施し、宝さがしリストとしてまとめていくこととする。

それは、地域資源を常に見直し、磨き上げることにつながるだけでなく、観光客に対して特別な（他人に話したくなるような）体験を提供し、この場所をどのようなエリアとして情報発信するのかなどを戦略的に検討する基礎資料となる。宝の見せ方についてもガイドラインを策定する必要があり、エコツアーの催行にあたって、それが結果としてどのような集落イメージの形成につながるのかを考え、実施していく必要がある。

「資源の保存・保全」 → 「観光振興」 → 「地域振興」につながる仕組み

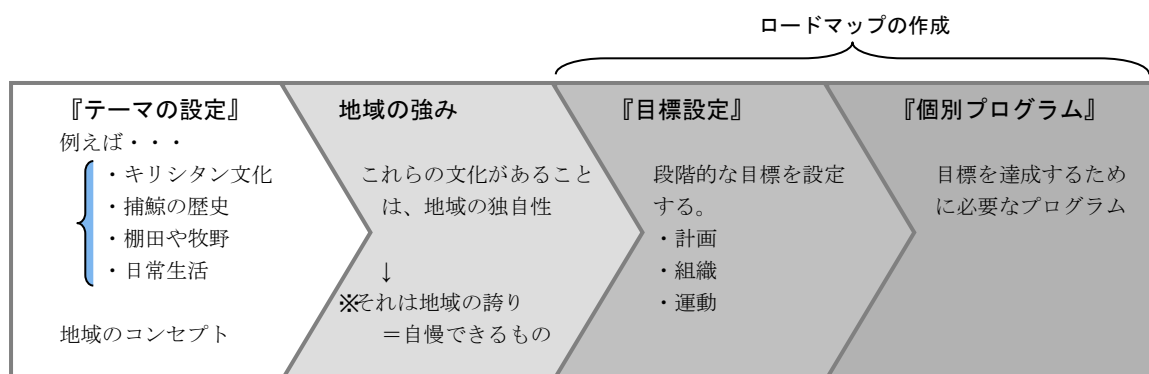


表8 宝さがしアンケート

春日町の“宝さがし”にご協力ください。

日頃より、本市の文化財行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。

平戸市教育委員会では、今年度から「文化的景観整備活用計画」を策定いたします。この計画は、地域の皆さまからの意見や知恵を出していただき、様々な角度から私たちの町を見直すことにより、快適で住みよい環境づくり、そして地域の活性化を進めていこうとするものです。

この作業のひとつとして、“宝さがし”を実施することにしました。皆さまが日頃体験していることや感じていることについて、『大切にしているもの』、『次の世代に伝えたいもの』、『他の人に知らせたいもの』など気軽にお聞かせいただければ幸いです。

質問は多数ありますが、お答えできるところだけご記入ください。調査結果については、町の散策マップなどの資料とさせていただきます。

ご家族で話し合っ、たくさんの“宝さがし”をお願いいたします。後ほど“宝”についてお話をおうかがいすることがあるかもしれませんので、記入者のお名前も教えてください。

よろしく願いいたします。

平成 年 月 日

平戸市教育長
(公印省略)

記入者氏名

問1 自然に関する宝ものについて

あなたにとって大切な宝ものと実感されている「町の自然とその場所」について教えてください。いくつでも結構です。

(例えば・・・)

- ・これはめずらしいと思われる動物、植物が見られる場所
- ・毎年ホタルが見られる場所
- ・川の生き物、山の生き物
- ・美しい花（具体的な花名が分かればそれも）がまとまって咲いている場所
- ・わき水が出ている場所
- ・大きな木やほら穴がある場所
- ・ユニークな形の岩石が見られる場所
- ・綺麗な石が採れる場所
- ・子ども達が遊んでいる場所 など

番号	あなたの“宝”の内容	何月ごろか

問2 生活環境に関する宝ものについて

あなたにとって大切な宝ものと実感されている「町的生活環境とその場所」について教えてください。いくつでも結構です。

(例えば・・・)

- ・町の郷土料理、まんじゅう、餅、お酒
- ・山菜、果物が採れる場所
- ・信仰に関すること
- ・生活の知恵
- ・町らしいと思う景観や場所 など

番号	あなたの“宝”の内容	何月ごろか

問3 歴史文化に関する宝ものについて

あなたにとって大切な宝ものと実感されている「町の歴史文化とその場所」について教えてください。いくつでも結構です。

(例えば・・・)

- ・文化財的な価値を持つと思う場所
- ・山の中で見つけた墓地や何かを祀っていたと思われる石組みの場所
- ・石碑
- ・昔よく歩いていた道

・年中行事、祭り、風習 など

番号	あなたの“宝”の内容	何月ごろか

問4 産業に関する宝ものについて

あなたにとって大切な宝ものと実感されている「町の産業とその場所」について教えてください。いくつでも結構です。

(例えば・・・)

- ・町の伝統技術、工芸品
- ・特産物（海の幸、山の幸、加工品） など

番号	あなたの“宝”の内容	何月ごろか

問5 名人に関する宝ものについて

あなたにとって大切な宝ものと実感されている「町の名人」について教えてください。何名でも結構です。

(例えば・・・)

- ・芸能、郷土史、工芸、郷土料理、民話などの名人や達人

番号	あなたの“宝”の内容	何月ごろか

※宝の場所が分かるように、表の番号を最終ページの地図に記入してください。



石垣景観が特徴的な集落でのエコツアーの実施は、空石積みの技術継承を促すきっかけとなる。

夏休み期間に絞って受け入れる
などの検討も必要

表9 季節暦

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
気温・風向	6.6・北西	6.8・北西	9.6・北北東	13.8・北北東	17.5・南	20.8・南	24.8・南	26.0・南	23.0・北北東	18.6・北北東	13.7・北西	9.0・北西
祭り・風習 (集落単位)	・春日神社初詣 ・初寄り ・初祈祷 ・初講× ・願立願成就 ・女子講		・彼岸祭り ・ひな祭り	・朔日祝 ・棚池祝い×	・麦出来穂祭り ・節句	・早苗振り祝 ・御堂様祭り	・実盛様× ・祇園祭り ・稲穂祭り	・六斎念仏	・彼岸祭り	・春日神社大祭	・牛神祭り ・キリシタン講×	・丸尾様祭り ・川祭り
祭り・風習 (個人単位)	・安満岳初詣× ・若水汲み ・お札張り ・角札立て					・川の神祭り	・土用祭り	・死霊様 ・盆		・稲荷祭り ・厄除け		・霜月祭り ・死霊様
農期	・くれがえし		・代掻き	・田植え				・稲刈り		・ほどき		
海産物	・かじめ ・あわび ・なまこ ・イカ	・かじめ ・あわび ・なまこ	・あおさ ・かじめ	・ウニ ・かじめ	・ウニ ・かじめ	・カサゴ(アラ カブ) ・ベラ(クサビ)	・あわび ・さざえ	・あわび ・さざえ	・ウニ ・アゴ	・カサゴ(アラ カブ) ・ベラ(クサビ)	・カサゴ(アラ カブ) ・ベラ(クサビ)	・かじめ ・あわび ・なまこ
餅・まんじゅう	・かんころ餅		・よもぎ団子 ・よもぎ餅	・よもぎ団子 ・よもぎ餅	・ちまき	・かから団子	・かから団子		・おはぎ			・かんころ餅
料理	・イカの塩辛	・あわび(刺身) ・なまこ(刺身)	・あおさ、かじ め(味噌汁)	・ウニミソ ・塩ウニ	・ウニミソ ・塩ウニ	・カサゴ(味噌 汁) ・ベラ(から揚 げ)	・ところてん ・みな飯	・ところてん ・みな飯	・みな飯	・赤飯 ・みな飯	・カサゴ(味噌 汁) ・ベラ(から揚 げ)	・あおさ、かじ め(味噌汁) ・あわび、なま こ(刺身)
山菜		・タラの芽(て んぷら)	・シイタケ	・ツワ ・タケノコ ・ワラビ	・フキ	・タケノコ						
野菜	・キャベツ			・玉ねぎ ・キャベツ ・大根 ・ホウレンソウ	・ラッキョウ ・ジャガイモ	・玉ねぎ	・大根 ・ニンジン	・ウリ ・トマト ・キュウリ ・カボチャ	・ナス ・ゴーヤ	・大根 ・ニンジン	・ジャガイモ	・大根 ・キャベツ ・白菜
生きもの						・ホタル	・ホタル	・つがに	・つがに	・つがに		
果物				・ミカン		・ピワ ・梅 ・スモモ		・メロン ・西瓜 ・ゆくり	・柿 ・ナシ ・ぶどう	・うべ ・アケビ		・干柿
花	・梅	・椿 ・水仙	・桃 ・菜の花 ・キブシ	・桜 ・レンゲ草 ・ツツジ	・エビネ ・藤	・紫陽花	・くちなし ・百日紅	・すすき ・大根草	・彼岸花	・段菊	・さざんか	・びわ ・つわぶき
酒						・梅酒		・ゆくり焼酎		・甘酒		

※「祭り・風習」欄の×は、現在行われていない行事である。

この表は、春日集落における季節暦であり、「宝さがしアンケート」の結果や地域でのヒアリングを基に作成したものである。

本資料を作成することにより、地域の文化や食を大まかに把握することができるとともに、着地型プログラムを企画検討する際の資料となるものである。

例えば、縦軸を参考に7月にエコツアーを組む場合は、春日の棚田は収穫直前の風景であり、祇園祭りが行われており、あわびやさざえ、かから団子、みな飯などを食べることができ、夜になるとホタルを見ることができると分かる。現在行っていない実盛様の行事を復活させ、エコツアーに組み込むことで、地域文化の魅力を強化し、更に地域文化の継承につなげることができないか検討することが可能である。ここで重要なのは、単に「あわび」や「さざえ」のような水産資源に注目するのではなく、縦軸にあるような地域の祭りや風習、農期との組み合わせで地域の強みを出すことにある。

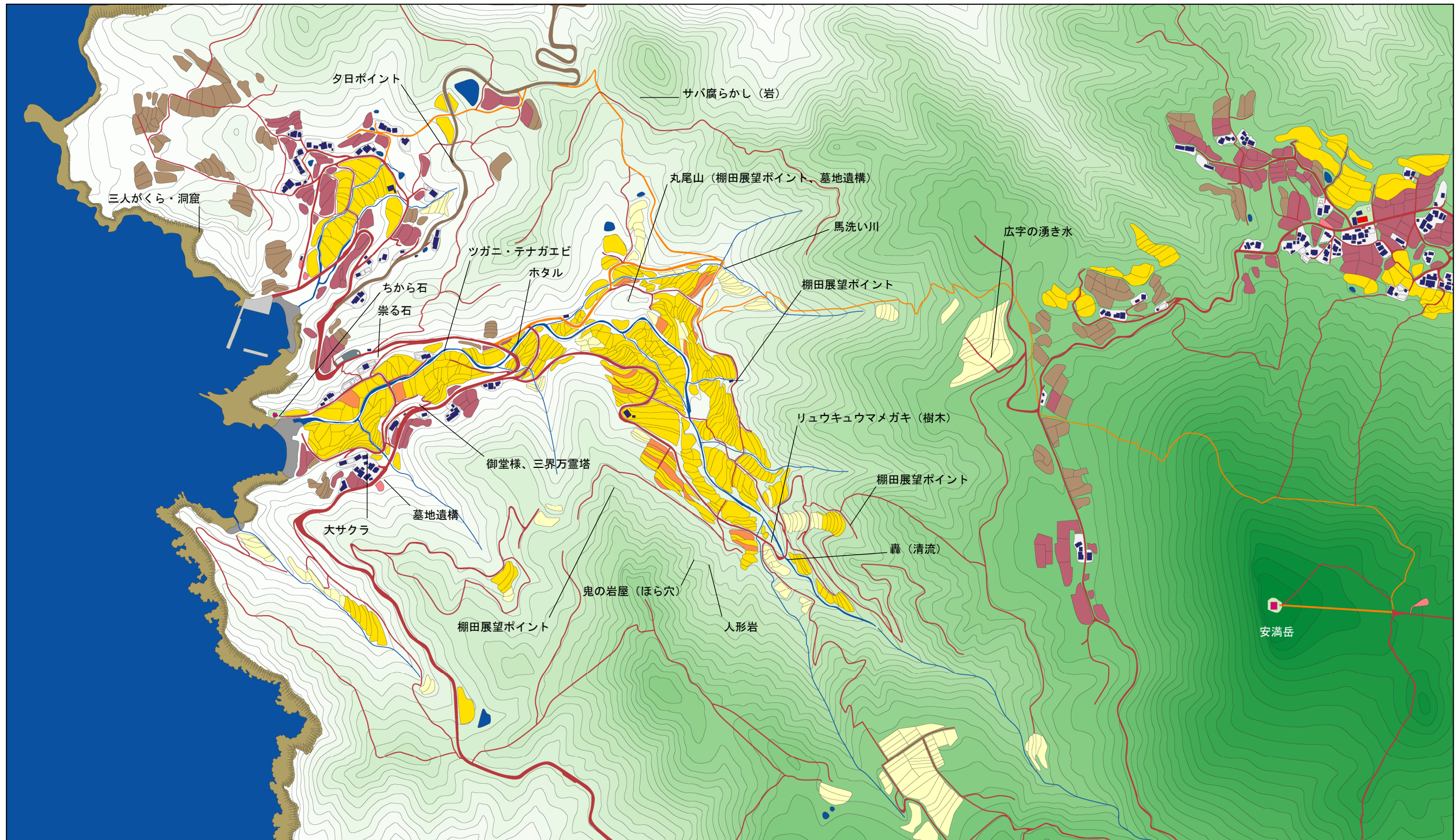


図45 宝マップ

この図は、「宝さがしアンケート」(表8)の結果と聞き取り調査の内容を図化したものである。
 季節暦(表9)と併用することで、着地型プログラムのルートやマップを計画する際の資料となるものである。

5-1-3 活用のためのロードマップ

表10 活用のロードマップ

	計画			組織		運動	
	目標	着地型プログラム開発	モニタリング	行政等組織体制づくり	地域人材育成	着地型プログラム実施	コミュニケーション拡大
ステップ 1 ・組織の設立 ・人材育成	・継続した地域勉強会の開催 ・担い手育成 ・関連組織の立ち上げ ・プログラムの作成 ・ガイド技術向上 ・情報発信、集客の検討 ・食の開発	・宝探しの実施（季節暦、宝マップ、宝探しリスト等の作成） ・モニターツアー開発（例：食と景観のテーマなど） ・既存プログラムの改良	・地域内での認知度調査 ・モニターツアー参加者へのアンケート調査 ・目標に対する取り組みの数値化の検討	・文化的景観推進委員会を設置し資源の保護と活用を図る。関係機関や地域住民の参画を求める。 ・庁内における横断的体制の確立のため、上記委員会に担当者部会を設ける。	・地域勉強会の実施 ・まちづくりグループの設置 ・リーダー及び担い手育成 ・ガイド技術の向上及び人材育成、ガイド資格（平戸検定等）の取得 ・先進地視察の実施	・宝さがしの結果を活用したモニターツアー実施 ・情報発信ツールの開発 ・地域内におけるエコツアーの検討	・周辺施設との連携 ・エージェント等との関係づくり ・他県地域との広域連携の模索
ステップ 2 ・受け入れ体制の確立	・継続した地域勉強会の開催 ・情報発信、集客の検討 ・プログラムの強化→日帰りエコツアーから長時間滞在型プログラムへの移行を検討 ・通年観光の仕掛けづくり ・プログラム販売チャンネルの開拓 ・農家民泊など宿泊場所の検討 ・農家レストラン、農家カフェなど食事場所の検討 ・物産づくり（直売、6次産業化）の推進	・宝探しの継続 ・定期的開催できるプログラムの開発 ・日常的に開催できるプログラムの開発 ・プログラムの強化	・地域内での認知度調査 ・モニターツアーや定期開催エコツアー参加者へのアンケート調査 ・農家民泊検討（または受け入れ）家庭への課題調査 ・目標に対する数値化の実施及び検証	・文化的景観推進委員会の強化及び一部機能を住民組織に移管することを検討する。 ・担当者部会の効果的な運用 ・まちづくりグループとの連携	・地域勉強会の継続 ・ガイド技術の向上及び人材育成、ガイド資格の取得 ・ツーリズムプロデューサーの育成 ・他地区との連携 ・農家民泊等の受け入れ体制及び施設整備の実施 ・先進地視察の実施	・宝さがしの結果を活用したモニターツアーの実施 ・定期的なエコツアーの実施 ・日常的なエコツアーの検討（観光客が資源管理に関わる方法を検討する。） ・情報発信の強化 ・もてなしの心育成	・周辺施設との連携 ・エージェント等との関係づくり ・プログラム販売チャンネルの充実 ・他県地域との広域連携
ステップ 3 ・高付加価値化の推進	・継続した地域勉強会の開催 ・認証制度（原産地呼称制度など） ・資格等の取得 ・ブランドの育成 ・農家民泊、農家レストランなどの実施 ・物産づくり（直売、6次産業化）の推進	・宝探しの継続 ・他の産業部門との連携 ・重要文化的景観、世界遺産に関する認証制度を加味した高付加価値プログラムの開発	・農家民泊受け入れ家庭への課題調査 ・目標に対する数値化の実施及び検証	・文化的景観推進委員会の強化 ・まちづくりグループとの連携	・地域勉強会の継続 ・ツーリズムプロデューサーの育成 ・農家民泊等の安定した受け入れ体制の確立 ・先進地視察の実施	・定期的なエコツアーの実施 ・日常的なエコツアーの実施（資源管理と持続可能な観光活用の両立） ・情報発信の強化 ・もてなしの心育成	・周辺施設との連携 ・エージェント等との関係づくり ・プログラム販売チャンネルの充実 ・他県地域との広域連携

これらを達成することで、文化的景観地域内の資源が活用される。活用される資源は、自ずと保存・保全される仕組みが成り立つことになる。

社会システムとして、観光客が資源管理に関わる方法を検討し、循環的保存・保全を図ることが最終的な目的である。

- ・まずは、やる気のある人から実行できる小さなしくみをもうけてプログラムを展開する。
- ・まちづくりの取り組みは、最初の3年ほどは興味の観点から継続できるが、その後は続かなくなってくる。何らかのモノを作って売ることが継続させる要素のひとつである。
- ・地域の文化を商品にできるか？
- ・他県のまちづくりグループとの連携による相乗効果により、発展的な戦略が描けるか？

5-2 保存・保全

5-2-1 ガイドラン

(1) 公共事業に関すること

①公共事業ガイドライン・・・事業主体が公共

既に平戸市景観計画（平戸市 2009）や世界遺産登録に向けた公共事業のあり方ガイドライン（長崎県 2011）などが策定されており、一定の方向性は示されている。

しかし、文化的景観地域の集落は多様な価値に基づく景観の特徴を示しており、様々な要素が絡み合う中で画一的な数値基準によるルールを定めることは難しく、これらの計画で定められた数値をクリアすることが諸問題の解決につながらないことは、これまでの事業調整の経過からも明らかである。

よって、以下の指針を参考に事業調整フロー（5-2-2）に従いながら調整を行うことを原則とする。

a. 道路

原則として大規模な改変を伴う新規事業は行わない。幅員の拡幅を行う場合は、教育委員会と協議を行い、文化的景観推進委員会の意見を反映させ、部分改良または必要最小限の道路改良の検討を行う。集落の構造を大きく改変すると判断される場合は、線形を変更しなければならない場合もあるため、事業実施者は計画の段階から教育委員会と協議を行うものとする。

交通の流れを不自然に妨げることなく、かつ地域住民の価値観に合わせた整備のあり方を多面的に検討する。

b. 港

無番地部は選定区域外であるが、自然石を用いた消波の工法、修景の方法などを検討する必要がある。更に修景工事が魚介類の生息場所となるような工法を検討すべきである。

c. 橋梁

原則として新規大規模橋梁は設置しないものとするが、小規模なものをやむを得ず設置する場合は奇抜なデザインにせず、シンプルな構造を採用するものとする。

d. 河川

河川の自然石積を保存・保全することとし、災害復旧の場合も現地発生材を用い原形復旧を行うことを原則とする。やむを得ずコンクリートを使用する場合は、明度を抑えるとともに表面から見えないように施工を行う。

e. 砂防・治山

・砂防ダム

コンクリート量を最大限減らすとともに、コンクリートが見えにくくなるように施工する。緑化する場合は、周囲の植生に十分配慮を行う。施工の際の仮設道については、速やかに原形復旧が行えるよう配慮する。化粧型枠などはかえって景観にダメージを与える場

合があるので十分に検討を行う。

・地すべり工

既存の植生及び地形を残すため、調査の上、ノンフレーム（ロックボルト）工法など多様な工法を検討する。コンクリートはできるだけ使用しないこととする。

f. 農地

現状維持とし、畦畔・石積み、用水の保存・保全を原則とする。公共事業によるコンクリート化は原則行わない。

g. サイン

平戸市のサイン計画と調整を図り、複数のデザインが乱立しないようにする。また、別途屋外広告物の規制区域及び許可基準が定められている。

<参考 石積みについて>



写真6 春日川の石積み護岸

現在の公共事業で擁壁を造る場合、設計に関する基準が適用しにくいことや前例がないなどの理由で自然石空積みが選択肢に入りにくい状況である。よって一度崩れた石積みは練石積みとして復旧され「石積み風」の擁壁ができることになる。また、公共事業に頼らず、地元住民が自らの手で積み直すことを模索することにも限界があるのは明らかである。

この問題を解消するためには、空石積みの構造や強度の問題を整理し、公共事業としての空石積みが適切に選択できるような制度をつくる必要がある。様々な課題の解決に時間を要すると思われるが、伝統技術により築き上げられた石積みの真正性を継承するために、取り組んでいく価値はあると思われる。

ここでは、現在の状況において、石積みによる災害復旧をどのように扱うべきかを、平戸市の事例を参考に考えてみたい。

＜平戸市の事例＞

写真6の中央部の護岸（水抜きパイプが出ているあたり）は、河川の災害復旧工事（市単独）により工事を行った場所である。市の工事担当者との打ち合わせの中で、費用対効果など諸条件を勘案し、練石積みという条件のもと重要文化的景観地区内で持続可能な工法を模索することとした。今回は河川工事であるが、農地災も同様である。

①施工業者と協議した内容は以下のとおり

- ・裏込コンクリートが見えないように施工すること
- ・天端コンクリートは打たずに、畦畔は土で復旧すること
- ・崩れた石を可能な限り再利用すること
- ・周囲の石積みの流れ（積み方）に合わせて積み、「ここからここまで復旧しました」と明らかに分からないようにすること
- ・空石積みの積み方のルールを尊重すること（コンクリートに石材を張っただけの「張り石擁壁」ではなく、あくまで「石積み擁壁」であるべき）

②工事後の状況

- ・畦畔を土で復旧したことで植生も回復し、畦畔の連続性を確保できた。
- ・ほぼ全ての石材を再利用したため、その質感に違和感がない。これが外部からの購入材を利用した場合は、粒径や石材の違いにより明らかな違和感を覚える。
- ・コンクリートをできるだけ奥に控えたことは、単に目に見えないということだけでなく、植生回復の一助にもなるようである。

③今回の工事の問題点

- ・どれだけ外観で分からなくしても、やはり練石積み擁壁であることから、伝統技術の継承にはならない。わずかに草本類が回復するものの、石積みとしての真正性に欠ける。
- ・空石積みで積みぬ限り、このような形で次から次に練石積みに置き換わってしまう。仮に年5箇所修復したら10年で50箇所が練石積みになり、何らかの対応をしなければいずれ全ての石垣が練石積みに置き換わってしまうだろう。

④空石積みでの事業実施を検討する場合

- ・公共事業（補助事業）による空石積みが難しいのであれば、石積み研修会などを開催し、地域住民の手（またはボランティアを募る）で地道に復旧するという方法も考えら

れる。しかし、小規模なもので、年1~2件程度であれば対応可能であるが、広範囲の文化的景観地区における自然災害の全てに対応することは難しい。

- ・文化庁事業で実施し、空石積みの技術を持つ業者やNPOなどに工事を発注（市の入札参加要件をクリアしていることが前提）することも考えられるが、農水・国交省系の補助と比較した場合の補助率の差額による所有者の負担増や、石積み技術の継承と確立など課題も多い。これらの課題については、第5章（5-2-3）でも触れている。

- ・現地発生材（石材）にアンカーを打ち、利用する工法もある。棚田の石積みには小さな石材が利用されていることが多く、アンカーの数が膨大になり現実的ではないが、比較的大きな石材を利用した石積みの復旧には有効な可能性がある。

⑤まとめ

- ・長期的には、空石積みが公共事業の選択肢として選ばれるような制度にしていく必要がある。

- ・年1~2件であれば、石積み研修やボランティアの手で積み直せる可能性があるほか、文化的景観推進委員会などで重点的に議論することにより、文化庁事業によって積むことが可能と思われるが、定量的に発生する自然災害全てに対応することは難しく、少なくとも現状では練石積みを基本とした公共事業でどこまで景観に配慮することができるかを検討しておくことは必要だと思われる。

- ・しかし、「景観へ配慮する」という言葉は主観的なものであり、工事担当者のレベルに左右されるところが大きい。重要な場所は、わずか数㎡のコンクリート擁壁が周囲の景観に対して決定的なマイナス要因になることもあるため、専門家のアドバイスを受けるなど、事業調整のプロセスを踏むことが何よりも重要であると考えられる。

②景観データベース（別冊）

景観データベースは、価値の分析（第2章）で明らかとなった集落の構造が、どのような要素のかかわりから成り立っているかを客観的に表で整理したものであり、今後の整備事業や現状変更の調整時などに活用することを目的としている。

このデータベースは、各集落ごとに作成するものとし、その内容や手法は運用を通じて充実させていくものとする。

（2）集落修理修景に関すること

①集落修理修景ガイドライン・・・事業主体が民間

景観を文化財として扱う重要文化的景観選定地区は、視覚で認知できる景観のまとまりを一体的に保存・保全する必要がある。景観計画で建築物や工作物の形態意匠や色彩をコントロールするほか、現状変更の際には届出行為を課すなど、集落景観を一種の公共財として取り扱っている。景観を公共財として扱う以上、地域は一定のルールに則り景観を保存・保全する義務を負う一方で、行政は公共財としての景観を持続的に保存・保全するための公共投資を行わなければならない。

修理修景とは、既に建築されている様々な色彩の新建材及びRC建築物に対する修景や、伝統的木造家屋・地元様式を引き継いだ木造家屋の修理などを指し、積極的な景観形成を推し進めるほか、地域の景観を特徴づける石積みや防風林、石造物など多様な要素もその対象としている。これらについては、春日集落をモデルとして第5章（5-2-3）で修理修景箇所の検討を行っている。

＜個人家屋の現状変更について＞

以下の3区分でコントロールを行う。

A：伝統的木造家屋（「田」の字間取り、母屋・隠居屋などの併設）

→所有者同意の上、保存・保全（修理を推奨）することを基本とする。

B：地元様式を引き継いだ木造家屋

→景観計画による形態意匠のコントロールを基本とする。

（新築の場合も配置や向きについては地域の特徴に合わせることを推奨する。）

C：新建材及びRC造

→更新の際には、Bへの誘導を行うことを基本とする。

②宝さがしリストの作成（今後データベース化を推進するもの）

地域に内包される様々な要素は、これまで地域における伝統的な社会システムで管理されてきた。しかし、その社会システムの衰退や要素に関するいわれそのものが継承されなくなってきた。それまで地域にとって重要な意味を持ち続けた要素であっても、その意味が分からなくなれば、ただのモノになってしまうのである。それらの大事な要素（写真7、8）を地域の宝としてリスト化し、地域にお知らせすることにより、不意の滅失を防ごうとするものである。このリストには管理に対する強制力はないが格段の保存・保全が可能になるとと思われる。

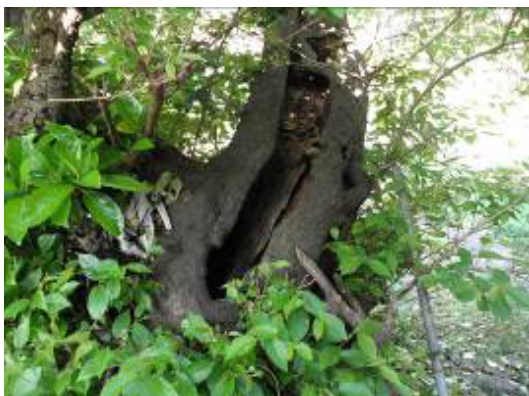


写真7 サクラ巨木の樹洞



写真8 小さな石祠

地域住民にとっては、樹洞やある場所から見た景観が宝だと感じるなど、要素は多様である。

（3）緑地取扱ガイドライン

平戸市の森林面積は、12,842ha で地域面積の 55%を占めている。また、民有林面積は

12,363haで、人工林面積のうち7齢級以下の保育対象林が1,222haで31%を占めている。

平戸市は昭和30年代より林種転換による人工造林が推進されはじめ、その後の林業公社発足や生産森林組合の設立によりその傾向に拍車がかかることとなった。近年の木材価格の低下や生産コストの増大など林業を取り巻く情勢は厳しさを増している。今後は、林業従事者の高齢化や後継者不足により森林の荒廃も懸念されている。

森林は木材の供給だけでなく、国土や自然環境の保全や水資源のかん養など多面的な機能を持っているため、林業関連施策を総合的・計画的に推進し、森林のもつ諸機能の発揮を促すことが必要である。

近年、広葉樹（マテバシイなど）はシイタケ原木や菌床シイタケのホダ木として活用されるようになったほか、木炭などの特用林産物の生産拡大も推進されている。

豊かな森林層は、市民の社会基盤であると同時に、本市においては観光資源としても重要な要素になり得る。今後、自然志向の高まりがみられる中、これら森林環境の保存・保全と次世代への継承が望まれる。

森林の整備にあたっては、森林の有する諸機能を高度に発揮させるため、適正な森林施業を実施し、健全な森林資源の維持を図ることとする。

長崎県においては、社会全体で森林を支える新たな仕組みとして、平成19年度に「ながさき森林環境税」が導入された。導入から5年後の平成23年度で制度の見直しを行う予定であったが、森林整備に関する厳しい社会的情勢を踏まえ、さらに5年間延長（平成28年年度）している。本制度を財源として、環境重視の森林づくりを目的に、水源の森の整備や風倒被害森林の復旧や、県民参加の森林作りを目的に、植樹や遊歩道など森林整備などの公募事業を実施してきた。平成23年度においては、52件の事業が採択され、遊歩道の整備や植樹、森林学習などの森を生かし親しむ事業が展開されており、これらの活用も有効である。

※目標像とガイドライン

本計画においても「目標像」と「ガイドライン」を定めることとしているが、一般的に「目標像」はイメージで表現されることが多く、その解釈が多様であるのに対して、「ガイドライン」は数値などより限定的な表現になる場合が多い。そのため、「ガイドライン」は満たしても「目標像」にはすぐわない事例や、逆に「ガイドライン」は満たしていないが、「目標像」に合っている事例が出てくることも考えられる。これまでの現状変更調整事例の経緯から、本計画対象地域においては、数値基準によるガイドラインではなく、原則として個別調整を図ることとしている。

計画の早い段階からの協議が有効なのは明らかであり、事業が一定程度進んでから協議を行っても変更がきかないことが多い。景観法による届出や通知後では、計画変更の余地はあまりなく、届出後30日間では調整できない可能性も十分に考えられる。

5-2-2 事業調整フロー

重要文化的景観に選定された後の文化的景観推進委員会の重要な役割のひとつが現状変更に対する指導や調整である。

既に県や市において独自の事業調整フローを作成して運用し、県の景観アドバイザー制度なども活用されているところであるが、次の課題が見受けられる。

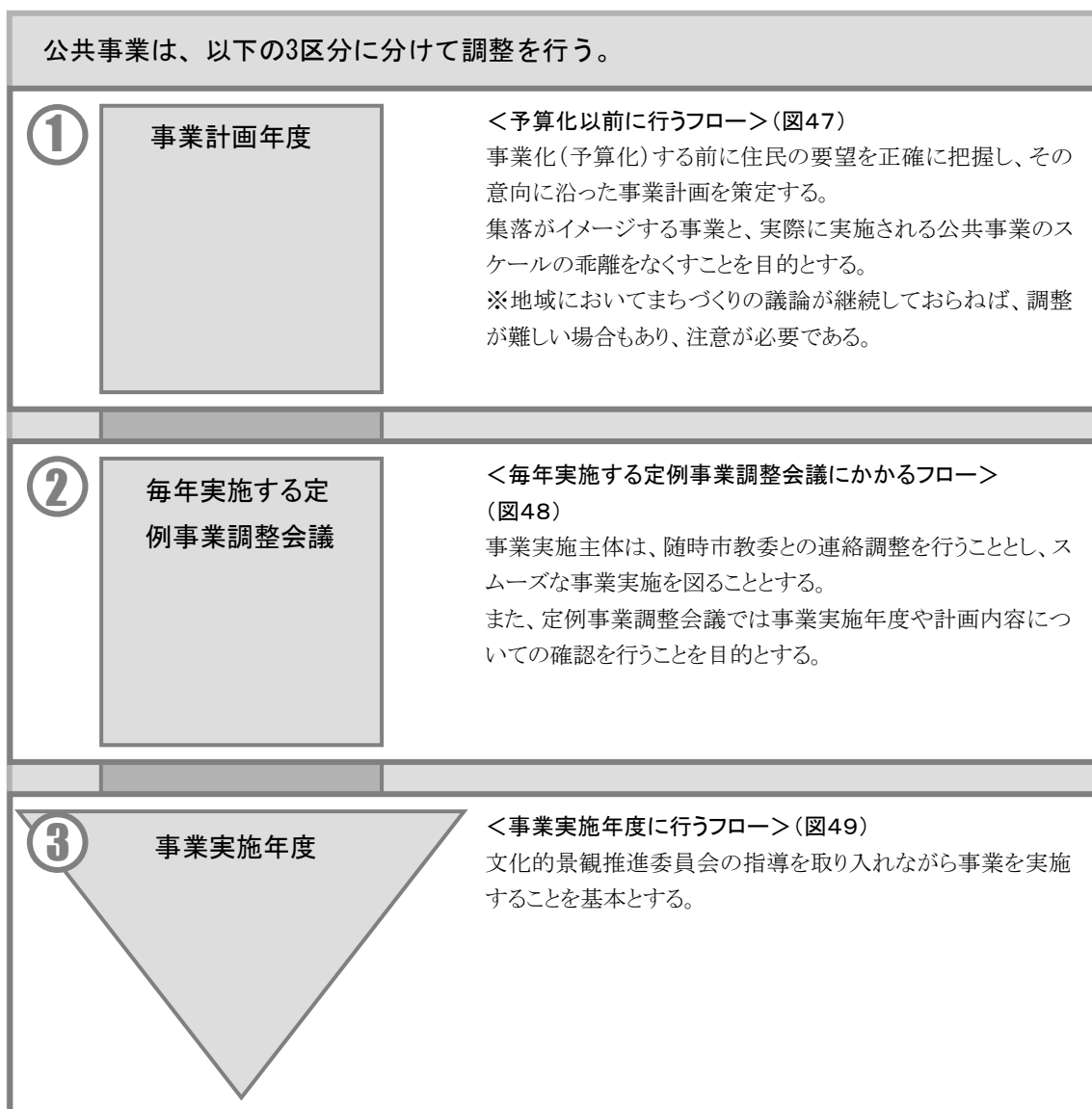
- ・事業実施年度からの協議の場合は、調整時間に制約が生まれ、十分な検討ができない可能性がある。
- ・補助事業で実施する場合は、工法が限られてくる可能性がある。
- ・県景観アドバイザーと平戸市文化的景観推進委員会のかかわり方を整理する必要がある。

また、地域からの要望により、公共事業を計画する場合は、住民との意見交換を積み重ね、幅広い選択肢の中から『最良の』方法を選ぶべきである。(重要文化的景観地区では、そのようなプロセスが必要である。)

よって、現状変更行為については、円滑に事業を実施するため、事業化(予算化)する前に大まかな事業概要について住民と行政(開発部局、教育委員会事務局)で共通認識を持つことが重要になる。

⇒予算化の前に大枠についての調整は終わっている状態にすること

以上のことから、事業調整については次の流れ(図46)で実施することとする。



※私有財産に関する現状変更フロー(図50)

図46 事業調整の流れ

①予算化以前に行うフロー・・・事業調整にかかると想定期間 3ヶ月～12ヶ月程度
 事業化(予算化)する前に住民の要望を正確に把握し、その意向に沿った(地域スケールに合った)事業の考え方を整理する。

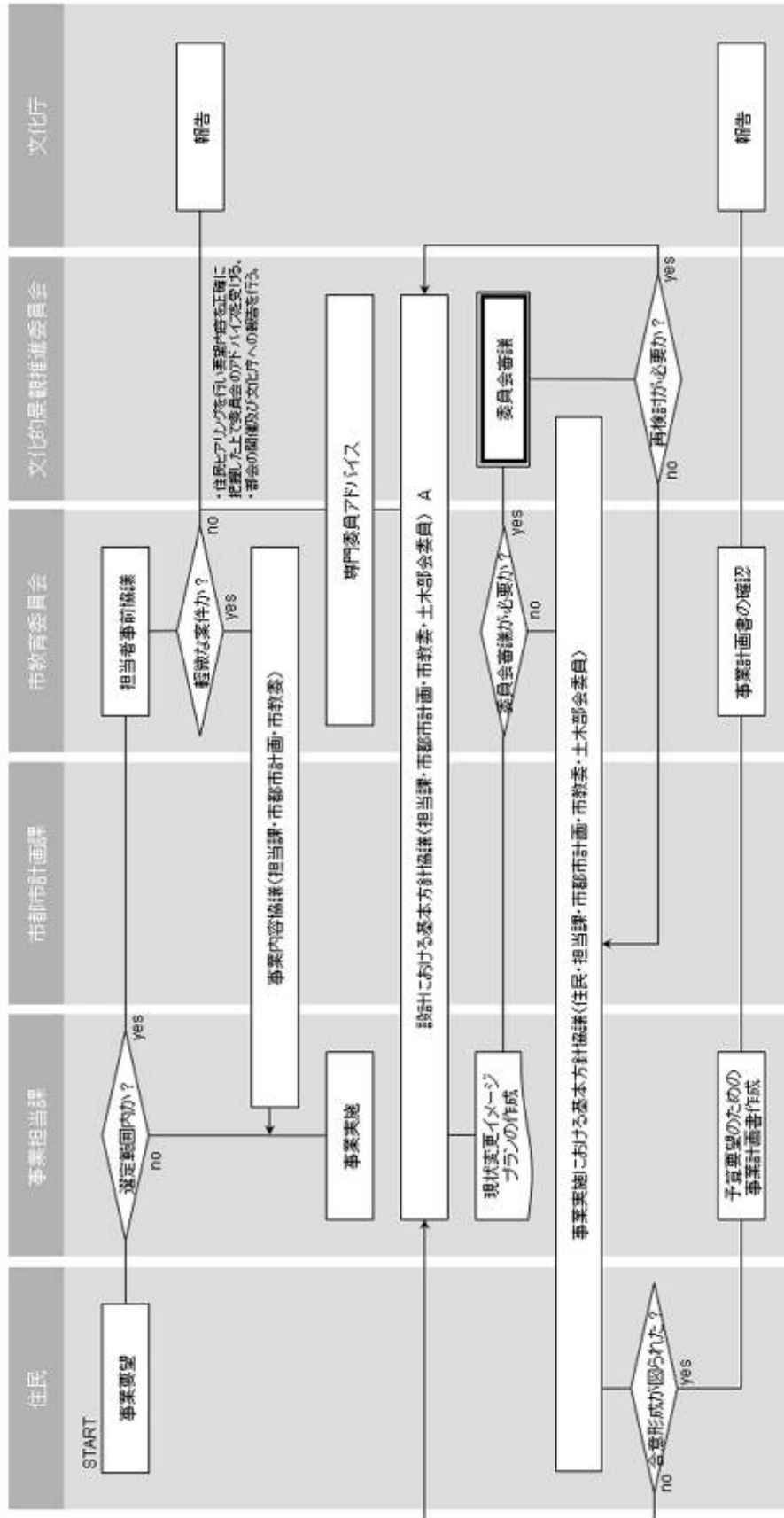


図47 予算化以前に行うフロー

②毎年実施する定例事業調整会議にかかるフロー …… 事業調整にかかる想定期間 1ヶ月程度
翌年度に実施を予定する事業調整会議。関連機関による現状変更の把握を行うとともに、事前調整を行った事業については、調整を行った内容が反映されているかの確認を行う。

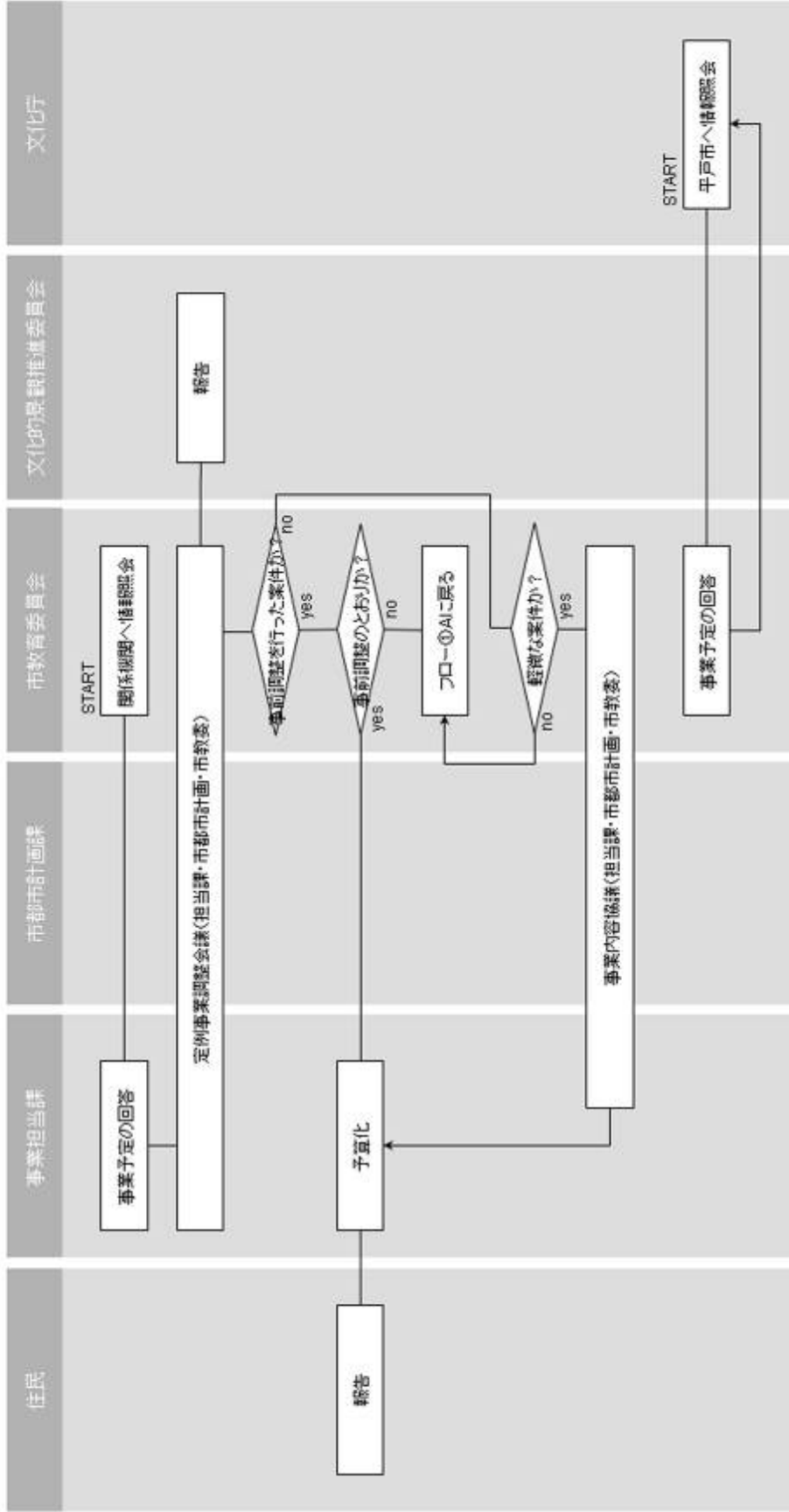


図4-8 毎年実施する定例事業調整会議にかかるフロー

④事業実施年度に行うフロー …… 事業調整にかかる想定期間 3ヶ月程度
 文化的景観推進委員会の指導を受けながら事業を実施する。

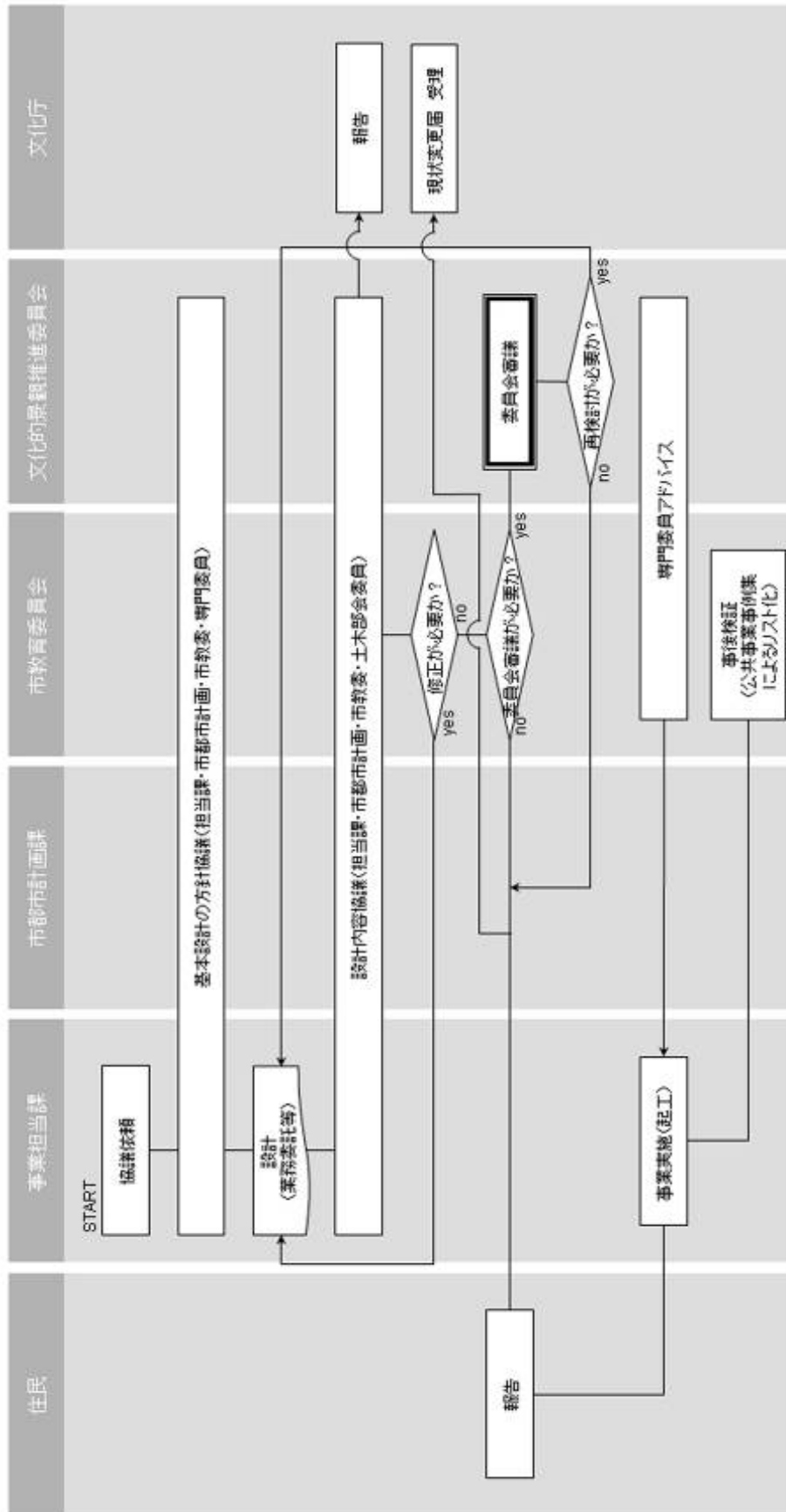


図49 事業実施年度に行うフロー

④私有財産の現状変更に伴うフロー
 文化的景観推進委員会の指導を受けながら事業を実施する。

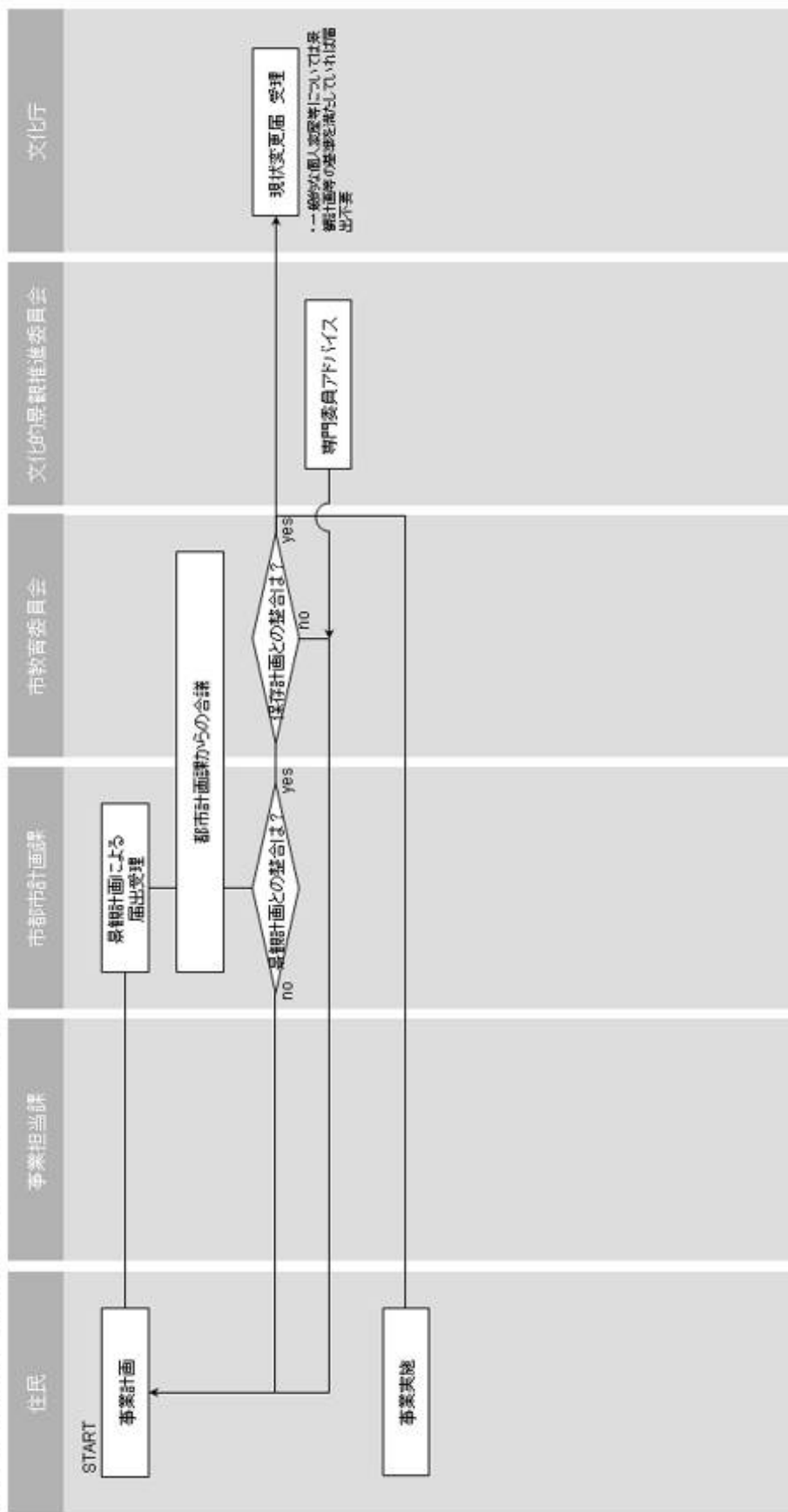


図50 私有財産の現状変更に伴うフロー

5-2-3 集落修理修景計画

安満岳の麓に位置する春日地区は、17世帯の小さな集落である。

また、近世、近代を通じてキリスト教との深い関連において成立した村落共同体の生活圏とその cultural landscape について、過去の残存構造を最も良好にとどめる遺跡的景観は春日集落である⁴と特定されている場所でもある。

集落の歴史や、受け継がれてきた文化的伝統のほか、豊かな自然景観、生業景観は来訪者に感動を与えるものであることから、地元が主体的に今後の活用を図るために、また、行政による開発行為がその資源を破壊してしまわないように、景観の保存・保全に向けた取り組みを推進していく必要がある。

ここでは、計画対象地域への戦略的な公共投資のあり方を検討するために、詳細分析が進んでいる春日集落をモデルとして、今後想定される修理修景場所を特定していくために必要な検討を行った。検討にあたっては、集落を構成する要素をレイヤーごとに把握し整理を行った。

また、これまで普及・啓発のために実施してきた春日集落におけるイベントなどの実績から、駐車場やサイン、交流拠点施設などの便益施設整備の必要性も明らかになっており、それらも含めた実施計画（各集落ごと事業計画）を早急に策定する必要がある。

(1) 水系図



図5-1 河川、溜池図

・図5-1は、集落内の河川及び溜池の位置を示したものである。安満岳を水源とする春日川が谷沿いに下る。聞き取り調査から、溜池の多くは大正以後に造られたと思われる。ま

⁴ 井上典子(2013)『平戸島西海岸地域の景観保全に関する研究』,東京大学先端科学技術研究センター都市保全システム分野,p.32

た、赤石池を除く小さな溜池は全て個人所有のものであり、数枚の水田に配水している。

・河川は古くは自然地形の状態（写真9）であったと思われるが、その後の整備により、自然石護岸（写真10）、間知ブロック護岸（写真11）やコンクリートブロック護岸、近年では練石積み護岸（写真12）が工種として採用されている。

・江戸期の絵図でも同様の線形で河川が確認される。馬洗と呼ばれる場所に馬を洗ったといわれる岩場も存在し、かつて存在した平戸藩の馬牧と集落のつながりが見て取れる。

・安満岳の麓であるため、小規模な河川ながら水量は豊富であり、水田農耕のほか、上流部には簡易水道施設が設置されており、集落の飲用水として現在も利用されている。

・河川から引かれたイデと呼ばれる水路により水田に配水されているほか、出水（湧水）を利用しているものも多い。

・ツガニ（モクズガニ）、テナガエビ、ホタルなど多様な生物が生息している。

・自然石の空石積み護岸（写真10）がよく残っている中で、公共事業により復旧したコンクリート護岸（写真12）が目立ち、景観の連続性を阻害しているほか、石積み技術の継承やや生物多様性の観点からも、その工法については検討の余地がある。

・地域では、減少したツガニやドジョウなどを増やし、かつての豊かな河川環境へ戻そうとする動きもある。



写真9 春日川原形



写真10 自然石空石積みの護岸



写真11 間知ブロック積みの護岸



写真12 近年整備された練石積みの護岸

(2) 農地図



図52 農地図



写真13 水田



写真14 宅地後背地の畑地



写真15 コンクリートブロック積み

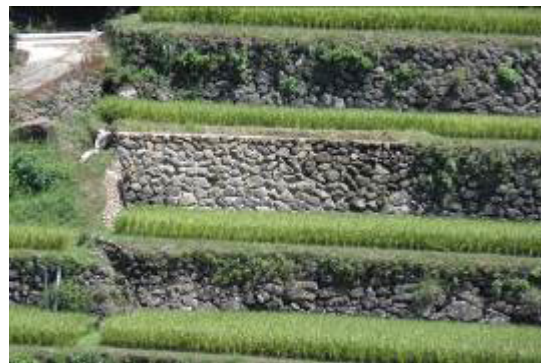


写真16 練石積み

- ・ 棚田は河川沿いに、海岸線から標高 150m を越える地点まで連続して築造されており、畑地はより居住地に近い部分に造られている。(図 5 2)
- ・ 農地の石積みに用いられる石材は、開墾時に出てきたものを耕作者が築いたものであると思われ、築造年代は不明である。(写真 1 3)
- ・ 矩形の圃場整備は行われていないが、昭和 40 年代の航空写真をみると、水田は現在のものより、より細分化されており、少しずつではあるが農地の集約が行われてきたことが分かる。
- ・ 農地の石垣は、裏栗石が入っていない「土留め」と呼ばれるものが多く、内部の土砂の流出などをきっかけに集中豪雨で崩落することがある。かつては、地域住民自らの手で積みなおしていたものの、その役割を公共事業が担うようになってからは、コンクリートブロック積みで復旧されることが一般的になる。近年、重要文化的景観選定地区（平戸市景観計画重点地区）では、景観の観点から表面に自然石を用いた練石積みで積むようになっている。(写真 1 6)
- ・ 異なるテクスチャ（コンクリートブロックや外部から持ち込まれた石材）で修復されることから、石積みの連続性が阻害されている場所が目立つため、整備にあたっては十分な検討が必要である。
- ・ 明暦 2 年（1656）田方帳抜書に記載された田の呼び名と現在の呼び名を比較した結果、当時から現在とほぼ変わらない規模の棚田が形成されていたことが分かっている。
- ・ 居住地に近い水田においては耕作放棄地が少ないが、米の価格低下や後継者不足などにより農地の維持が課題となっている。畑地は宅地周辺のもの以外は耕作されていない。(写真 1 4)

(3) 道図



図53 道図



写真17 集落内道路（幹線）



写真18 集落内道路（生活道1）



写真19 集落内道路（生活道2）



写真20 集落内道路（農道）

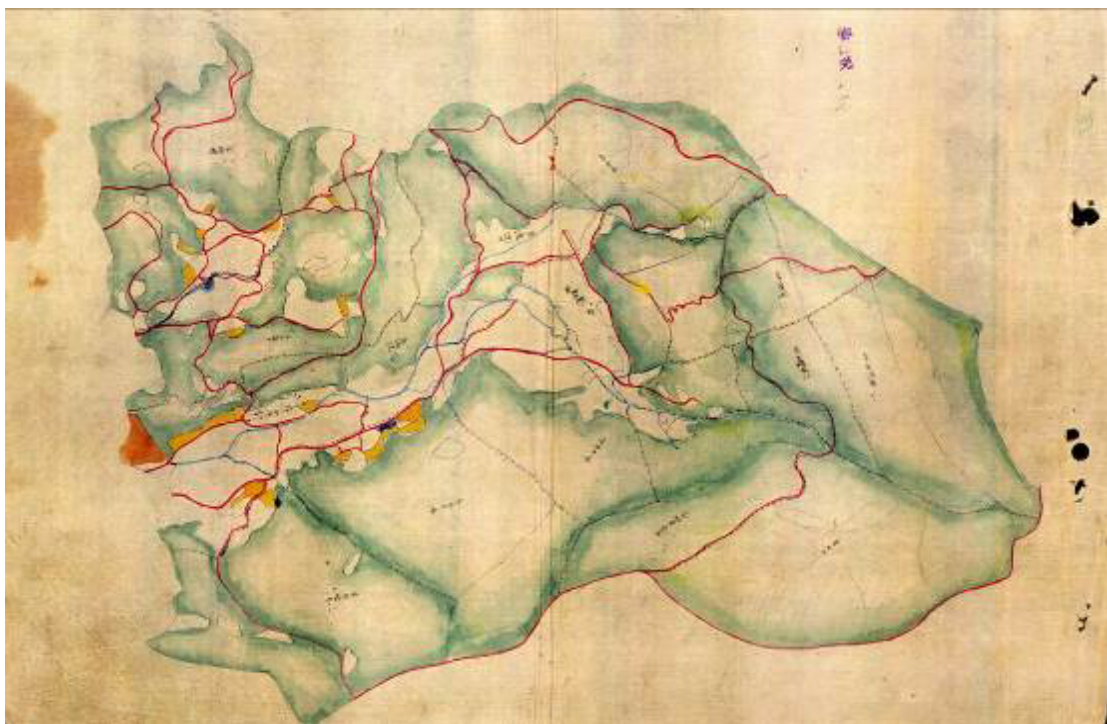


図54 字図（明治5年ごろ）

- ・ 集落には車両の進入が可能な幹線道（写真17）、生活道（写真18、19）、農道（写真20）のほか、かつて利用していた集落間を結ぶ小道が認められる。（図53）
- ・ 明治5年ごろの字図（図54）や大正13年の管内図との比較から、道の構造は大きく変化していないことが確認されている。昭和40年代に実施された道路整備事業以降、2車線化の整備が行われていないことは、集落景観の保存・保全につながった。
- ・ 集落間を結ぶ小道や安満岳の参詣道は、春日集落にとっては歴史的な道である。
- ・ 道路と他の土地利用の境界の処理の仕方は多様である。例えば、農地との境界では、土羽（緑化）、自然石積み、コンクリート構造物などがみられる。それらのあり方は景観データベース（別冊）で整理を行っているが、在来の技術で積み上げてきた自然石の石積みは、農地の石積みとあいまって、地域景観を特徴づける重要な要素となっている。
- ・ 輪荷重がかかる場所における公共事業では、自然石空石積みを採用しておらず、よって、道路改良事業で実施される擁壁工事は練石積みで整備されることになる。石積みの真正性という観点からは課題が残り、検討が必要である。
- ・ これまでの道路改良事業では、基本的に現在の地形に過度な負担をかけておらず、今後も集落の構造を破壊しない整備が求められる。

(4) 宅地図

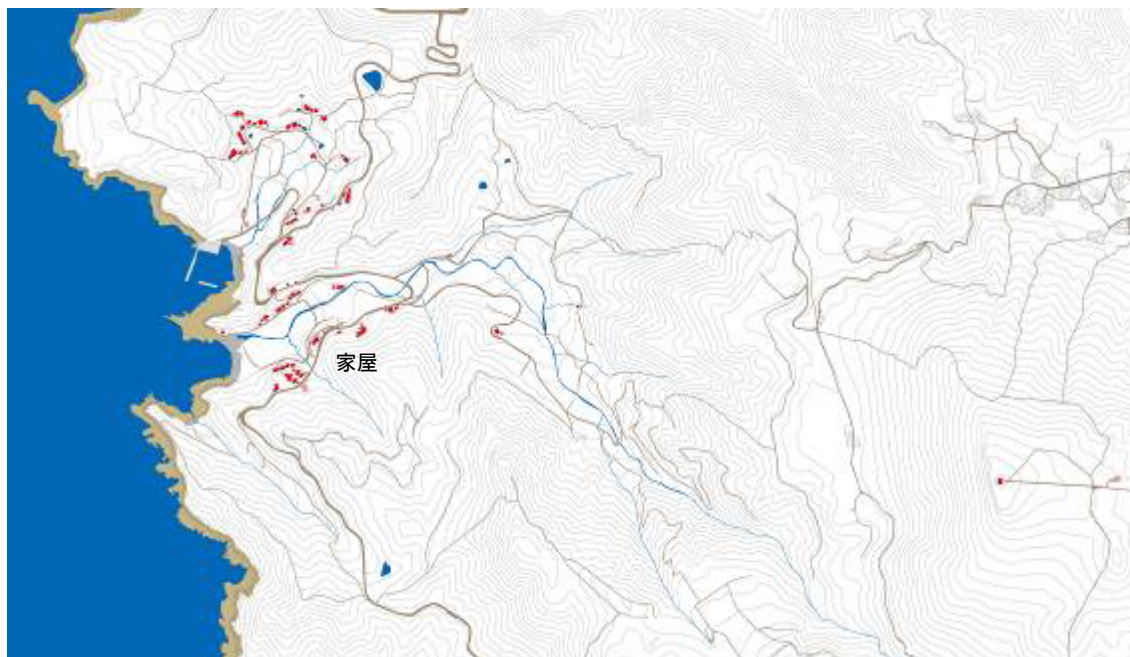


図55 宅地図



写真21 M家



写真22 T家

- ・住居は、海岸部に集まるものの、平地は農地として利用しているため、里山を後背地とした斜面上に位置する。多くは、標高30~40mの等高線沿いに分布している。
- ・住居の多くは、木造平屋建の切妻である。建物55棟の用途は主屋19棟、隠居屋16棟、納屋16棟、倉庫2棟、神社1棟、隠居屋+納屋1棟であった。その殆どの敷地で主屋、隠居屋、納屋が建てられている。(図55)
- ・地域には、伝統的木造家屋や地元様式を引き継いだ木造家屋が多いが、新建材やRC造の家屋も見受けられる。
- ・伝統的木造家屋や地元様式を引き継いだ木造家屋を保存・保全するとともに、新建材を利用した家屋についても、修景事業を実施していく必要がある。
- ・春日集落の建築については、建築物の特徴(2-2-3)に詳しい。

(5) 資源図

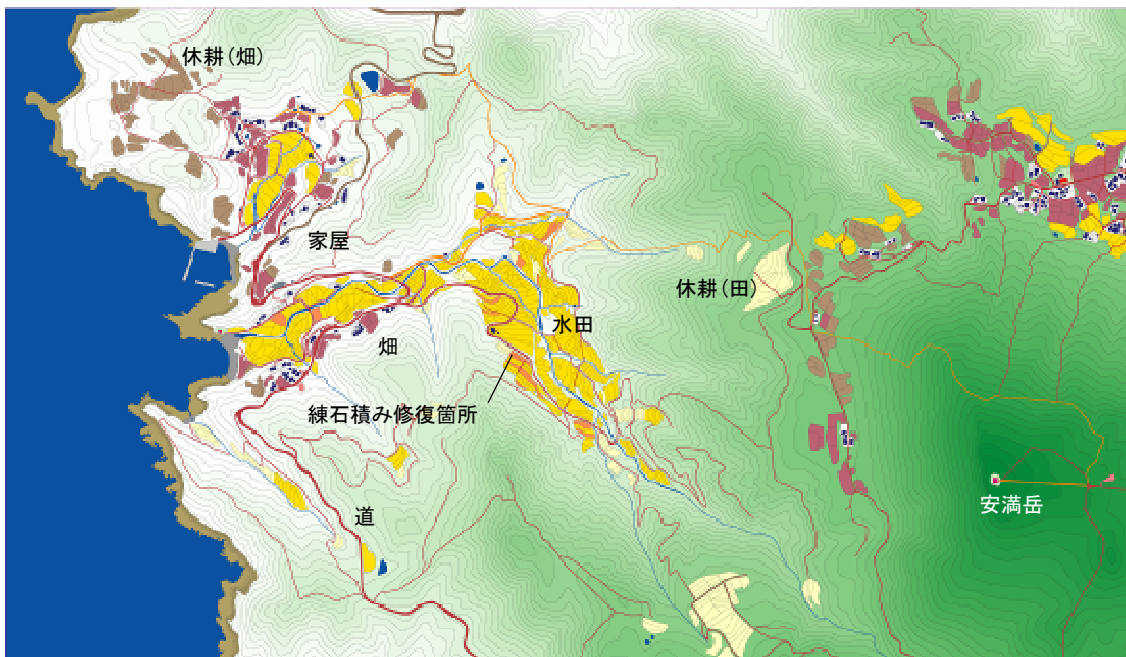


図56 資源図



写真23 春日集落

・集落を構成する要素(1)～(4)をまとめたものが資源図(図56)であり、春日集落の機能的な完全性を満たす範囲である。各要素ごとに価値が認められ、また課題も存在するが、それらの要素をひとつのストーリーとしてまとめ上げる視点が必要である。

(6) 修理修景箇所図

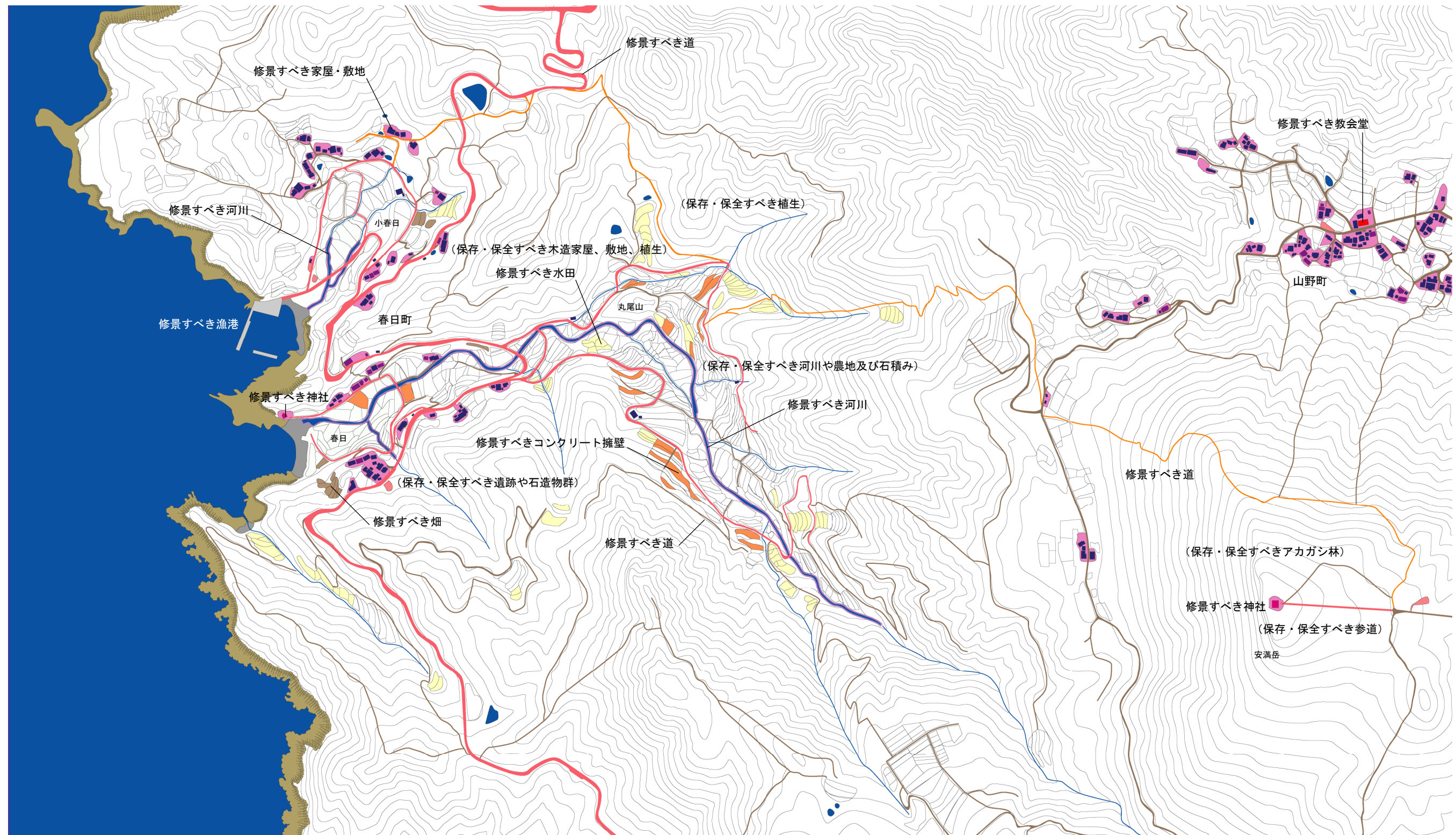


図57 修景・整備箇所図

- ・(1)～(5)に基づき、今後、修理修景が必要な箇所に着色を行った。棚田や河川における自然石の石積みや墓地遺跡、集落内の石造物、安満岳のアカガシ林などは保存・保全すべき要素である。
- ・各要素についての取り扱いについては、次ページのとおり。

1) 修理修景計画（図57）の対象箇所に関する考え方

①修理修景すべき河川

a. 河川の護岸

・河川の護岸は昭和30年頃までは石積みではなく自然地形のままであったことが聞き取りから明らかになっているが、現状からその状態に戻すのではなく、現状の農地の利用状況と生物多様性の観点などから、その後に整備が進んだと思われる自然石空石積み護岸の保存・保全に努めることとする。

・三面コンクリート張の箇所は、生物多様性の観点から局所的な修景（生息環境づくり）を実施することにより、よりよい河川環境の創出を図ることも可能である。環境配慮型の公共事業による効果は、熊本県山都町で実施された通潤用水における整備事業（重要文化的景観保護推進事業）からも明らかである。

・管理体制が整った地域の河川については、稚魚の放流など資源の保存・保全に積極的に取り組み、後の活用につなげることも考えられる。

②修理修景すべき農地

a. 休耕地：水田

・海岸線から標高約150mを越える地点まで連続する棚田は集落の景観を特徴付けており、また、生業を示す重要な要素であることから農地や自然石空石積みを保存・保全することが原則である。

・他地区との比較においては、よく耕作されているといえるものの、やはり耕作条件の悪い場所から休耕地（図52）になっている。特に集落にとって重要な場所や視点場、イベント時のルート沿いなどは復田の可能性を検討し、活用を図ることとする。

・地域にとって重要な場所である丸尾山周辺は、棚田の展望ポイントにもなっており、眼下にある休耕地は何らかの対策が望まれる。

・野菜など他の農作物への転作も考えられるが、重要文化的景観の選定にあたって、棚田の景観は重要な要素であったことを踏まえ、実施にあたっては十分な議論が必要である。

・豊かな生態系をはぐくむ場として、環境保全型の整備が必要である。

b. 休耕地：畑

・宅地から距離が離れている畑の多くは耕作されておらず、現状では、自宅周辺のわずかな場所が畑として利用されている。

・規模が小さく畑作物は主たる産業として成り立たないが、宅地周辺にある休耕地については、農家民泊時の農作業体験などによる活用や、今後、6次産業化を検討するにあたり、加工品の材料となる作物を育てることなども検討される。

・休耕地（水田、畑）については、文化的景観推進委員会による十分な議論のもとで、広場など便益施設の整備を行うことも考えられる。

c. 災害復旧で整備したコンクリート擁壁

・コンクリートブロック擁壁は経年により落ち着いた色合いになっているものが多いが、場

所によって目立つものは修景を図る(補助金の適正化に関する法律に抵触しないよう関係機関との調整が必要)。

- ・いずれ自然石空石積みに置き換える方策の検討も必要である。

d. 災害復旧で整備した練石積み擁壁

- ・近年整備されたもので、石材の違いやコンクリート目地が目立つものなどは修景を図る。
- ・第5章(5-2)写真6のように、同じ練石積みでも配慮の違いにより仕上げが大きく異なることから、事前または施工管理を行う上で、十分な調整が必要である。
- ・いずれ自然石空石積みに置き換える方策の検討が必要である。

③修理修景すべき道

a. 幹線道

- ・現在の集落構造を引き継ぐため、必要最小限の整備を基本とする。
- ・景観阻害要因の修景に努める。見通しが悪い場所は樹木を伐採し、離合が困難な場合は、離合帯を設ける。特にコンクリート構造物は、わずかな面積でも場所によっては決定的なマイナスイメージを与えるため、十分な配慮が必要である。
- ・自然石空石積みの擁壁が崩落した場合は、できるだけ原形復旧を行う。

b. 生活道

- ・現在の集落構造を引き継ぐため、必要最小限の整備を基本とする。
- ・アスファルト舗装やコンクリート舗装が混在している。特にコンクリート部は経年劣化による傷みが目立つ。
- ・景観阻害要因の修景に努める。見通しが悪い場所は樹木を伐採し、離合が困難な場合は、離合帯を設ける。特にコンクリート構造物は、わずかな面積でも場所によっては決定的なマイナスイメージを与えるため、十分な配慮が必要である。
- ・空石積みの擁壁が崩落した場合は、できるだけ原形復旧を行う。

c. 農道

- ・現在の集落構造を引き継ぐため、必要最小限の整備を基本とする。
- ・景観阻害要因の修景に努める。見通しが悪い場所は樹木を伐採し、離合が困難な場合は、離合帯を設ける。特にコンクリート構造物は、わずかな面積でも場所によっては決定的なマイナスイメージを与えるため、十分な配慮が必要である。
- ・舗装の傷みが目立つ場所も多い。農繁期には、一般観光客が入り込まないようなルールを策定する必要がある。
- ・空石積みの擁壁が崩落した場合は、できるだけ原形復旧を行う。

d. 里道

- ・現在は利用されておらず、活用にあたっては整備が必要である。棚田を見学に来る観光客もおり、車道と歩道の分離の観点からも整備が望まれる。

e. 参詣道

- ・かつて山へ登った道の整備は、地域の記憶の継承にとっても重要であり、近年実施されて

いるトレッキングコースとしての活用も可能になる。

- ・過度な整備は行わず、専門家と協議の上、必要最小限の整備を行う。
- ・安満岳山道は、現在の石積みを保存・保全する。

④修理修景すべき家屋（文化庁事業で修理する場合は外観を守ることを原則とする。運用にあたっての詳細は、別に内規で定める。）

a. 伝統的木造家屋

・ザシキやナンド、ドマと呼ばれる間取りを保持している家屋については、老朽化が進み雨漏りや外壁の破損から、今後、一挙に建て替えが進むことが予想される。これらの建造物については、既存の躯体を生かしながらの修理を推奨し、取り壊しや新建材などを用いた増改築などによる急激な変化を抑制することとする。

・建築調査（第2章2-2-3）で明らかになったように、切妻棧瓦葺き平入り平屋建てで外壁は堅板張の大壁造りを推奨するが、全ての家屋を画一的な基準で修理することは、多様な集落景観を保存・保全していく上では避けなければならないことから、個別案件ごとの調整を基本とする。また、色彩などは、素材色を基本とし、その他景観計画を参考とする。

・瓦のふき替えや壁板の張替えに伴い交換すべき構造材や、窓、雨樋などは補助対象とするが、雨樋やアルミサッシの窓のみの交換などは補助対象外とする。また、現状の保存・保全を原則とすることを施主に依頼するとともに、補助事業による修理修景工事で形態意匠の変更を伴う可能性がある場合は、文化的景観推進委員会の建築を担当する委員などと事前協議を行うこととする。

b. 地元様式を引き継いだ木造家屋

・文化的景観保存計画の方針を踏まえつつ、景観計画による形態意匠のコントロールを基本とし、現状維持に努める。

・新築の場合は、集落内での立地や、敷地内における建造物の配置、家の向きについては、集落の特徴に合わせることを推奨する。

c. 新建材の家屋

・景観阻害要因となっている外壁や屋根の色を指定する色に塗りなおす場合は修景事業の対象とする（木材の壁を新建材に張り替える場合は補助対象外）。

- ・新築や増改築による建物の更新の際は、「地元様式を引き継いだ木造家屋」を推奨する。
- ・その他、植栽緩和なども検討される。

⑤修理修景すべき敷地

a. 石積み

・宅地は、林地を背後にした斜面上に位置するため、石積みで敷地を造成している場所が多く、これらは景観を特徴づける要素であるため保存・保全することを原則とする。

・樹木の根や、排水不良などにより“はらみだし”が見られる石積みも多くあり、崩落する前に積み直すなどの処置も必要である。

- ・自然災害などで崩落した石積みは、自然石で復旧する方法を検討する。

b. 植栽

・ほぼ全家屋の敷地に生垣があり、イヌマキ、サンゴジュ、マサキ、トベラなど、この地区の自然木を利用したものが多い。神社後背地にあるリュウキュウエノキの群生(写真24)や、シイ・タブの巨木など特徴的なもののほか、集落後背地に広がるシイ・カシ類などの豊かな広葉樹林は、保水林として、また生物多様性の観点からも重要なものであることから保存・保全する。

・石積み上部の巨木は、はらみだしの原因となるため、専門家と協議の上、何らかの処置を行うことも考えられる。



写真24 神社後背地のリュウキュウエノキの群生

c. 生活空間

・公共空間である道路と家屋の間にある私有の空間(庭)は、農作業のほか、様々な使われ方がなされてきた。そこに空地があることに意味があるため、空間の確保に努める。

・敷地内など、より細やかなコントロールを行う場合は、住民による協定などの手法を検討する必要がある。

⑥修理修景すべき漁港

a. 堤防などの構造物

・集落内で一番大きなコンクリート構造物は、荷揚げ場や防波堤、テトラポットなどである。今後の改修を行う際は、慎重な議論が必要である。

2) 事業実施における課題の整理

集落の修理修景にあたっては、前項1)が検討されるものの、事業実施にあたっては、法

律や制度の問題、財政的な問題、事業実施や管理に伴う体制の問題などに直面することになる。

①河川の石積みを修理修景するにあたっての課題

・自然石空石積みで積み直すことが望ましいが、『美しい山河を守る災害復旧基本方針』（国土交通省河川局防災課 2006）において、「護岸は流水による侵食作用等から堤防及び河岸を保護するために設けるもので、被災状況、被災原因、背後地の状況、河川環境、河川の規模、河道状況、断面形状及び設計流速等の外力に加え、経済性、施工性等を総合的に勘案して選定することとされ、特に、被災水位以下の流水に対して安全な構造とするため、施設設計流速を算定し、適切な強度（必要最小限）を有する工法で復旧する」と記載されているため、公共事業により工事を行う場合はコンクリートブロック擁壁、または自然石を利用した練積み擁壁で復旧されることが一般的である。

②棚田の石積みを修理修景するにあたっての課題

・自然石空石積みで積み直すことが望ましいが、公共事業により工事を行う場合は、コンクリートブロック擁壁または、自然石を利用した練積み擁壁で復旧されることが一般的である。『災害復旧事業の解説』（農水省農村振興局監修）によれば、「棚田等景観に配慮した工法の採用」により空石積みでの施工も可能である（災害査定において国の承認は必要）。空石積みの採用が難しい主な理由は、安定性の証明にあり、災害復旧事業に限らず公共事業で修復する場合には必須となる。

・第5章（5-2）の参考事例で書いたように、長期的には自然石空石積みが公共事業の選択肢として適切に選ばれるような制度に変えていくため、必要な議論を関係者間で継続させることが重要である。

・現状で自然石空石積みを選択するには、地域住民（またはボランティアを募る）が積み直すか、議論を重ねた上、文化庁事業で実施する方法がある。地域住民が積むことを目指す場合は、高齢化などにより、既に地元では積むことができない可能性もある。

・年1~2件程度であれば、ボランティアによる石積み研修会などの開催で復旧も可能であるが、広範囲の文化的景観地域において、全ての箇所に対応することは難しい。これを支援できそうな農水省事業として、農地水保全管理支援交付金（共同活動で農用地法面の初期復旧という事業メニューあり）、中山間直接支払い制度（地域で石積み復旧に充てることは可能）などがある。

・文化庁事業で実施する場合は、それが文化財として特定されている（例えば重要な構成要素になっているなど）必要があることや、何の基準に立脚して自然石空石積みの安定性を示すのかなどを整理する必要がある。（工学的に証明できればよいが、例えば自然石空石積みの実践事例の収集なども考えられる。）

・文化庁事業で災害復旧事業を実施する場合の補助率は7割であることから、農地災の補助率約9割と比較した場合に所有者の負担が増す可能性がある。また、文化庁事業の採択が翌年度になった場合は、田植えのスケジュールにも影響を与える。

・地元（市内ではなく町内レベルで）で復旧に必要な石材を調達できなければ、町外から持ち込まれる材質の異なる石材が使われることになり、その質感の違いから施工後に違和感が生まれる。

・土地改良事業計画設計基準、設計「農道」（農林水産省農村振興局 1989）によると、「ブロック積み擁壁には空積と練積があり、空積は一般に壁高 3m 以下で使用される。」と記載されているが、現状で運用にあたっては安定性の証明は必須とされている。

・農水省の国庫補助事業で石積みを修理する場合、災害復旧事業以外にも自然環境系の事業メニューがあり、空石積みでの実施は可能となっている。ただし、安定性の証明と必要性の整理が必要である。

③ 棚田の石積を保存・保全するにあたっての課題

・コンクリート擁壁のように、クラックが入ることにより構造破壊が明確に分かるものであればよいが、自然石空石積み擁壁の場合は“はらみだし”はあるものの、それが近日中の崩落に直結しない。“はらみ”ながらも構造破壊に至らない自然石空石積みの耐力の判断や補修方法の検討を行うことが必要である。

④ 棚田など農地を維持するにあたっての課題

- ・米の価格低下と高齢化による担い手不足が挙げられる。
- ・中山間地域である集落では、1人あたりの農地面積が狭く、また圃場整備ができないことにより生産性も落ちるため、農業用機械の維持費を支払うだけで精一杯という状態である。
- ・高齢や離農により、自分で水田を維持することができず、全部もしくは一部を知人に作ってもらっている人も多い。
- ・農業用機械を共有し、コスト削減を図ることも考えられるが、天候などにより皆の機械を使う時期が重なってしまうことから、機械待ちが発生することになり課題も多い。

⑤ 道路を修理修景するにあたっての課題

- ・「道路土工 擁壁工指針」（2012）によれば、石積み擁壁は胴込めコンクリート、裏込めコンクリートを設ける練積みであることと記載されており、空石積みで積むことができない。
- ・「道路土工 擁壁・カルバート・仮設構造物指針」（1987）では、高さ 3m 以下の空石積みは認められていたが、現在は耐震性の観点から変更されている。
- ・輪荷重がかからない場合の擁壁は、現況、空石積み擁壁であることも想定されるが、崩落した場合、道路の重要度や隣接する施設への被害の可能性が考えられる箇所については、原形復旧が適さないと考えられる。

⑥ 個人家屋を修景するにあたっての課題

- ・現在の集落の外観について保存・保全、もしくは修景を図る必要がある。
- ・第2章（2-2-3）で明らかになった建築物の外観や配置にかかる特徴を保持するよう所有者との調整が必要である。
- ・家屋所有者には一定のルールが課されるものの、その修理事業については文化庁補助（5割）と県補助（2割以下）が適用される。しかし、補助要綱において地方公共団体が事業主

体になると明記されていることから、事業の執行がより複雑になり、所有者から分担金の徴収を行わなければならないなど課題も見受けられる。

⑦漁港を修理修景するにあたっての課題

- ・自然海岸に接した漁港（写真25）は、集落で最も大きいコンクリート構造物である。
- ・コンクリート製の消波ブロックについては、景観を阻害するという意見もあり、巨石積みなどによる代替手段の検討も考えられる。
- ・『漁港漁場関係事業事務必携』（社団法人全国漁港漁場協会 2012）の「強い水産業づくり交付金」の補助条件をみると、漁港施設内に景観に配慮した施設を設ける場合、景観に配慮することによってその施設の主たる目的が阻害されないこと、施設周辺地域で観光地など人が多数集まる場所であること、そして構造上必要な経費より極端に割高にならない場合は補助対象として検討されることになっている。また、生態系に配慮した施設を設ける場合については、技術的に概ね確立しており、構造上必要な経費より極端に割高にならないものを補助条件としている。
- ・文化庁事業で修景事業を実施することも考えられるが、その場合は関係機関との調整が必要である。



写真25 漁港

⑧その他の課題

- a. 墓地を保存・保全するにあたっての課題

・伝統的な石積み墓地（写真26）は、集落の文化的特徴を示すものであるが、近年、周囲の墓地がカロウト式に置き換わっていくにつれ、急激に減少している状態である。

・所有者は新しい墓に変えたいという思いがあり、保存・保全に関する同意が得にくい対象物である。

b. 石祠を保存・保全するにあたっての課題

・個人が祀りを行っているものがほとんどであるが、世代の交代とともに管理がなされなくなる可能性がある。

・ガイドラインに守ることを明記するよりも、強制力はなくとも遺産パートナー（見守り）認定やエコツアーなどに組み込む方が格段に守られる可能性もある。

c. 植物相を維持するにあたっての課題

・里山で薪の採取や炭焼きを行っていた時代と異なり、その活用策が薄れていく現在においては、植物相の維持は難しい状態になっている。



写真26 伝統的な形式の墓地

5-2-4 保存・保全のためのロードマップ

表11 保存・保全のためのロードマップ

	計画			組織		運動	
	目標	整備活用計画	データベースの充実と活用	行政等組織体制づくり	地域人材育成	モニタリングの実施	整備事業、助成等
ステップ 1 ・制度の普及・啓発 ・組織の設立 ・人材育成	・地域勉強会の開催 ・景観保存・保全組織の立ち上げ ・集落内における景観保存・保全のルールを明確化 ・調査の継続	・整備活用計画概要版の作成及び配布	・全地区における景観データベース作成 ・公共事業調整事例集の整理 ・宝探しリストや宝マップの活用	・文化的景観推進委員会の設置 ・庁内における横断的体制の確立のため、上記委員会に担当者部会を設ける。	・まちづくりグループの設置 ・地域勉強会の継続 ・リーダー及び担い手育成 ・土木、建築士などへの普及・啓発	・モニタリング項目の検討	・修理修景事業の実施 ・地域が協働し、主体的、持続的に取り組む良好な景観形成の推進に対する助成
ステップ 2 ・高付加価値公共事業の推進 ・技術者などへの勉強会の開催 ・モニタリング体制の確立	・地域勉強会の開催 ・土木、建築等技術者への勉強会の開催 ・高付加価値公共事業（景観配慮型、自然環境保全型）の推進 ・景観管理体制の確立	・モニタリング結果の反映 ・整備事例を踏まえ、必要があれば計画の改訂を行う。	・景観データベースの活用と改良 ・公共事業調整事例集の整理 ・宝探しリストや宝マップの活用	・文化的景観推進委員会の強化 ・担当者部会による横断的体制の確立（勉強会の開催による行政技術者の設計管理技術の向上） ・民間との情報共有、連携	・地域勉強会の継続 ・民間の土木、建築業者の育成 ・他地区との連携	・数値化と評価手法の確立 ・計画への反映	・修理修景事業の実施 ・地域が協働し、主体的、持続的に取り組む良好な景観形成の推進に対する助成
ステップ 3 ・住民主体による景観保存・保全の手法を確立	・地域勉強会の開催 ・活用の取り組みとリンクさせた景観保存・保全のあり方を確立させる。	・行政主体の予算執行から住民主体の予算執行が可能になる仕組みづくり	・景観データベースの活用と改良 ・公共事業調整事例集の整理 ・宝探しリストや宝マップの活用	・文化的景観推進委員会の強化 ・民間との情報共有、連携	・地域勉強会の継続 ・他地区との連携	・モニタリングの継続 ・計画への反映	・修理修景事業の実施 ・地域が協働し、主体的、持続的に取り組む良好な景観形成の推進に対する助成

これらを達成することで、文化的景観地域内の資源が保存・保全される。最終的には景観計画へ反映することが望ましい。

- ・地域の業者（土木、建築など）の育成を図る。
- ・行政技術者の技術向上を図る。
- ・活用のロードマップと連携を図る。

5-3 普及・啓発

重要文化的景観に選定された地域においては、「市街地と農村の連携」、「文化観光の推進」、「環境保全に注目した農業による付加価値」、「関係機関との連携」などを推進することになるため、域外に対していかに情報を発信し、コミュニケーションを拡大できるかが重要になる。また、まちづくりグループの取り組みを、集落内に認知してもらう取り組みも併せて実施する。

5-3-1 地域文化の再認識と価値観の転換

(1) 地域住民に対して

「平戸島の文化的景観」は、集落景観を数値基準でコントロールするガイドラインに拠らない、住民主体の景観形成の手法を模索している。これは、地域資源の再認識（価値観の転換）と活用により自ずと保存・保全の仕組みを作ることを指し、地域で継続して勉強会（写真27）などを開催することで、住民の間に、自らの集落が持つ特有の文化的価値に関する認識を広め、関心を持ってもらうことにある。



写真27 地域の宝さがし（飯良集落）

基本的に活用のロードマップ（第5章5-1-3）に沿った取り組みを進め、受け入れ態勢を整え、その質を向上させていくこととする。

集落において取り組まねばならない事項は多様である。中でも農業所得の向上と、自然保護、景観の保存・保全、生物多様性などを両立させる農業方法（例えば有機栽培や伝統的な

農法などによる安心安全を付加価値とするなど)の検討などは、生産物を大量に安く売るといふ戦略を取れない“食の景観地”において、他地区との差別化を図る上で避けて通れない道である。

(2) 関係機関に対して

計画対象地域における文化観光活動のための仕組みを作り、ホテルや飲食業などのいわゆる観光業界だけでなく、それに結びつく分野(農林水産業、文化など)との連携を拡大する。

地域の資源は豊富であるため、それらを統合し質を高めることと、適切な普及・啓発を行うことで、様々なツアーを提供することが可能だと思われる。これらのツアーは、既存の企画と競合するのではなく、新規の需要を開拓し、観光利用の集中を分散させることにも寄与するものである。

関係機関には、文化的景観推進委員会への参画を促すとともに、情報共有を図り、文化観光からもたらされる益を共有する仕組みを作ることが重要である。

5-3-2 市内外に向けた情報発信

(1) 常に実施すべき活動

- ・ 広報や新聞などを通じて、市内外へ集落の情報を伝える。
- ・ Web(まちづくりグループのfacebookや市役所公式ホームページなど)の活用
- ・ 文化啓発パンフレットやマップなど普及・啓発にかかる資料の作成と配布
- ・ 体験学習(定置網操業体験、塩づくり体験)や地域資源を生かしたプログラム(エコツアー、巡礼ツアーなど)の実施

(2) 特別な時に実施するイベント

- ・ 船を使った文化観光クルーズ(写真28)や棚田ウォークなど



写真28 春日の棚田ウォーク&海洋クルーズ

・企業や団体、組織を対象としたモニターツアーの実施

広告に多額の費用を抛出できず、また、何の認知度もシェアも持たない、集落の現状では、マス戦略で効果を上げることは難しい。どっちつかずの戦略では効果を上げることはできないため、必然的にニッチ戦略をとることになる。地域資源の価値は、その情報が来訪者に伝わった時点でそれが価値かどうかを選別される。つまり、その地域資源が強みかどうかは、自分ではなく来訪者が決めることであり、いくら自慢の商品であっても、消費者が欲しくなければ購買に結びつかないのである。自分が価値だと思う資源に興味を持ってくれるターゲットに、適切な媒体で分かりやすく伝える必要があり、イベントやモニターツアーなどを開催しながら、徐々に認知度を高めていく必要がある。

また、これらのイベントは「まちづくり実践事例集」（表12）として整理を行い、常に事業の検証を行うこととする。

表12 まちづくり実践事例集

名称：
取り組みの概要：
取り組むに至った経緯：
取り組む際に生じた課題：
生じた課題への対応：
活用した支援施策（補助等）：
取り組みの効果：
今後の展望：
成功/失敗のポイント：
取り組みの様子：

5-4 調査・研究・モニタリング

5-4-1 対象地域における調査事業について

集落における調査・研究を継続し、地域の文化的・景観的価値を形成している要素（それは地形地勢的な構造など周辺環境を広く含む）の把握に努める。それは、集落の保存・保全や地域資源の有効活用を図る上で重要なことである。

「長崎の教会群」の構成資産としても評価を受ける集落の文化的価値の顕在化のために必要な調査を継続しつつ、短期的に実施する作業として以下が挙げられる。

・生月島と平戸島西海岸地域の保存・保全と一体的活用を図るため、重要文化的景観への追加選定のために必要な調査を実施すること。

・地域の潜在力（景観、文化的伝統、食など）を生かした文化観光を導入する。各集落を結ぶ周遊ルートやサインの整備による地域資源の利用率を引き上げるための方策を検討し、特に平戸市街地から集落まで、または集落内における動線について検討を行うこと。また、併せて受け入れ値の限界も見定めること。

・地域資源の有効活用から生み出される益が、地域に還元される仕組みを検討すること

・地域に継承される（または近年に行事が行われなくなった）文化の継承と公開のあり方を検討すること。

・教育や研修活動を推進し、地域の文化的価値と保存・保全活動について適切な理解促進に努めること。

・市内の文化的拠点施設との連携により、来訪者が集落の文化的価値について情報を得る機会を創出すること。また、その他情報発信のために必要な手法を検討すること。

5-4-2 対象地域におけるモニタリング

重要文化的景観の選定は、それをもって集落景観の保存管理計画が効果的に運用されることを示すものではない。実際には、本計画の運用状況についてモニタリングを継続し、場合によっては本計画の修正を行うことも必要になってくる。平戸市においては、集落景観を、それを構成するあらゆる特性とともに保存・保全し、有効活用することを目指しており、その保存・保全と活用のあり方は、将来にわたって有効に働く社会システムとして機能すると考えられる。

保存・保全については、定められた指針に従って集落景観がコントロールされているのか、活用については、ロードマップに示された計画が実施され、目標達成に近づいているのか、評価を行わなければならない。そのために求められることは、計画対象地域全体を把握し調整を行うことと、各集落において実施される事業や変化などを、常に監視できる体制を取ることである。全体の把握と調整には、行政の教育委員会事務局が当たるべきであり、集落内においては、地域のまちづくりグループがその役割を担う。

モニタリングは、適切な指標と判断基準に基づいて行わねばならず、数値化により経年の変化を示せるものでなくてはならず、今後、運用の中でシステム化していく必要がある。この数値を追いかける仕組みと分析が重要になってくる。

戦略をたてるということは、目標を実現するための手段を実行することである。現状のままでは、集落は存続できないという危機感を持ち、取り組みを行っていく必要がある。モニタリングとは現状を監視することに意味があるのではなく、次の戦略をたてるための基礎資料となる重要なアクションなのである。

参考文献

- 1) 長崎県（2010）『世界遺産登録に向けた公共事業のあり方ガイドライン』
- 2) 平戸市（2009）『平戸市景観計画』
- 3) 真板昭夫、比田井和子、高梨洋一郎（2010）『宝探しから持続可能な地域づくりへ』,学芸出版社

第6章 アクションプラン

第3章で示された文化的景観地域の目標像を達成していくために必要な事業を、短期計画及び中・長期計画として整理を行った。ここでいう短期計画とは、すぐにでも実施できる、いわば過度の財政負担、人的負担を強いらぬものである。一方、中・長期計画は、複数の事業を各部署で横断的に運用し連携を図るものであり、短期計画に沿って実施されてきたプランの後押しをするとともに、市の総合施策としてより強固な地域づくりを押し進めるものである。

6-1 短期計画

本計画策定後、すぐに事業を動かせるように、平戸市総合計画実施計画（平成25年度～平成27年度）に計上されている事業の中から「食と景観、人材育成を支える施策」の抽出（表12）を行った。

現在、各部署で運用されているこれらの事業については、各々が情報共有の上、横への事業連携を図る必要がある。また、国や県の制度を活用することで、より高い事業効果を得ることができると考えられる。

表12 平戸市における「食と景観、人材育成を支える施策」一覧

番号	施策体系	事業名	事業内容	年度			担当部署
●市民参画によるまちづくりの推進							
1	市民協働型社会の確立	協働によるまちづくり推進事業	協働モデル事業の実施、市民団体の自立した活動を支援	H25	H26	H27	企画課
2	多彩なコミュニティ活動の支援	地域の元気づくり支援交付金事業	地域コミュニティの活性化に対する補助	H25	H26	-	企画課
3	多彩なコミュニティ活動の支援	自治公民館整備事業	自治公民館施設の整備補助 ※重要文化的景観地区は75%に嵩上げ	H25	H26	H27	生涯学習課
●美しい自然環境の保全・継承							
4	環境保全対策の推進	海岸漂着物地域対策推進事業	海岸の景観、機能を保全するための漂流・漂着ごみの回収、処分	H25	H26	H27	市民課

●快適な生活環境の充実							
5	魅力ある居住空間の形成	環境美化推進事業	散乱ごみのパトロール及び回収	H25	H26	H27	市民課
6	魅力ある居住空間の形成	花とみどりのふるさとづくり事業	市内各地への植栽、花いっぱい推進事業補助	H25	H26	H27	市民課
7	魅力ある居住空間の形成	道路愛護推進事業	市道の環境美化活動を自発的に行う市民活動団体を支援	H25	H26	H27	建設課
8	都市環境の整備	都市計画マスタープラン策定事業	都市計画法に基づく、都市計画に関する基本的な方針となるマスタープランの策定	H25	-	-	都市計画課
9	都市環境の整備	街なみ環境整備事業	電線地中化、修景施設整備費補助及び道路美装化	H25	H26	H27	都市計画課
10	都市環境の整備	美しいまちづくり支援事業	まちづくり景観資産に登録された建物の改修補助	H25	-	-	都市計画課
●笑顔いっぱいのまちづくり							
11	健康づくりの推進	食育推進事業	食育推進計画に基づき、食育推進リーダーを育成するとともに、食の安全・地産地消の普及啓発活動を実施	H25	H26	H27	保健センター
●生きがい輝く生涯学習の推進							
12	社会教育の充実	生涯学習推進事業	人材育成養成講座や資格取得に対する支援、市民自らが企画・運営する生涯学習講演会の開催などを展開	H25	H26	H27	生涯学習課
13	社会教育の充実	公民館講座開催事業	生涯学習の拠点施設である公民館で地域の住民のニーズにあった各種講座・学級等を開催	H25	H26	H27	生涯学習課

14	社会教育の充実	社会教育推進事業	生涯学習振興及び地域コミュニティ活動推進のための支援	H25	H26	H27	生涯学習課
15	社会教育の充実	公民館講座開催事業	生涯学習の拠点施設である公民館で地域の住民のニーズにあった各種講座・学級等を開催	H25	H26	H27	生涯学習課
●地域固有の文化の継承と創造							
16	歴史・伝統文化の保存・継承・活用	世界遺産登録推進事業	世界遺産早期登録に向けた各種調査や推進活動	H25	H26	H27	文化遺産課
17	歴史・伝統文化の保存・継承・活用	重要文化的景観保護推進事業	重要文化的景観区域内の景観構成要素の修理修景 (民家、付属屋の改修など)	H25	H26	H27	文化遺産課
●次代を見据えた地域産業の振興							
18	魅力ある農林業の振興	耕作放棄地解消総合対策事業	耕作放棄地の解消を図るため、水路・農道等施設整備に対する補助	H25	-	-	農林課
19	魅力ある農林業の振興	中山間地域等直接支払交付金事業	耕作放棄地の解消や農地の多面的機能の増進を行う活動に対する支援	H25	H26	-	農林課
20	魅力ある農林業の振興	農地・水保全管理支払交付金事業	農地・農業用水路等資源の保全管理活動に対する支援	H25	H26	H27	農林課
21	魅力ある農林業の振興	放牧地推進事業	放牧地における飼料作物の定着化を図るための整備費補助	H25	H26	H27	農林課
22	魅力ある農林業の振興	森林施業促進事業	森林の間伐作業に対する補助	H25	H26	H27	農林課
23	豊かな水産業の振興	豊かな海づくり事業	担い手対策支援、高付加価値型漁業の振興などの取り組みに対する助成	H25	H26	H27	水産課

24	にぎわいのある商工業の振興	にぎわいづくり支援事業（商工）	商店街の活性化、新商品の開発、特産品の販路開拓、新規創業に対する助成	H25	H26	H27	商工物産課
25	にぎわいのある商工業の振興	農産物加工新商品開発支援事業	6次産業化に取り組もうとする農業者等に対し、農産物の加工品による新商品の開発への支援	H25	-	-	商工物産課
●平戸ブランドの確立							
26	特産品の振興	平戸ブランド戦略的プロモーション推進事業	地域資源のブランド化を推進するため、首都圏でのプロモーションの展開や販路拡大のための販売促進活動並びに市内での平戸産品を活用した誘客、商品普及事業に対する補助	H25	H26	H27	商工物産課
●宝を活かした観光の推進							
27	テーマ観光の推進	市内周遊型定期観光バス運行事業	年間を通じた市内観光施設を巡る周遊観光バスの運行経費	H25	H26	H27	観光課
28	人にやさしい観光地づくり	観光ガイド育成事業	観光ガイド育成を目的とした平戸検定の実施	H25	H26	-	観光課
29	観光プロモーションの強化	観光宣伝ツール作成事業	観光情報発信のための観光ガイドブック等の作成	H25	H26	H27	観光課

6-2 中・長期計画

本計画が短期計画により、より明確に機能し始めた段階で実施するプログラムである。より大きな事業を計画的に実施することで、短期計画に沿って実施されてきたプランの後押しをするとともに、より強固な地域づくりへとつなげることを目的とする。

短期計画実施の過程で明らかになった問題点には柔軟に対応することとしているが、基本的には以下のカテゴリで各施策を共通目標に向かって再構築または新設していく必要がある。より具体的には、今後開催される文化的景観推進委員会の中で詰めていくこととする。

※公共事業プログラムの構築が目的であるが、ロードマップにより計画される民間の取り組みも加えていく必要がある。

表13 「平戸島の文化的景観」の中長期（概ね今後10ヵ年を目処）における公共事業プログラムの方針

(1) 保存管理

施策名	事業名	事業概要	事業期間	関係団体
1. 基本的な保存管理	文化的景観保存計画に基づく管理	文化的景観推進委員会の開催及び現状変更などの調整	～H34	市文化遺産課 文化庁
	文化的景観整備活用計画に基づく事業実施	修理修景事業、普及・啓発事業ほか、整備活用計画に記載される事業	～H34	市文化遺産課 文化庁
	景観計画に基づく管理	現状変更などの調整	～H34	市都市計画課
	自然公園法に基づく管理	許認可	～H34	環境省
2. マナーやルールの確立	マナーやルールの策定、普及事業	来訪者や地域住民が守るマナーやルールを定めるとともに、その普及啓発を行う。	～H27	市文化遺産課 市観光課 地域住民
3. 維持・保全活動の拡充	資産等の監視体制の強化	パトロールなどを行い維持保全を強化する。	～H34	市文化遺産課 地域住民

(2) 調査研究

施策名	事業名	事業概要	事業期間	関係団体
1. 基礎的調査研究の実施	基礎的調査研究	発掘調査や文献調査などの調査事業	～H34	市文化遺産課 博物館
2. テーマ別調査研究の実施	総合的な調査研究	テーマを設定して調査研究を行う。追加選定にかかるものや、活用の手法などテーマは多様である。	～H27	市文化遺産課 市観光課 平戸観光協会 博物館
3. 調査研究にかか る総合調整機能の充 実	研究拠点の整備	展示、学習、調査研究機能などを有する研究機関及び場所の設置	～H27	市文化遺産課 市観光課 博物館

(3) 情報発信

施策名	事業名	事業概要	事業期間	関係団体
1. ブランドイメージ構築	ブランドイメージ構築事業	資産の魅力や価値を高めるための効果的な情報発信など	～H34	市商工物産課 市観光課
2. 情報発信拠点の整備	情報データベースの作成	地域の情報を保存活用するためのデータベースの作成	～H26	市文化遺産課
	WEBの活用	WEBサイトを活用した情報の提供	～H26	市文化遺産課 市政策推進課
3. PR活動の推進	ツアー創出	地域資源を活用したエコツアーの実施	～H28	市文化遺産課 市観光課 平戸観光協会
	世界遺産登録記念事業	登録を推進するシンポジウムなどの実施	～H27	市文化遺産課 県世界遺産室
	各種シンポジウム開催	文化的景観普及・啓発シンポジウムなどの実施	～H27	市文化遺産課
	地域普及啓発事業	地域住民向けのイベントや祭りの開催、勉強会の実施	～H34	市文化遺産課 市政策推進課 市観光課
	各種情報媒体の活用	新聞、情報誌、普及・啓発チラシ「みのり」の活用	～H34	市文化遺産課 市観光課
	魅力発信事業	様々な媒体(テレビ、ラジオ、新聞、WEBなど)の活用	～H34	市文化遺産課 市観光課
	文化観光振興事業	行政と民間の協働による観光PR事業	～H34	市文化遺産課 市観光課
	文化観光パンフレット	総合的な宣伝ツールの作成	～H27	市文化遺産課 市観光課
	ガイドブック・マップ	詳細なガイドブックなどの作成	～H27	市文化遺産課 市観光課
	外国語対応パンフレット	詳細なガイドブックなどの作成(外国語版)	～H27	市文化遺産課 市観光課
	PRビデオの作成	普及・啓発ビデオの作成	～H27	市文化遺産課 市観光課
4. 教育、普及活動の推進	生涯学習の取り組み	地域住民への学習の機会の創出	～H34	市文化遺産課 市生涯学習課
	児童、生徒向けの取り組み	文化財を学ぶ学習機会の創出、地域住民とのふれあいの場の創出	～H34	市文化遺産課 市学校教育課

(4) 受け入れ

施策名	事業名	事業概要	事業期間	関係団体
1. ガイダンス機能の充実	拠点施設の検討	拠点及びサテライト施設の企画及び検討	～H27	市文化遺産課
	周辺整備事業	トイレ、駐車場など便益施設整備	～H30	市文化遺産課 市都市計画課 市観光課
	便益施設維持管理	施設維持管理に関する方針の検討	～H27	市文化遺産課 地区住民
2. 来訪者の誘導	モデルコースの設	着地型プログラムの開発	～H28	市文化遺産課

	定			市観光課 平戸観光協会 地区住民
	資産の整備活用事業	整備活用計画の実施	～H34	市文化遺産課
3. ガイド体勢の充実整備	ガイドの養成、体勢の整備	ガイドの養成と受付窓口などの検討	～H27	市文化遺産課 市観光課 地元 NPO 地元住民
4. アクセスルートの整備	アクセシビリティの向上（道路、公共交通機関など）	道路や交通機関のボトルネックを解消し、アクセシビリティの向上を図る。	～H34	市建設課 市農林課 市水産課
	道路案内標識の設置	既存標識との整合を図り、機能的な案内の役割を果たすための整備	～H30	市文化遺産課 市観光課
5. ホスピタリティの醸成	ホスピタリティの醸成	定期的な勉強会などの開催による、もてなしの心の醸成と共有化	～H27	市文化遺産課 市観光課 地元住民
	外国人観光客の受け入れ態勢の整備	語学力の向上、指差しカードなど	～H27	市文化遺産課 市観光課 地元住民
	バリアフリー情報の提供	公衆トイレや博物館、集落における文化観光ルートの設定などに関する情報の提供	～H27	市文化遺産課 市観光課
6. 安全対策の充実	安全施設整備事業	災害危険箇所へ適切な整備を行うとともに周知を図る	～H34	市建設課 市農林課
	危機管理体制の整備	事故や災害発生など不測の事態に対応するための連絡・通報体制の整備と危機管理マニュアルの策定	～H27	市文化遺産課 市総務課 市消防本部

(5) 活用

施策名	事業名	事業概要	事業期間	関係団体
1. ツーリズムの推進	ツーリズムの推進	農家民泊、エコツーリズムの導入	～H30	市文化遺産課 市観光課 市農林課 市水産課 市商工物産課 市企画課 市政策推進課
2. マーケティング	地元物産の販売促進	食と景観を売りに、安心・安全による高付加価値化の推進	～H34	市文化遺産課 市商工物産課 市観光課
	勉強会の実施	行政や地域住民に対するマーケティングに関する勉強会の開催	～H27	市文化遺産課 市商工物産課 市観光課
3. 伝統文化の振興	伝統文化の保存・継承・情報発信に資する取り組み	伝統文化に関する調査を実施し、文化継承に関する課題解決に向けた検討を行うとともに、地域文化の情報発信	～H27	市文化遺産課 博物館

		を行う。		
	地域住民などへの助成事業	地域住民などが実施する取り組みを支援する。	～H34	市企画課 市商工物産課
	伝統文化記録保存	デジタル化事業など	～H34	市文化遺産課
4. 資源の活用推進	空き家の活用	空き家を活用した地域活性化を図るための事業	～H34	市文化遺産課 市企画課
	休耕地の活用	耕作放棄地を活用し、地域活性化を図るための事業	～H34	市文化遺産課 市農林課 市農業委員会
	人材育成及び技術的支援の実施	人材育成及び技術的支援の実施	～H34	市文化遺産課 市企画課 市農林課
5. 資産の公開活用	地域の文化的価値に配慮した公開事業	資産所有者との連携を図り、資産を消費しない公開活用を実施する。	～H27	市文化遺産課 市観光課

(6) 景観形成

施策名	事業名	事業概要	事業期間	関係団体
景観阻害要素の除去	修理修景事業	屋外広告物の撤去、観光サインなどの整理、工作物などの除去など	～H34	市文化遺産課
景観の向上	修理修景事業	建造物などに対する修理修景事業の実施	～H34	市文化遺産課
	地域住民などへの助成事業	地域が協働し、主体的、持続的に取り組む良好な景観形成の推進に対する助成	～H34	市文化遺産課 市企画課

6-3 財源調査

平戸市の財政状況は、これまでの財政健全化計画の実施や普通交付税の増額などの効果により改善の兆しはあるものの、市税収入などの一般財源収入の大幅な増加は期待できず、厳しい状況が続くと考えられる。

また、今後の財政の見通しでは、普通交付税の合併算定替の逡減の影響や公債費の増加などから、平成 29 年度から収支の均衡が取れなくなり、平成 33 年度では財政調整基金及び減債基金が底をつくという見通しであり、更なる財政健全化の取り組みが必要になる。

このような中で、平戸市総合計画を予算編成の柱とし、特に以下①～⑤を重点施策と定め、予算配分を行っている。

- ①市民の安心・安全、ゆとりの確保（安全・安心なまちづくりの推進）
- ②観光戦略の構築（宝を生かした観光の推進）
- ③全国に誇れる地域ブランドの確立（平戸ブランドの確立）
- ④少子高齢化対策（ともに支えあう福祉の充実）
- ⑤合併特例措置廃止を見据えた財政運営

このような中、文化財行政の予算だけで本計画を運用することは難しい。しかし、平戸市には既に「食と景観を支える施策」(表12)が多くあり、これらを同じ目標に向かって動かすだけで、より大きな効果をあげることができると考えられる。短期的には、より横断的な体勢による情報共有を行うことが何よりも重要になってくる。

中・長期計画(6-2)においては、重要文化的景観保護推進事業を中心に、より戦略的な事業計画を策定する必要がある。また、下記に示すような国・県の支援策の活用も考えられる。

その他、地域における整備・活性化事業などに活用できる支援策

制度名称	種別	財源	県庁所管課
・文化財建造物等を活用した地域活性化事業費補助	補助金	国	・学芸文化課
・重要文化財建造物等公開活用事業費補助 ・世界遺産保存・活用等整備事業補助金(民間所有者の負担軽減)	補助金	国・県	・学芸文化課 ・世界遺産登録推進室
・地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業費補助	補助金	国	・学芸文化課
・文化遺産を活かした地域活性化事業費補助	補助金	国	・学芸文化課
・重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業費補助 ・指定文化財保存整備事業費補助金(国庫継ぎ足し) ・世界遺産保存・活用等整備事業補助(民間所有者の負担軽減)	補助金	国・県	・学芸文化課 ・世界遺産登録推進室
・史跡等保存管理計画等策定費補助 ・指定文化財保存整備事業費補助金(国庫継ぎ足し)	補助金	国・県	・学芸文化課
・史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費補助 ・指定文化財保存整備事業費補助金(国庫継ぎ足し)	補助金	国・県	・学芸文化課
・史跡等購入費補助 ・指定文化財保存整備事業費補助金(国庫継ぎ足し)	補助金	国・県	・学芸文化課
・指定文化財保存整備事業費補助金	補助金	県	・学芸文化課
・世界遺産整備活用事業補助金	補助金	県	・世界遺産登録推進室
・長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金	補助金	県	・地域振興課 ・都市計画課 ・観光振興課
・女性力でながさきを活性化プロジェクトチャレンジ事業	補助金	県	・男女共同参画室
・緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金	補助金	その他	・緊急雇用対策室

(起業支援型地域雇用創造事業)			
・緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金 (起業支援型地域雇用創造事業)		その他	・緊急雇用対策室
・離島活性化交付金	交付金	国	・地域振興課
・過疎地域等自立活性化推進交付金	交付金	国	・地域振興課
・離島漁業再生支援交付金	交付金	国	・漁政課
・森林・山村多面的機能発揮対策交付金	交付金	国	・林政課
・社会資本整備総合交付金（広域連携事業）	交付金	国	・政策企画課
・社会資本整備総合交付金	交付金	国・県	・道路維持課
・過疎対策事業債	起債	その他	・地域振興課
・辺地対策事業債	起債	その他	・地域振興課
・長崎県とイオン（株）との包括連携協定	寄附金	その他	・政策企画課
・長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく 地区指定		県	・未来環境推進課

平戸島の文化的景観整備活用計画

平成 25 年 8 月

平戸市文化的景観推進委員会

編集・発行 長崎県平戸市教育委員会

〒859-5192

長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3